

保育施設利用のご案内

令和5年7月版

クラス年齢 4月1日時点の年齢で決定します。年度途中で誕生日を迎えてもクラス年齢は変わりません。

<令和5年度>

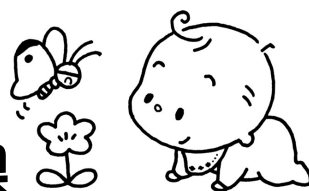
クラス	生 年 月 日		
5歳児クラス	平成29(2017)年4月2日	～	平成30(2018)年4月1日
4歳児クラス	平成30(2018)年4月2日	～	平成31(2019)年4月1日
3歳児クラス	平成31(2019)年4月2日	～	令和 2(2020)年4月1日
2歳児クラス	令和 2(2020)年4月2日	～	令和 3(2021)年4月1日
1歳児クラス	令和 3(2021)年4月2日	～	令和 4(2022)年4月1日
0歳児クラス	令和 4(2022)年4月2日	～	園により受入開始月齢が異なります

<令和6年度>

クラス	生 年 月 日		
5歳児クラス	平成30(2018)年4月2日	～	平成31(2019)年4月1日
4歳児クラス	平成31(2019)年4月2日	～	令和 2(2020)年4月1日
3歳児クラス	令和 2(2020)年4月2日	～	令和 3(2021)年4月1日
2歳児クラス	令和 3(2021)年4月2日	～	令和 4(2022)年4月1日
1歳児クラス	令和 4(2022)年4月2日	～	令和 5(2023)年4月1日
0歳児クラス	令和 5(2023)年4月2日	～	園により受入開始月齢が異なります



市川市 こども施設入園課









【お問い合わせ先】

こども施設入園課 入園グループ(第1庁舎2階) TEL: 047-711-1785(直通)






子育てナビ行徳(行徳支所2階) TEL: 047-359-1391(直通)

受付時間 8:45～17:15(土日祝・年末年始を除く)

【お知らせ】

<p>●認可保育施設の開園情報をLINEでお知らせします</p> <p>右のQRコードを読み取り、市川市公式LINEアカウントの友だち登録をしたうえで、次のとおり受信設定をお願いいたします。</p> <p>【子育て→その他お知らせ→未就学児のお子様の登録】</p> <p>※市川市公式LINEアカウントの「オンライン申請」から、希望園変更届の申請が可能です。</p>			
<p>●「保育施設利用のご案内」の内容変更について市公式Webサイトでお知らせします</p> <p>「保育施設利用のご案内」(この冊子)の内容について変更が生じた場合、市公式Webサイトでお知らせしますので保育施設利用申込みの際は、最新情報をご確認の上お申込みいただくようお願いいたします。</p>			
<p>●公立保育園の民営化について</p> <p>「市川市公立保育園民営化ガイドライン」に基づき、民営化を予定している公立保育園を公表しています。</p>		<p>●認可保育施設の利用申込みについて</p> <p>募集人数を毎月更新しています。</p>	
<p>●申請書のダウンロード (申込み・利用中)</p>		<p>●いちかわ保育ルーム</p> <p>募集人数を毎月更新しています。</p>	

【PC・スマートフォンでできるお手続きについて】

<p>●希望園変更届 (kintone)</p> <p>希望の保育施設を変更する場合は各月申込み期間内(締切日は17:15まで)に申請してください。市公式LINEアカウントの「オンライン申請」からも希望園変更申請画面にアクセスできます。</p>			
<p>●保留通知の申請について</p> <p>右のQRコードから申請ができます。発行には約1週間かかりますので余裕をもってご申請ください。</p>		<p>●保育施設を退園するとき</p> <p>右のQRコードから提出ができます。退園月の末日までにご提出ください。</p>	
<p>●申込みを取り下げるとき</p> <p>右のQRコードから提出ができます。</p>		<p>●内定を辞退するとき(利用承諾通知前)</p> <p>右のQRコードから提出ができます。ご提出の際は、こども施設入園課にご連絡ください。</p>	

目次

1. 保育施設の種類	2
2. 教育・保育給付認定 保育の必要な事由／保育の必要量／保育の必要な事由と有効期間／教育・保育給付認定の申請及び 支給認定証の発行	4
3. 認可保育施設の利用申込みから入園までの流れ	6
4. 認可保育施設の利用申込み期間及び利用調整結果通知発送予定	7
5. 教育・保育給付認定申請及び認可保育施設利用申込み 窓口での申込み／郵送での申込み／申込みに必要な書類／個人番号（マイナンバー）について	8
6. 認可保育施設利用申込みにあたっての注意事項 受入月齢について／生後6ヶ月未満のお子さんの申込み／保育施設の希望について／ 食物アレルギー・宗教等の食事制限・薬の預かりについて／病気や障がいがあるお子さん、発達に心 配があるお子さんの申込み／育児休業を取得している方の注意事項／妊娠・出産での申込み／兄弟 姉妹で同時に申込みをする場合／その他の注意事項	14
7. 市川市民の方が市川市外の認可保育施設を申込みする場合	18
8. 市川市外にお住まいの方が市川市内の認可保育施設を申込みの場合	19
9. 申込み後の注意事項	20
10. 認可保育施設の利用調整 利用調整の結果通知／内定の場合／保留の場合／利用調整における基準指数及び調整指数	23
11. 認可保育施設入園時の注意事項	27
12. 認可保育施設利用中の注意事項 教育・保育給付認定内容又は家庭状況に変更があった場合／欠席する場合／休日保育／ 延長保育／翌年度の継続利用手続き／市内の認可保育施設への転園申込み／退園	28
13. 認可保育施設の利用者負担額（保育料）及び給食費（副食費） 0歳児～2歳児クラスの利用者負担額（保育料）／3歳児～5歳児クラスの給食費（副食費）／ 保育施設利用者負担額（月額）	31
14. 簡易保育園 簡易保育園保育料補助金／子育てのための施設等利用給付／簡易保育園一覧表（市川市内）	35
15. 市川市企業主導型保育施設（地域枠あり）	46
16. 一時預かり	47
17. いちかわ保育ルーム	51
18. その他の子育て支援サービス 病後児保育／ファミリー・サポート・センター／いちかわっこ WEB	53
よい保育施設の選び方 10か条	54
認可保育施設マップ	55

1. 保育施設の種類

保育施設には、「子ども・子育て支援法」により教育・保育の場として設けられた保育園、認定こども園、地域型保育、幼稚園のほか、認可を受けていない保育施設があります。

下の表の保育施設のうち、太枠で囲った施設を総称して「認可保育施設」とよび、申込み先がこども施設入園課になりますので、こちらのご案内をお読みのうえ利用申込みをしてください。

認可保育施設マップを P55 に地区別に掲載していますので、ご参照ください。

分類				申込先	備考	
保育園 (0歳～5歳児)	認可保育園	児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準に基づき県知事に認可された施設	公立保育園	設置・運営は市川市	こども施設入園課	公立保育園の民営化については市公式Webサイトをご参照ください。 認可保育施設の利用申込みに関する記載(P4～22)をお読みのうえ利用申込みをしてください。
			私立保育園	設置・運営は社会福祉法人等の民間事業者		
	認可外保育園	認可保育園以外の保育施設	簡易保育園		各施設	簡易保育園保育料補助金又は子育てのための施設等利用給付(幼児教育・保育の無償化)の対象となります。 P35～45をご参照ください。
			企業主導型保育施設		各施設	P46をご参照ください。
事業所内保育施設			各施設			
認定こども園 (0歳～5歳児)	教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育園の機能をあわせもつ施設	2号・3号認定 (P4をご参照ください)		こども施設入園課	認可保育施設の利用申込みに関する記載(P4～22)をお読みのうえ利用申込みをしてください。	
		1号認定		各施設	子育てのための施設等利用給付(幼児教育・保育の無償化)の対象となります。 詳しくは市公式Webサイトをご参照ください。	
幼稚園 (3歳～5歳児)	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設	市立幼稚園…2年保育		各施設	詳しくは市公式Webサイトをご参照ください。	
		公認私立幼稚園…3年保育		各施設		
		幼稚園類似施設…3年保育		各施設		
地域型保育 (0歳～2歳児)	小規模保育 ※1	定員が6人から19人までの保育施設		こども施設入園課	認可保育施設の利用申込みに関する記載(P4～22)をお読みのうえ利用申込みをしてください。	
	家庭的保育 ※2	市が認定した家庭的保育者が保護者に代わり、居宅(又はそれに代わるその他の場所)という家庭的な雰囲気の中で認可保育園と連携を持ちながら保育を実施する施設				
	事業所内保育 ※3	会社等の事業所にある保育施設	地域枠			
			従業員枠		各施設	
居宅訪問型保育	保護者の自宅で1対1で保育を行う ※現在、市川市にはありません		—	—		

※1 小規模保育

3歳児以降の保育について	<p>○連携施設が設定されている小規模保育事業所と、設定されていない事業所があります。</p> <p>○連携施設のある小規模事業所については、連携施設への入園を希望する場合、優先的に入園することができます。その場合、他施設への希望はできません。</p> <p>○連携施設を希望せずに認可保育園や認定こども園への入園を希望する場合、10月1日時点で利用していれば、3歳児クラスの4月入園の利用調整時に限って加点して利用調整を行います。(P25 参照)この場合、連携施設に優先的に入園することはできません。</p> <p>○いずれの保育施設の利用を希望する場合も、新たな申込みが必要になります。連携施設を希望する場合は「小規模保育事業等連携施設利用申込書」によりお申込みください。</p>
その他	小規模保育事業所に利用申込みをするお子さんの兄弟姉妹が連携施設を利用している(幼稚園の場合は「預かり保育」を利用している、又は利用を予定している)場合、加点して利用調整を行います。(P25 参照)

※2 家庭的保育

市が認定した家庭的保育者とは	<p>①市が行う研修等を修了し、市長が認める者</p> <p>②乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>以上の条件をすべて満たした人物です。家庭的保育者は、お子さんに対する深い愛情と子育てへの熱意を持ち、保護者の方とお子さんに向き合い、二人三脚で子育てを応援します。</p>
利用対象者	乳幼児と家庭的保育者との間に3親等以内の親族関係がないことが条件です。
保育場所	家庭的保育者の居宅、又はそれに代わるその他の場所(市公式webサイト「家庭的保育事業について」をご覧ください。)
食事	食物アレルギーをお持ちのお子さんについては、医療機関受診後医師の指示の結果を基にご相談の上、弁当持参となります。
利用申込みの注意	<p>申込みの前に見学が必須となります。(お子さん同伴での見学となります。)</p> <p>見学される前にこども施設入園課へご連絡ください。</p>
3歳児以降の保育について	3歳児以降、認可保育施設に入園を希望する場合は新たに申込みが必要です。10月1日時点で利用していれば、3歳児クラスの4月入園の利用調整時に限って加点して利用調整を行います。(P25 参照)
その他	家庭的保育の内定辞退、家庭的保育からの転園については認可保育園と同等の扱いとなります。

※3 事業所内保育

事業所内保育とは	地域型保育事業として市町村の認可を受けるもの(利用定員に応じた地域枠を設けているもの)と認可を受けず認可外保育園として運営しているものの2種類があります。
従業員枠とは	事業所の従業員で、保護者のいずれか又は両方が働いているか、病気・出産などで子どもの保育ができない方が利用する枠です。事業所に直接申込みを行い、利用(内定)が決まりましたら、事業所で取りまとめた書類を、直接施設から市川市へ提出してもらいます。それに基づき、教育・保育給付認定と保育の利用決定を行います。
地域枠とは	他の認可保育施設と同様に利用する枠のことです。3歳児以降、保育施設に入園を希望する場合は新たに申込みが必要です。10月1日時点で利用していれば、3歳児クラスの4月入園の利用調整時に限って加点して利用調整を行います。(P25 参照)

2. 教育・保育給付認定

認可保育施設を利用するためには、教育・保育給付認定申請を行い、下表による2号又は3号の認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢	必要性	利用先
2号認定(保育認定)	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、 認可保育施設で保育を希望	認可保育園 認定こども園 地域型保育
3号認定(保育認定)	満3歳未満		

【保育の必要な事由】

認可保育施設を利用するためには、保護者が「保育の必要な事由」としていずれかに該当することが必要です。

- 1 就労(月64時間以上)
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病、障がい
- 4 同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護(月64時間以上)
- 5 災害復旧
- 6 求職活動(起業準備を含む)、就労内定
- 7 就学(学校教育法に規定された学校等、職業訓練校における職業訓練、月64時間以上)
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- 10 その他、上記に類する状態として市長が認める場合

【保育の必要量】

2号認定・3号認定のうち保育の必要量に応じて「保育短時間」、「保育標準時間」のいずれかに区分されます。

◎「保育短時間」利用……施設の規定による最長8時間 (例:9:00~17:00)

※各保育施設の保育短時間の時間帯については、P55~の認可保育施設マップをご参照ください。

◎「保育標準時間」利用……「保育短時間」利用の枠を超えて保育を必要とする時間(最長11時間)

※利用時間には、通勤・通学時間を含みます。

【保育の必要な事由と有効期間】

事由	保育の必要量		有効期間	
	標準時間	短時間	3号認定(満3歳未満)	2号認定(満3歳以上)
1 就労	○	○	3歳の誕生日の前々日	就学前の3月31日
2 妊娠・出産	○		出産予定日の属する月から2ヶ月後の月末	
3 保護者の疾病、障がい	○	○	3歳の誕生日の前々日 (注1)	就学前の3月31日 (注1)
4 同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護	○	○	3歳の誕生日の前々日 (注1)	就学前の3月31日 (注1)
5 災害復旧	○		3歳の誕生日の前々日	就学前の3月31日
6 求職活動、就労内定		○	3歳の誕生日の前々日	就学前の3月31日
7 就学	○	○	在学期間終了の月末	
			3歳の誕生日の前々日	就学前の3月31日
8 虐待やDVのおそれがあること	○		3歳の誕生日の前々日	就学前の3月31日
9 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること(注2)		○	育児休業対象児童の育児休業期間終了日の月末	
			3歳の誕生日の前々日	就学前の3月31日

(注1) 3(保護者の疾病、障がい)、4(介護、看護)に該当する方は、保育の必要性を確認する書類に応じて、有効期間を決定します。

(注2) 9(育児休業取得中)に該当する方で、他の未就学児が認可保育施設の利用申込みをしている場合は、在園児童と申込み児童の保育の必要な事由及び保育の必要量が異なります。

在園児童⇒保育の必要な事由「育児休業」 保育の必要量「保育短時間」

申込児童⇒保育の必要な事由「就労」 保育の必要量「保育標準時間」又は「保育短時間」

【教育・保育給付認定の申請及び支給認定証の発行】

●保育施設の利用申込みの際に「教育・保育給付認定申請書」を提出してください。(P9 参照)

●「保育の必要な事由」、「保育の必要量」を確認し、「支給認定証」を発行します。

※保育の認定基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合や、該当事由により有効期間の希望に添えない場合があります。

※「支給認定証」は保育の必要性を判定したもので、認可保育施設への入園をお約束するものではありません。

※教育・保育給付認定申請の内容が事実と異なる場合、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

●お子さんが3歳になる月の前月に、3号認定(3歳未満)から2号認定(3歳以上)への切り替えの通知書及び新しい「支給認定証」をお送りします(手続きは不要です)。

※有効期間が終了した場合、既に発行している「支給認定証」は無効となります。

3. 認可保育施設の利用申込みから入園までの流れ

保育施設の見学

希望する保育施設にお子さんと一緒に
見学し、保育方針・アレルギーの対応等
ご確認ください。
(保育施設への事前連絡必須)
P14、P55 参照

ご相談 <随時>

受付窓口では、保育園の入園についてのご相談を随時受け付けています。
・どんな保育園があるのか？
・保育園の空き状況は？
・申込みに必要な書類は？ など

保育施設利用申込み <申込み期間中>

- ・利用申込みに関する記載(P8～17)をご参照のうえお申込みください。
- ・申込み前に新園の開設、保育施設の募集人数、手続等に関する情報を市公式 Web サイト等でご確認ください。
- ・申込み後に申請内容に変更があった場合速やかに届け出てください。(P20～22 参照)

利用調整

保育利用の希望、保育施設の状況に応じて市で利用調整を行います。(P23～26 参照)

<内定の場合> 利用調整結果通知(内定通知)

- ・利用調整結果を郵送にて送付します。発送予定日については P7 をご参照ください。
- ・保留となった場合、同年度は継続して利用調整を行います。(再申込みの必要はありません)
- ・保留の場合は、入所希望月(希望する最初の月)のみ送付します。
- ・4月1次利用調整で保留となった場合は、空き状況を確認のうえ4月2次利用調整の希望園を変更することができます。

※電話および窓口での利用調整結果のお問合せはできません。

<保留の場合> 利用調整結果通知(保留通知)

面接 ・ 入園決定

- ・面接は、入園内定した保育施設で行います。(P23 参照) 詳細は内定通知に記載されます。
- ・面接後、入園が決定した場合、市または事業者より「利用承諾書」及び「利用者負担額通知書」を送付します。

入園

4. 認可保育施設の利用申込み期間及び利用調整結果通知発送予定

入園を希望する月により利用申込みができる期間を定めていますので、その期間中に、窓口へ持参又は郵送によりお申込みください。

★申込みの有効期限は、その年度の3月分までです。

翌年度の入園申込みには、改めて書類の提出が必要となりますので、ご注意ください。

【令和5年9月～令和6年9月の利用申込み】

入園希望月	申込み期間	結果通知発送予定
令和5年 9月	7月11日(火) ～ 7月31日(月)	8月 8日(火)
10月	8月 9日(水) ～ 8月31日(木)	9月 8日(金)
11月	9月11日(月) ～ 9月29日(金)	10月10日(火)
12月	10月11日(水) ～ 10月31日(火)	11月 9日(木)
令和6年 1月	11月10日(金) ～ 11月30日(木)	12月 8日(金)
2月	11月10日(金) ～ 11月30日(木)	12月20日(水)
3月	11月10日(金) ～ 11月30日(木)	12月20日(水)
4月(1次)	12月 1日(金) ～ 12月20日(水)	1月25日(木)
4月(2次)	2月 1日(木) ～ 2月16日(金)	3月 8日(金)
5月	3月11日(月) ～ 3月29日(金)	4月 8日(月)
6月	4月 9日(火) ～ 4月30日(火)	5月10日(金)
7月	5月13日(月) ～ 5月31日(金)	6月10日(月)
8月	6月11日(火) ～ 6月28日(金)	7月 8日(月)
9月	7月 9日(火) ～ 7月31日(水)	8月 8日(木)

【令和5年12月7日以降に生まれたお子さん】

※出生前の申込みはできません。出生後にお申し込みください。

	対象者	受付期間	結果通知発送
① 4/1入園 (第1次利用調整対象)	令和5年12月7日～ 12月27日生まれ	12月21日(木)～12月28日(木)	1月25日(木)
② 4/1～4/30入園 (第2次利用調整対象)	令和5年12月28日～ 令和6年2月29日生まれ	2月1日(木)～2月16日(金) ※2月16日～2月29日生まれの方 のみ3月1日(金)受付します。	3月8日(金)

【受付終了後(令和5年12月21日以降)に市川市への転入が決まり、4月入園を希望するお子さん】

申込み期間	対象となる利用調整	結果通知発送予定
令和6年2月1日(木) ～ 2月16日(金)	第2次利用調整	3月 8日(金)

※市川市へ直接お申込みください。(P19 参照)

5. 教育・保育給付認定申請及び認可保育施設利用申込み

教育・保育給付認定及び認可保育施設利用申込みは、入園希望月の申込み期間中に、下記のいずれかの方法で手続きをしてください。申込み締切日までに申込み書類の提出がない場合や、提出書類の不足や記入漏れなど書類に不備がある場合は、利用調整の対象とならないことや、利用調整において不利になることがあります。

【窓口での申込み】

<受付窓口>

窓口	場所	電話
こども施設入園課 入園グループ	第1庁舎2階 市川市八幡1-1-1	047-334-1111(代表) 047-711-1785(直通)
子育てナビ行徳	行徳支所2階 市川市末広1-1-31	047-359-1391(直通)

<受付時間> 8:45～17:15（土日祝・年末年始を除く）

※受付の際は、書類確認に時間がかかりますので余裕をもってご来庁ください。

※12:00～13:00の受付については、お待ちいただく場合もございますので、ご了承ください。

※申込書類はご記入のうえお越しください。不明箇所は窓口で確認のうえご記入いただいてもかまいません。

※4月の利用申込みは他の月に比べて多いため、窓口が混雑します。特に申込み開始日と締切日間際はかなりの混雑が予想されます。窓口でお申込みされる場合はできるだけ混雑時期を避けていただくとともに、時間に余裕をもってご来庁ください。また、郵送(簡易書留)での申込みもご利用ください。(締切日必着です)

●お子さんの同伴について

窓口でのお申込みの際、お子さんを同伴していただく必要はありません。

ただし病気や障がいがあるお子さんや発達について心配なことがあるお子さんは、看護師との面談のためお子さんと一緒にご来庁いただく必要がありますので、利用申込みの前にこども施設入園課にご連絡ください。(P15 参照)

【郵送での申込み】

<送付先>

〒272-8501
市川市八幡1-1-1
市川市 こども施設入園課 入園グループ 入園申込み受付担当

<送付時期>

入園希望月の申込み期間中に到着するように発送してください。

申込み締切日までに申込み書類が到着しない場合は、利用調整の対象となりません。

<送付方法>

- 必要書類の受け渡しを確実にを行うため、申込み書類は必ず簡易書留をご利用ください。
 ※簡易書留を利用しないご郵送の場合、利用調整の対象とならない場合があります。
 ※書類を紛失した場合や郵送事故など、不着についての責任は負いかねます。
 ※郵送料金に不足が無いようご注意ください。料金不足の書類は受け取ることができません。
- 申込み後に、不足書類の提出や、不備のあった書類の再提出をする場合は、普通郵便でも受け付けます。
 ※不足書類を郵送でご提出の場合、次の項目を提出書類にご記入ください。
 - ①お子さんのお名前
 - ②お子さんの生年月日
 - ③第1希望の保育施設名

<注意事項>

- 市川市民の方が市川市外の認可保育施設の利用を希望する場合は、提出された書類の確認(希望市区町村への問合せ)と保護者への伝達、不足書類の再提出等を円滑に行えるよう、可能な限り窓口でお申込みいただくようお願いいたします。(転出予定の方を除く)
- 市川市外にお住まいの方で、市川市内の認可保育所等の利用を希望する場合は、お住まいの市区町村で利用申込みをしてください。(P19 参照) (転入予定の方を除く)

【申込みに必要な書類】

- 認可保育施設利用申込みの際は、以下の①～⑤を確認し、必要な書類をご用意ください。
- 申込みを受け付けた時点で、3ヶ月以内に証明された書類が有効となります。
- 提出書類は、コピー可と表記のあるものを除き、すべて原本をご提出ください。
- 提出された書類の返却はできません。また、写し(コピー)の提供等も原則行っておりません。

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ① 教育・保育給付認定申請書 (市指定の用紙) | 《対象者》 ◆すべての申込み児童 |
| ② 保育所等利用申込書 (市指定の用紙) | 《対象者》 ◆すべての申込み児童 |

※①・②はお子さん1人につき1部必要です。

※記入にあたっては、「記入上の注意」をご参照ください。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ③ 保育の必要性を確認する書類 | 《対象者》 ◆父 ◆母 ◆同居の内縁の夫・妻 |
|-----------------|------------------------|

申込時の状況	必要書類	父	母
就労(復職予定の場合を含む)	就労証明書 (市または国指定の用紙) ※雇用主又は事業主が記入 雇用契約期間に定めがある場合、契約更新毎に提出が必要となります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就労日数・就労時間が変則の方	直近1ヶ月分のシフト表 (1ヶ月間の就労日・就労時間等の実績がわかるもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自営業の方	開業後1年以上の場合 : 確定申告書 第1表・第2表のコピー 開業後1年未満の場合 : 開業届のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

求職活動	不要 入園後2ヶ月以内に就労を開始し、「就労証明書」の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就労内定	就労証明書（市または国指定の用紙） ・・雇用（予定）期間が予定のもの ・雇用（予定）日が記入されている就労証明書の場合で、申込み月の翌月までに入園内定とならず就労開始できない場合、申込み月の翌々月の申込み期間内に就労証明書等の再提出が必要です（就労内定の状況が続く場合は、2ヶ月毎に提出が必要となります）。期間内に提出がない場合、入園要件を「就労内定」から「就労予定」に切り替え、基準指数を変更します。 （例）9月15日採用予定で、9月利用申込みの場合、9～10月の利用調整は「就労内定」ですが、11月の申込み期間内に就労証明書の提出がない場合、11月利用調整より「就労予定」となります。 ・保育施設入園後に就労開始する旨の就労証明書の場合、再提出の必要はありません。 ・就労開始した場合は、就労開始後に証明した「就労証明書」の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学	在学証明書・時間割表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
妊娠・出産	母子手帳のコピー（表紙及び分娩予定日のページ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保護者の疾病・障がい	診断書（市指定の用紙）又は障害者手帳のコピー 診断書は医師による証明が必要です（整骨院等は不可）。 診断書の内容によっては、保育の必要性を確認する書類として認められない場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護・看護	介護・看護・付添状況申告書（市指定の用紙） 被介護者の診断書（市指定の用紙）又は障害者手帳のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害復旧	罹災証明書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
虐待やDVのおそれ	関係機関からの証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④ 母子手帳のコピー（最新の健康診査のページ）

《対象者》 ◆すべての申込み児童

お子さんの健康状態を確認するため、最新の健康診査の受診結果が記録された母子手帳のページのコピーをご提出ください。

※健診未受診の場合は、その理由及び受診予定を「申告書」（様式不問）にご記入の上提出いただき、受診後お早めに健診結果のコピーをご提出ください。

※1歳6か月健診の受診結果のコピーを提出する際に、「1歳6か月児健康診査記録票」がある場合は、そのコピーもあわせてご提出ください。

※利用申込み後に受診した健診で指摘事項があった場合には、その受診結果が記録された母子手帳のページのコピーをご提出ください。

⑤ その他状況に応じて提出していただく書類

《対象者》 ◆世帯の状況に応じて該当する方のみ

<保護者の就労状況>

申込時の状況	提出書類	
育児休業・産後休暇から復職予定の方	育児休業（産後休暇）からの復職に関する申告書（市指定の用紙）	<input type="checkbox"/>

市内の認可保育施設に保育士・保育教諭として産後休暇・育児休業から復職する方、就労内定の方(いずれも勤務時間が休憩を除き週35時間以上の方)	保育士:保育士証のコピー 保育教諭:保育士証及び幼稚園教諭免許状のコピー 保育士就労に関する同意書(市指定の用紙)	<input type="checkbox"/>
市外の認可保育施設又は市内外の認可外保育施設に保育士・保育教諭として産後休暇・育児休業から復職する方(いずれも勤務時間が休憩を除き週35時間以上の方)	保育士:保育士証のコピー 保育教諭:保育士証及び幼稚園教諭免許状のコピー	<input type="checkbox"/>

<世帯の状況>

申込時の状況	提出書類	
65歳未満の祖父母と同居している場合(住民票上別世帯でも同一住所又は同一建物・マンション等に住んでいる場合は同居とみなします。)	同居祖父母の就労証明書等、保育の必要性を確認する書類(P9~10の書類) ※提出がない場合、利用調整において不利になります。(P25参照)	<input type="checkbox"/>
生活保護世帯	生活保護受給証明書	<input type="checkbox"/>
ひとり親世帯、両親不存在(注1)	世帯状況申立書(市指定の用紙) 戸籍全部事項証明(離婚の場合は離婚後のもの、離婚成立日と親権者が記載されているもの)(コピー可)	<input type="checkbox"/>
ひとり親世帯(予定)(注1)	世帯状況申立書(市指定の用紙) 離婚調停のわかるもの(裁判所からの呼出し状等、コピー可) ※DVのおそれがある場合はこども施設入園課にご相談ください。	<input type="checkbox"/>
保護者やお子さん、同居家族で外国籍の方	特別永住者証明書又は在留カードのコピー(表裏) 資格外活動許可証のコピー ※在留資格を確認できる書類・資格外活動許可証がない場合、申込みを受付することができません。	<input type="checkbox"/>
令和6年8月までの利用申込みにおいて、令和5年1月1日に市川市に保護者の住民票がなかった場合	市川市に住民票がなかった保護者の所得を確認する書類 ※提出がない場合、利用調整において不利になる場合があります。(P26参照)	
市外(国内)から転入した方、市外(国内)在住の方	令和5年度の住民税課税(非課税)証明書(コピー可) ※住民税課税(非課税)証明書は、令和5年1月1日に住民票のあった市区町村で発行されます。 ※現在市川市に住民票があり、マイナンバーによる番号連携により住民票のあった市区町村への情報照会を行うことについて同意される場合は、提出不要です。	<input type="checkbox"/>
海外から転入した方、海外在住の方	令和4(2022)年1月~令和4(2022)年12月の所得を確認するための書類	<input type="checkbox"/>
令和6年9月以降の利用申込みにおいて、令和6年1月1日に市川市に保護者の住民票がなかった場合	市川市に住民票がなかった保護者の所得を確認する書類 ※提出がない場合、利用調整において不利になる場合があります。(P26参照)	
市外(国内)から転入した方、市外(国内)在住の方	令和6年度の住民税課税(非課税)証明書(コピー可) ※住民税課税(非課税)証明書は、令和6年1月1日に住民票のあった市区町村で発行されます。 ※現在市川市に住民票があり、マイナンバーによる番号連携により住民票のあった市区町村への情報照会を行うことについて同意される場合は、提出不要です。	<input type="checkbox"/>
海外から転入した方、海外在住の方	令和5(2023)年1月~令和5(2023)年12月の所得を確認するための書類	<input type="checkbox"/>

<p>お子さん又は同居親族が障がいをお持ちの場合</p>	<p>身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかのコピー ※保育料の支援制度があります(P32 参照) ※申込児童が上記手帳を有する場合は、利用調整において加点があります。 ※申込児童の兄弟姉妹が上記手帳を有する場合は、利用調整指数が同一の際に優先になることがあります。(P25～26 参照)</p>	<input type="checkbox"/>
<p>妊娠・出産以外の事由での利用申込みで、出産予定がある場合</p>	<p>出産にあたっての就労状況申告書（市指定の用紙） 母子手帳のコピー(表紙及び分娩予定日のページ)</p>	<input type="checkbox"/>

(注1) 配偶者、元配偶者又は内縁の夫・妻が同居の場合(住民票上別世帯でも同住所に住んでいる場合や、別居でも住民票が同住所の場合を含む)は、ひとり親と認定することはできません。

<お子さんの状況>

申込時の状況	提出書類	
<p>補助金対象の認可外保育施設(簡易保育園)を利用している場合</p>	<p>通園証明書（市指定の用紙） ※市川市で簡易保育園の補助金を受けている場合は、提出不要です。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>補助金対象施設以外の認可外保育施設(注2)、事業所内保育施設(注3)、居宅訪問型保育施設(注2)を利用している場合</p>	<p>認可外保育施設等利用証明書（市指定の用紙）</p>	<input type="checkbox"/>
<p>お子さんが心臓、腎臓、肝臓にかかわる疾病(治療中、経過観察中)をお持ちの場合</p>	<p>腎臓指導表・心臓指導表（市指定の用紙、3歳以上） 保育園入園診断書（市指定の用紙、3歳未満） ※入園希望月の締切日までにご提出がないと、利用調整にかけられない場合があります。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>お子さんに医療的ケアが必要な場合(注4)</p>	<p>問診表(市指定の用紙) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害児通所受給者証、発達センター等の在籍証明書のいずれかのコピー(お持ちの方のみ)(P15 参照)</p>	<input type="checkbox"/>
<p>お子さんに障がいや発達に心配がある場合(注4)</p>		

(注2) 都道府県知事に届出をしている施設が対象となります。

(注3) 都道府県知事に届出をしている施設、会社の就業規則や約款に定めがある施設が対象となります。

(注4) お子さんの病気や障がい、必要な支援や配慮により、保育園入園診断書(市指定の用紙)や関係機関の意見書等の提出をお願いすることがあります。詳しくはこども施設入園課にご相談ください。

<兄弟の状況>

申込時の状況	提出書類	
<p>兄弟姉妹が幼稚園(特別支援学校幼稚部を含む)、福祉型児童発達支援センター、難聴幼児通園施設、医療型児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設通所部、児童デイサービス、認可外保育施設を利用しており、保育施設への入園を希望しない場合</p>	<p>在園を証明する書類 利用している施設から証明書を発行してもらうようお願いいたします。 ※施設の利用に関し、市川市で教育・保育給付認定又は簡易保育園の補助金を受けている場合は、提出不要です。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>兄弟姉妹が幼稚園に入園予定であり、保育施設への入園を希望しない場合</p>	<p>入園許可証等、入園することが確認できるもの</p>	<input type="checkbox"/>

<転入予定での申込み>

申込時の状況	提出書類	
市川市外在住の方	転入に関する誓約書(市指定の用紙)	<input type="checkbox"/>

<<書類の入手方法>>

●利用申込みに必要な書類(市指定)は、次の場所で配布しています。

★印の窓口では、P9①・②及び就労証明書のみ配布です。また、ご相談や申込みはできません。

★第1庁舎こども施設入園課 ☆子育てナビ行徳(行徳支所) ※P8<受付窓口>をご参照ください。

★大柏出張所 南大野2-3-19

★市川駅行政サービスセンター 市川南1-1-1 (ザ タワーズ イースト3階)

★南行徳市民センター 南行徳 1-21-1

●利用申込みに必要な書類(市指定の用紙)は、市公式 Web サイト「申請書ダウンロードサービス」ページからダウンロードすることもできます。(表紙の裏面参照)

【個人番号(マイナンバー)の確認について】

マイナンバー制度に基づき、教育・保育給付認定に関する申請書類にマイナンバーを記載していただく必要があります。

本人確認として、マイナンバー確認資料と身元(実存)確認資料をご用意ください。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみで、マイナンバー確認と身元(実存)確認が行えます。郵送で申込みをされる場合は、コピーを添付してください。

<申請者本人が申請する場合に必要な書類>

1. マイナンバー確認書類 【対象者:申込み児童・保護者】 以下のいずれか1点をご用意ください。	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード(表面及び裏面) <input type="checkbox"/> 住民票の写し(マイナンバーの記載されたもの) <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載されたもの) <input type="checkbox"/> マイナンバー通知カード(※氏名、住所等が変更になっていないもの)	
2. 身元(実在)確認書類 【対象者:申込みに来た保護者】 以下の(1)もしくは(2)をご用意ください。	
(1) 顔写真付身分証明書 (右欄の書類から1点)	<input type="checkbox"/> 運転免許証(住所等変更されている場合は、表面及び裏面) <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付きのものに限る) <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 等
(2) 身分証明書 (右欄の書類から2点)	<input type="checkbox"/> 公的医療保険の被保険者証(表面及び裏面) <input type="checkbox"/> 国民年金手帳(表面及び裏面) <input type="checkbox"/> 国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 等

※確認書類を提出することが困難な場合や、代理人が申込みをされる場合は、こども施設入園課までご相談ください。

6. 認可保育施設利用申込みにあたっての注意事項

【受入月齢について】

認可保育施設ごとに、受入月齢が決められています。(P55 の認可保育施設マップ参照)生後57日目での入園の場合を除き、入園希望月の1日に受入月齢に達しないお子さんは利用調整の対象になりません。利用申込みにあたっては、お子さんの生年月日により、利用申込み月に受入月齢に達する保育施設に申込みをしてください。

例:受入月齢が「6ヶ月以上」の保育施設の場合、4月の利用申込みができるのは、その前年の10月1日までに生まれたお子さんとなります。

【生後6ヶ月未満のお子さんの申込み】

- 生後57日(誕生日の翌日から起算して57日)を迎える月から利用申込みができます。
- 生後57日を迎える月に入園する場合、生後57日目が利用開始日となります。その翌月以降は、毎月1日が利用開始日となります。
- 生後57日目での利用を希望する場合の締切日も、通常の入園希望月の締切日と同じです。
- 生後57日目での利用を希望する場合、57日からの受入を行っている保育施設を申込みしてください。
- 月齢の低いお子さんの延長保育時間や慣らし保育の進め方などが保育施設によって異なりますので、希望する保育施設にご確認ください。なお、公立保育園は、生後6ヶ月未満児の延長保育を実施していません。

【保育施設の希望について】

- 申込みの前に、お子さんと一緒に希望する保育施設を見学してください。(事前連絡必要)**
私立の認可保育施設(認定こども園、小規模保育事業所を含む)は、保育方針、受入月齢、開園時間、保育短時間の時間帯、食物アレルギーの対応、園庭の有無等の違いがあります。0歳児クラスの保育時間に制限を設けている場合もあります。また、園服等の諸費用がかかる場合や、土曜日にお弁当持参の場合等がありますので、事前に見学をして希望保育施設を決めていただくことをお勧めします。申込みにあたって見学が必須の保育施設もあります。(P55～認可保育施設マップの備考欄参照)
- 希望保育施設の数に制限はありませんが、送迎が難しい等の理由で内定を辞退することのないよう、通勤経路や時間、誰が送り迎えをするかなどを考えて希望保育施設を決めてください。
※内定を辞退すると、その後の利用調整において不利になります。(P25～26 参照)
- 車での送迎をお考えの方は、事前に保育施設にご確認ください。公立保育園に駐車場はありません。

【食物アレルギー・宗教等の食事制限・薬の預かりについて】

- 認可保育施設では、食物アレルギーをお持ちのお子さんに対して、可能な範囲でアレルギーの原因となる食品を取り除いた除去食を行っていますが、対応が難しい場合はお弁当やおやつ持参が必要となります。
- 宗教等の理由からの食事制限を希望するお子さんについては、公立保育園では基本的に対応していません。私立の保育施設の対応は施設により異なります。
食事制限を希望するお子さんは、希望する保育施設の対応について、必ずご確認ください。
- 薬は原則お預かりできません。

【病気や障がいがあるお子さん、発達に心配があるお子さんの申込み】

病気や障がいがあるなど、お子さんの心身の状態等から保育施設に預けることについて心配なことがある場合、お子さんの発達について心配なことがある場合、お子さんが医療的ケアを必要としている場合は、利用申込みの前にこども施設入園課にご連絡ください。

<相談から申込みまでの流れ>

1. 相談

こども施設入園課に、お子さんの状況と保育施設への入園を希望していることをご連絡ください。お電話でお子さんの状況を聞き取り、看護師面談の日程を調整します。

2. 希望施設の見学

利用申込みにあたっては、入園を希望する保育施設を必ずお子さんと一緒にご見学いただき、お子さんの状況について施設にお伝えください。看護師面談までに希望施設全ての見学を終えている必要はありませんが、申込み書類の提出までには希望施設の見学を済ませてください。

3. 面談・状況確認

利用調整に先立ち、次のような方法でお子さんの状況を確認させていただきます。

- お子さんと一緒にこども施設入園課の窓口にお越しいただき、看護師による面談をさせていただきます。
- かかりつけの医師からの診断書や意見書の提出をお願いする場合や、発達に関する専門機関からの聞き取りをする場合があります。
- お子さんが集団生活に適應できるかどうか、適應できる場合にはどのような支援が必要かを確認するため、公立保育園での体験保育をお願いすることがあります。
- 医療的ケアが必要なお子さんについては、公立保育園での体験保育を経て安全な受入れの可否や方法について、市役所内の検討会で協議させていただきます。

4. 申込み

看護師面談の際に職員からお渡しする面談済証明書を添えて、入園を希望する月の申込み期間中に必要な書類をこども施設入園課に提出してください。

<令和6年4月入園を希望される方へ>

例年4月は、特に多くの申請者があることから、令和6年4月からの入園を希望する方を対象に、下記の期間で保育施設の入園相談を受け付けます。相談には予約が必要です。

相談期間 令和5年9月20日(水)～令和5年10月27日(金)

<ご注意>

- 利用調整において病気や障がいが増えることはありませんが、保育施設の受け入れ態勢が整うまで入園をお待ちいただく場合があります。
- 体験保育等の日程調整の都合上、ご相談から入園までお時間をいただく場合があります。入園をお急ぎの場合は、お早めにご相談ください。
- 病気や障がい等について事前のご連絡や利用申込書への記載がなく、入園内定後に判明した場合、内定を取り消すことがあります。
- 専門的な療育を必要とされるお子さんについては、専門機関(こども発達センターなど)にご相談ください。

【育児休業を取得している方の注意事項】

- 育児休業の対象であるお子さんの入園月の翌月10日までに復職することを条件に申込みができます。

※入園月の翌月10日が土日祝日の場合でも、10日までの復職が必須です。

※復職とは同じ職場に同じ労働条件(労働契約上)で復職することとしています。(育児短時間勤務を利用して、労働契約上の就労時間より短い時間で復職することは可能です。)同じ職場でも労働契約上の日数・時間が短くなる場合や、退職又は転職する場合は、利用調整の点数が復職の場合とは異なります。復職で申込みをした方が復職しない場合、内定取り消しまたは退園となる場合があります。

〈例〉A社で週5日、1日7時間以上で就労し、育児休業を取得。

- ①A社に育児休業前と同じ契約条件で復職するが、A社が制度として認めている育児短時間勤務を利用し、就労時間を短縮する。

⇒○復職に該当します。

- ②A社に復職するが、契約を週4日、1日6時間の就労に変更。

⇒×契約の就労日数、時間に変更になっているので、復職とみなしません。

- ③A社に復職せず退職し、B社に転職して週5日、1日7時間以上の就労を開始。

⇒×就労条件は同じですが、復職とはみなしません。

- 派遣社員の方は、派遣元に変更がない場合、派遣先の変更は可能ですが、就労日数や時間等に変更がある場合は、内定取り消しまたは退園となる場合があります。復職後の就労日数・時間が未定の場合は、求職活動でお申込みください。
- 復職予定日より早く入園した場合は、育児休業を切り上げて復職していただくことになりますので、申込みにあたっては、復職時期を早めることについて調整してください。※産後休暇からの復職は、生後57日目となります。
- 育児休業の延長を希望される場合は、「育児休業からの復職に関する申告書」の2. の②にチェックをしてご提出ください。復職の加点をつけず、優先順位を下げての利用調整となります。ただし、希望園に空きがある場合は入園内定となることがあります。復職ができない場合は、内定辞退となり、その後の申込みで不利になります(P25～26 参照)。入園内定となった場合は、「保留通知書」の発行はできませんので、ご注意ください。
- 育児休業給付金の申請については、勤務先または勤務先を管轄しているハローワークにお問合せください。市ではご案内できません。

【妊娠・出産での申込み】

保育の必要な事由が「妊娠・出産」の場合、認可保育施設を利用できる期間は、出産予定月とその前後2ヶ月間(合計5ヶ月間)です。

※出産月が予定と異なる場合も、保育施設を利用できる期間は変わりません。出産予定月の翌々月末日で退園となります。

※集団生活の経験の少ないお子さんは、特に抵抗力が弱く、感染症にかかる場合があります。

各園では感染症対策を行っていますが、集団生活のためすべて避けることができるわけではありません。新生児を迎えるご家庭においては、特にこの点をご理解いただき申込みしてください。

【兄弟姉妹で同時に申込みをする場合】

- 申込みをするお子さんの兄弟姉妹の状況により、利用調整において基準点が変わる場合や、調整指数(加点又は減点)が適用される場合があります。(P24～26参照)
- 兄弟姉妹同時に申込みをする場合は、以下の条件を決めてください。

〈決め方と注意点〉

- ①同時入園希望か1人でも入れたいかを選ぶ。

1人だけ内定(入園)した場合でも、入園後は保育を必要とする要件を満たしていることが必要です。それが難しい場合は、同時入園希望に限定する必要があります。ただし、1人は内定(入園)ができる状態でもう1人が内定(入園)しない場合は、2人とも内定(入園)しません。

- ②1人でも先に入れたい場合、先に入れたい子を決める。

上の子からの入園を希望した場合、下の子のみ内定(入園)ができる状態でも下の子は内定(入園)しません。

- ③同園優先か、別々の園でもよいか決める。

希望順位が低くても同園に入園希望か、1人だけでも希望順位の高い園に入園できる場合は1人だけの入園もしくは別々の園でもよいか決めてください。

【その他の注意事項】

- 申込みの内容と事実が異なる場合、入園の内定・決定を取り消すことがあります。
- 申込みをするお子さんの兄弟姉妹の利用者負担額の未納がある場合は、利用調整において不利になります。(P25～26参照)必ずご相談ください。
- 集団生活を経験させたい、幼児教育の場として利用したい等の理由では申込みできません。
- 幼稚園に在園しているお子さんは、認可保育施設に入園することはできません。
(入園の申込みはできます。入園が決まった場合は、幼稚園を退園することになります。)
- ボランティア活動を理由とする保育施設の入園は認めていません。

7. 市川市民の方が市川市外の認可保育施設を申込み場合

【市外に転出予定がある場合】

市外に転出予定がある方は、転出予定先市区町村の保育施設入園担当課へ直接利用申込みをしてください。転入後の手続きについても、直接転出予定先市区町村へお問い合わせください。(令和5年10月利用調整より)

【自宅や勤務地に近接・在勤・里帰り出産等の場合】

希望する認可保育施設が自宅や勤務先に近い等の理由により市川市外の認可保育施設の利用を希望する場合は、住民票がある市川市に、以下の手順により利用申込みをしてください。

市川市で申込み受付をした書類は、希望する保育施設がある市区町村の保育施設入園担当課へ送付し、保育施設のある市区町村で利用調整を行うことになります。

1. 希望する保育施設のある市区町村の保育施設入園担当課に、市外からの申込みについて確認する。

【確認の際に説明する事項】

- ① 現在の住民票が市川市にあること
- ② その市区町村の保育施設を希望する理由
(自宅や勤務先に近い、保護者がその市区町村で就労している、里帰り出産等)
- ③ お子さんの生年月日、健康状態、保育の状況等
- ④ 保護者の就労等の状況、世帯の状況等

【確認する事項】

- ① 入園希望月の申込み締切日
- ② 申込みに必要な書類
- ③ 市区町村外からの申込み制限
- ④ 希望する保育施設の空き状況
- ⑤ 申込みする際の注意点

※市区町村によっては、市区町村以外からの申込みに制限があり、申込みができない場合があります。また、申込み締切日や必要書類、申込み制限、利用調整基準等が市区町村により異なり、提出書類の不足により利用調整の対象にならない場合や不利になる場合等がありますので、必ず事前にご確認ください。

2. 希望市区町村の締切日の10日前までに、申込みに必要な書類を揃えて市川市に提出する。

※締切日の10日前を過ぎた場合、希望市区町村への提出が間に合わないことがありますのでご了承ください。(希望園変更についても同様です)

【提出書類】

- ① **教育・保育給付認定申請書** (市川市指定の用紙、P9 参照)
※すでに支給認定証の交付を受けている場合は不要
- ② **保育所等利用申込書** (市川市指定の用紙、P9 参照)
- ③ **保育の必要性を確認する書類** (市川市が指定する書類、P9～10 参照)
- ④ **住民税課税(非課税)証明書** (コピー可、P11 参照)
※市区町村により必要な証明書の年度が異なりますので、事前にご確認ください。
- ⑤ **その他状況に応じて提出していただく書類** (該当する場合のみ、P10～12 参照)
- ⑥ **希望する保育施設のある市区町村に確認した必要書類**(例:母子手帳の写し等)

8. 市川市外にお住まいの方が市川市内の認可保育施設を申込み場合

【市川市内に転入予定がある場合】

市外にお住まいの方が、市川市内に転入予定がある場合は、利用希望月の締切日までに、市川市内へ直接利用申込みをしてください。(令和5年10月利用調整より) (P7~13 参照)

入園内定の可否にかかわらず、利用希望月の前月末日までに、市川市内の市民課又は出先機関の窓口で転入手続きを済ませたうえで、①教育・保育給付認定申請書(1枚目)と②保育所等利用申込書(1枚目)をこども施設入園課又は子育てナビ行徳へご提出ください。期限までに手続きがない場合、内定の場合は取り消しになります。また、申込み中の場合は利用調整の対象からはずれますので、ご注意ください。

【自宅や勤務地に近接・在勤、里帰り出産等の場合】

自宅や勤務先から市川市内の認可保育施設が近い等の理由により市川市内の認可保育施設の利用を希望する場合、以下の手順により住民票のある市区町村で利用申込みをしてください。

利用希望月の締切日(P7 参照)までに、申込みをする市区町村から市川市内に申込み書類が届いていないと利用調整の対象になりませんので、早めに手続きをお願いします。

なお、利用調整に関しては、転入予定の場合(「転入に関する誓約書」が提出されている場合)を除き、市川市民の申込みが優先となりますのでご了承ください。

●市川市内の利用希望月の締切日の10日前までに、必要書類を住民票のある市区町村に提出する。

【提出書類】

- ① **住民票のある市区町村の申込み書類**(その市区町村指定の用紙)一式
- ② **支給認定証(住民票のある市区町村が発行したもの)**
- ③ **住民税課税(非課税)証明書** (コピー可、P11 参照)

※令和6年8月までの利用申込みの場合は令和5年度、9月以降の場合は令和6年度

※提出書類に、市川市内での利用調整に必要な情報が不足している場合、市川市内の利用申込みに必要な書類の提出を求められることがあります。

※市川市内から転出予定の方が、現在通園している市川市内の認可保育施設に転出後も継続して通園する場合は、転入手続き後速やかに、転入した市区町村で申込み(その市区町村の申込み書類一式を提出)してください。

9. 申込み後の注意事項

【希望保育施設を追加・変更する場合】

希望の保育施設を変更する場合は、各月締切日までに「希望園変更届」を提出、もしくは締切日の窓口受付終了時間までにスマートフォンや PC から申請してください。郵送の場合は締切日必着となります。スマートフォンや PC から申請する場合、右の QR コードを読み取るか、市公式 Web サイト(下記 URL)から kintone にてご申請ください。 <https://www.city.ichikawa.lg.jp/chi03/henko.html>
市公式 LINE アカウントの「オンライン申請」からも希望園変更申請画面にアクセスできます。



【利用申込みを取下げの場合】

保育施設等の申込みが必要なくなった場合は、「市川市保育所等利用・変更申込取下届」および「市川市教育・保育給付認定申請取下届・取消届」の提出が必要になります。スマートフォンや PC から手続きができます。(表紙の裏面参照)
※再度保育施設等の利用を希望される場合は、新たに申込み手続きが必要となります。

【教育・保育給付認定内容又は家庭状況に変更があった場合】

利用申込み後に、「支給認定証」により認定された「保育の必要な事由」又は「保育の必要量」に変更が生じた場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」と、変更の内容を確認するための書類(下表参照)を提出してください。変更申請の内容を確認し、保育の必要な事由又は保育の必要量を変更した「支給認定証」を発行します。

※翌月からの変更になりますので、変更の届出は変更が生じる月の前月末日までに提出してください。

※変更の内容を確認するための書類が間に合わない場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」を先に提出してください。

また、氏名、住所、妊娠・出産、世帯状況、お子さんの保育状況、お子さんの健康状況等に変更があった場合も、利用調整の基準指数、調整指数等が変更になることがありますので、速やかにこども施設入園課に必要書類をご提出ください。内定後又は入園後に、申込み時と状況が異なることが判明した場合、内定取り消し又は退園となることがあります。

変更点		提出書類
就労状況	求職活動中の方が就労を開始するとき	① 教育・保育給付認定変更申請書(市指定の用紙) ※保育の必要な事由が「求職活動」から「就労」に変更になります。また、就労時間により、保育必要量を「短時間」から「標準時間」に変更する必要があります。 ② 保育所等利用申込書等記載事項変更届(市指定の用紙) ③ 就労証明書(市指定の用紙) ※証明日が就労開始後のもの
	育児休業が終了して復職するとき	就労証明書(市指定の用紙) ※復職年月日を記入のうえ、復職後に証明したもの
	利用申込み中に育児休業を延長し、利用申込みを継続する場合	保育所等利用申込書等記載事項変更届(市指定の用紙)
	就労中の方が退職するとき	① 教育・保育給付認定変更申請書(市指定の用紙) ※保育の必要な事由が「就労」から「求職活動」に変更になります。また、保育必要量は「短時間」になります。 ② 保育所等利用申込書等記載事項変更届(市指定の用紙) ※認可保育施設利用中の場合、退職から2ヶ月以内に就労を開始する必要があります。

	就労中の方が転職するとき、就労時間・就労場所が変更になるとき	<p>① 教育・保育給付認定変更申請書(市指定の用紙) ※就労時間・就労場所の変更により保育必要量(短時間／標準時間)に変更が生じる場合のみ必要となります。</p> <p>② 就労証明書(市指定の用紙) ※自営業に変更になる場合、開業届のコピーも必要です。</p> <p>③ 保育所等利用申込書等記載事項変更届(市指定の用紙)</p>
疾病の状況、介護・看護の状況	診断書により治癒が見込まれる場合、病状が回復した場合	<p>病状回復後に別の保育の必要性がある場合</p> <p>① 教育・保育給付認定変更申請書(市指定の用紙)</p> <p>② 保育の必要性を確認する書類(就労証明書等)及び保育所等利用申込書等記載事項変更届(市指定の用紙)</p>
就学の状況	就学期間が終了する場合	<p>就学期間終了後に別の保育の必要性がある場合</p> <p>① 教育・保育給付認定変更申請書(市指定の用紙)</p> <p>② 保育の必要性を確認する書類(就労証明書等)及び保育所等利用申込書等記載事項変更届(市指定の用紙)</p>
住所、氏名、代表保護者の変更		<p>教育・保育給付認定申請事項変更届(市指定の用紙) ※市外に転出する場合、転出した月の末日で利用申込みの取下げとなります。</p>
次のお子さんの妊娠及び出産	妊娠がわかったとき	<p>① 出産にあたっての就労状況申告書(市指定の用紙)</p> <p>② 母子手帳のコピー(表紙及び分娩予定日のページ) ※出産予定日の4ヶ月前までにご提出ください。</p>
	出産後、育児休業を取得する場合	<p>① 教育・保育給付認定変更申請書(市指定の用紙) ※出産後2ヶ月以内にご提出ください。保育の必要な事由が「育児休業」、保育必要量は「短時間」になります。</p> <p>② 就労証明書(市指定の用紙)※育児休業の取得について記入</p>
	育児休業から復職する場合	<p>① 教育・保育給付認定変更申請書(市指定の用紙) ※復職の前月末までにご提出ください。</p> <p>② 就労証明書(市指定の用紙)※復職後に復職日を記入</p>
	出産後、育児休業を取得せずに復職(就労開始)する場合	<p>就労証明書(市指定の用紙)※復職の場合は復職後に復職年月日を記入 ※出産後57日目まで復職する必要があります。</p>
	出産に伴い退職する場合	<p>出産予定月の前後2ヶ月間は出産要件で利用申込みを継続できますが、その後も引き続き利用申込みを継続する場合は、求職活動での申込みとなります。提出書類については、「就労状況の変更」欄をご参照ください。</p>
世帯状況	婚姻する場合(事実婚を含む)	<p>① 世帯状況申立書(市指定の用紙)</p> <p>② 婚姻相手の保育の必要性を確認する書類(市指定の用紙)</p> <p>③ 婚姻相手の住民税課税(非課税)証明書(コピー可)</p> <p>④ 教育・保育給付認定申請事項変更届(市指定の用紙、支給認定証に変更が生じる場合のみ)</p>
	離婚する場合	<p>① 世帯状況申立書(市指定の用紙)</p> <p>② 離婚後の戸籍全部事項証明(離婚成立日と親権者が記載されているもの、コピー可)</p> <p>③ 教育・保育給付認定申請事項変更届(市指定の用紙、支給認定証に変更が生じる場合のみ)</p>
	離婚を前提として別居する場合	<p>① 世帯状況申立書(市指定の用紙)</p> <p>② 離婚調停のわかるもの(裁判所からの呼出し状等、コピー可)</p> <p>③ 教育・保育給付認定変更申請書(市指定の用紙、支給認定証に変更が生じる場合のみ)</p>

	家族構成が変更となる場合（祖父母と同居、世帯員の単身赴任等）	変更内容により提出書類が異なりますので、こども施設入園課にお問い合わせください。
お子さんの保育状況	認可外保育施設の利用を開始した場合	① 保育所等利用申込書等記載事項変更届（市指定の用紙） ② 認可外保育施設等利用証明書（市指定の用紙） 又は通園証明書（市指定の用紙） ※対象となる施設についてはP12をご参照ください。
	家庭状況の変更により、入園・転園申込みの必要がなくなった場合（退職、育児休業の延長、病状回復、就学期間終了、市外への転出等）	① 保育所等利用・変更申込取下届 ② 教育・保育給付認定申請取消届 ※転園申込みの場合は不要 スマートフォンやPCからも手続きができます。（表紙の裏面参照）
	その他状況が変わるとき	こども施設入園課にお問い合わせください。

※市指定の用紙については、市公式 Web サイト「申請書ダウンロードサービス」ページからダウンロードできます。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/sys01/sinseidl-hoikuen.html>



10. 認可保育施設の利用調整

申込み期間内に提出された書類により、希望する認可保育施設について利用調整を行います。

※募集人数より希望者数が多い場合は、基準指数と調整指数(P24～25 参照)の合計指数により利用調整を行います(先着順ではありません)。

※合計指数が同じ希望者数が複数の場合、優先順位(P26 参照)をもとに利用調整を行います。

※保育施設の状況により、定員に達していなくても受け入れをしない場合があります。

【利用調整の結果通知】

●利用調整の結果を郵送にて通知します。通知の発送予定日については、P7をご参照ください。

利用調整の進捗状況により結果通知の発送が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

●利用申込みをした最初の月は結果の通知を必ず送付します。それ以降は、入園内定した場合のみ内定の通知を送付します。なお、結果発送予定日から5日程度経っても内定通知が届かない場合は入園が保留となっておりますので、ご了承ください。 ※電話および窓口での回答はしていません。

【内定の場合】

●入園内定後、保育施設で面接を行います(日時は、内定通知に記載されます)。

※入園日前日までに面接を受けられない場合、内定が取り消しになることがあります。

※面接等により集団保育が難しいと判断された場合、利用承諾できないことがあります。

●入園までの間に申込み時と状況が変わる場合は事前にご連絡ください。

●入園(内定)を辞退する場合、速やかにこども施設入園課へ連絡するとともに下記書類をご提出ください。

・入園内定から利用承諾通知前の場合は、「市川市保育所等内定辞退・利用申込取下届」および「市川市教育・保育給付認定取消届」をご提出するか表紙裏のQRコードよりLOGOフォームにてお手続きください。

・利用承諾通知後の場合は、「市川市保育所等利用辞退届」および「市川市教育・保育給付認定取消届」をご提出ください。

※入園(内定)を辞退すると、利用申込みは取下げとなります。再申込みはできますが、利用調整において不利になります。(P25～26 参照)

●内定後に、申込み時と状況が異なることが判明した場合(労働契約上の日数・時間が短くなる場合など)、内定を取り消すことがあります。この場合、翌月以降の利用調整において内定辞退と同様に取り扱います。

●転園の場合については、P30をご参照ください。

【保留の場合】

●入園が保留となった場合は、同年度内は継続して毎月利用調整をいたしますので申込書を毎月提出する必要はありません。翌年度も利用申込みを希望する場合は、4月入園の申込み期間中に申込書類一式を改めて提出する必要があります。提出がないと3月入園利用調整後取下げとなり、翌年度の利用調整の対象から外れます。

●家庭状況に変更が生じた場合、提出していただく書類があります。(P20～22 参照)必要な書類を必ずこども施設入園課にご提出ください。

●育児休業延長の手続き等で「保留通知書」が必要な場合は、「保留通知申請書」をご提出するか、表紙裏のQRコードからLOGOフォームにて申請できます。(発行に1週間前後かかります。)

【利用調整における基準指数及び調整指数】

《保育の利用基準表》

※父母それぞれの指数の合計
 ※要件を合算する場合は上限を20点とします。(※1)

号	保護者の状況等		基準指数	
1	就労 (※2)	月20日以上実働7時間以上の就労が常態	20	
		月20日以上実働6時間以上7時間未満の就労が常態	19	
		月20日以上実働5時間以上6時間未満の就労が常態	18	
		月20日以上実働4時間以上5時間未満の就労が常態	17	
		月20日以上実働4時間未満で月64時間以上の就労が常態	15	
		月16日以上実働7時間以上の就労が常態	17	
		月16日以上実働6時間以上7時間未満の就労が常態	16	
		月16日以上実働5時間以上6時間未満の就労が常態	15	
		月16日以上実働4時間以上5時間未満の就労が常態	14	
		上記以外で月64時間以上の就労が常態	14	
	内職	※3		
2	就労内定または 就学内定	認可保育施設への入園の後2ヶ月以内の就労または就学が内定している。 (就労内定証明書または就学内定証明書が提出されている場合に限る)	※4	
3	就労予定(求職中) または就学予定	認可保育施設への入園の後2ヶ月以内の就労または就学を予定している。	10	
4	出産の前後	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合	18	
5	疾病	1ヶ月以上の入院または入院予定	20	
		居宅内 療養	常時病臥	20
			精神性	18
			一般療養	医師が1ヶ月以上の安静を要すると診断した場合 医師が1ヶ月以上の通院加療を要すると診断した場合
6	障害	身体障害者程度等級が1級又は2級、知的障害の程度が(A)、Aの1又はAの2、精神障害者保健福祉手帳3級程度以上である場合	20	
		身体障害者程度等級が3級又は4級(聴覚障害の場合に限る)、知的障害の程度がBの1である場合	18	
		身体障害者程度等級が4級(聴覚障害を除く)、5級、6級又は7級、知的障害の程度がBの2である場合	14	
7	介護・看護等	病院・施設等の付添い(常時付添い)		※5
		在宅介護	重度障害者(要介護認定3から5まで、身体障害者障害程度等級が1級又は2級、知的障害の程度が(A)、Aの1又はAの2である者)の介護	20
			常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(要介護認定1から2、身体障害者障害程度等級が3級又は4級(聴覚障害の場合に限る)、知的障害の程度がBの1又はBの2である場合)	18
			上記以外の場合(自宅外の介護を含む)	14
8	災害	震災・風水害・火災・その他の災害により家屋が損傷を受け、その復旧にあたっている場合	20	
9	学校・職業訓練施設等に 通学又は通所している場合 (※6)	1ヶ月に通学又は通所している日数が20日以上の場合	16	
		1ヶ月に通学又は通所している日数が18日以上の場合	15	
		1ヶ月に通学又は通所している日数が16日以上の場合	14	
		上記以外の場合	12	
10	不存在等	死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居中	20	
11	上記以外	児童の保護者が前各号に類する状態にあることにより、当該児童を保育することができないと認められる場合	1～6号を準用	

※1 要件が2つ以上に該当する場合は、該当する号に定める指数からそれぞれ10点を控除して得た指数を合計した指数に10点を加えた指数(当該指数が20点を超える場合には、20点)により算定する。
 ただし、2号から4号までのいずれかに該当する場合には、2号から4号までを除き、該当する号に定める指数からそれぞれ10点を控除して得た指数を合計した指数に10点を加えた指数(当該指数が20点を超える場合には、20点)と、2号から4号までのいずれかに該当する指数のいずれか高い指数により算定する。

※2 認可保育施設への利用申込みにおいて、保護者が申込み児童以外の乳幼児の産前・産後休暇又は育児休業を取得し、復職しない申し出があった場合の指数は、-2点を用い調整する。

※3 内職の場合の基準指数は、第1号の就労を準用し、-2点を用い調整する。

※4 就労内定の場合の基準指数は、就労(内定)証明書に記載されている就労形態・就労日数・就労時間により就労中の場合と同様に算定し、-2点を用い調整する。

就学内定の場合の基準指数は、通学(通所)の内定証明書に記載されている通学(通所)日数・通学(通所)時間により就学中の場合と同様に算定し、-2点を用い調整する。

※5 介護・看護等の病院・施設等への常時付添いの基準指数は、第1号の就労の基準点を準用する。

※6 学校・職業訓練施設等に通学又は通所している場合、月の就学時間が64時間以上とする。

《保育の利用基準調整表》

家庭の状況等			指数	転園 ※5
世帯	1	ひとり親世帯で同居の祖父母がいない場合	+5	
	2	保護者の1人が単身赴任、入院等により1年以上長期不在(予定も含む)の場合(住民票、会社の証明、診断書等による確認ができる場合に限る)	+1	
	3	生活保護世帯である場合	+2	
	4	同居している65歳未満の祖父母が保育することができないことの確認ができない場合	-3	○
	5	市外在住者(保護者のいずれかが市内在勤) ※転入予定であることが確認できる場合を除く	-4	
	6	市外在住者(市外在勤) ※転入予定であることが確認できる場合を除く	-6	
保護者	7	産後休暇・育児休業(制度有)が明け、復職する場合	+2	
	8	市内の認可保育施設で、週35時間以上勤務する保育士・保育教諭として産後休暇・育児休業から復職する場合	+10	
	9	市内の認可保育施設で、週35時間以上勤務する保育士・保育教諭として就労が内定している場合	+10	
	10	市外の認可保育施設、又は市内外の認可外保育施設で、週35時間以上勤務する保育士・保育教諭として産後休暇・育児休業から復職する場合	+1	
	11	育児休業取得により一度退園し、育児休業明けの復職に伴い再度認可保育施設への利用を申込み場合(育児休業取得の対象児童が同時に申込み場合は、その児童も同様に加点)	+5	
	12	勤務先の破産、整理解雇その他の自己の責めに帰すべき事由によらない離職により求職活動中である場合(入所等を開始する月が、離職日の属する月の翌月から4ヶ月以内にある場合に限る) ※1	+2	
児童	13	申込み児童を認可外保育施設等に有償で預けているのを常態としている ※2	+3	
	14	市外から転入(転入予定)した児童が転入前の市区町村において認可保育施設を利用している場合	+3	
	15	5歳児クラスを持たない市内の認可保育施設を継続して3ヶ月以上利用している、又は市内の家庭的保育事業等を継続して3ヶ月以上利用し、対象年齢をもって認可保育施設への利用を申込み場合(4月入園の利用調整時のみ) ※3	+5	
	16	認可外保育施設等における保育を有償で受けることを常態としている児童について、当該認可外保育施設等が廃止されることにより、当該保育を受けることができなくなることに伴い利用申込みを行う場合(当該認可外保育施設等が廃止される月の翌月入園の利用調整時のみ)	+5	
	17	いちかわ保育ルーム事業による保育を継続して3ヶ月以上利用し、対象年齢をもって認可保育施設への利用を申込み場合(4月入園の利用調整時のみ) ※3	+1	
	18	申込み児童が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する場合	+1	
兄弟	19	入園を希望する認可保育施設を兄弟姉妹(4月からの入園希望の場合は、卒園予定の児童を除く)が利用している場合	+3	
	20	小規模保育事業による保育の利用を希望する場合、その連携施設となっている認可保育施設における保育又は連携施設となっている幼稚園における預かり保育を兄弟姉妹が利用している場合 ※4月入園を希望する場合は、兄弟姉妹が卒園予定の場合を除く	+3	
	21	認可保育施設における保育の利用を希望する場合、それが連携施設となっている小規模保育事業による保育を兄弟姉妹が利用している場合 ※4月入園を希望する場合は、兄弟姉妹が卒園予定であり、連携施設となっている認可保育施設への入園の内定を受けていない場合を除く	+3	
	22	利用申込みに係る児童の兄弟姉妹が利用している認可保育施設への変更(転園)を希望する場合	+2	○
	23	未就学児が3人以上いる場合(申込み児童を含む)	+1	
	24	双子児以上の申込みの場合	+1	
その他	25	申込み児童以外の未就学児がいるが、その児童の認可保育施設の利用申込みをしない場合 ※4	-3	
	26	希望した認可保育施設に入園内定をしたが、自己都合により内定又は入園を辞退し、その後12ヶ月以内に再申込みをする場合	-5	
	27	利用申込みにおいて希望した認可保育施設に入園した後に、当該申込みにおいて希望した他の認可保育施設への変更(転園)を希望する場合 ※兄弟姉妹が利用している認可保育施設への変更を除く	-5	○
	28	保育料の未納があり、保護者が保育料の納付に関する相談に応じず、又は保育料の納付誓約を履行しない場合	-5	○
	29	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合	+1~10	○

※1 ハローワークからの受給資格証の提出が必須となります。

※2 認可外保育施設等とは、認可外保育施設、事業所内保育施設、居宅訪問型保育(いずれも都道府県知事に届出している施設又は会社の就業規則等に定めがある施設に限る)です。月64時間以上の就労もしくは就学のため、又は妊娠出産(産前産後休暇は含まない)のために、月極契約(月64時間以上)をしている場合に限ります。求職活動・就労就学内定・産前産後休暇・育児休業中の場合は、適用となりません。7号と13号が該当する場合は調整を行い、いずれか一つを適用します。また、16号が適用される場合、13号との併用はできません。

※3 4月入所申込み受付期間の締切日時点で3ヶ月以上継続して入所又は利用していることが条件となります。

※4 預かり保育を実施している幼稚園(預かり保育利用中及び利用予定の場合)及びその他福祉施設に通所している場合は除きます。

※5 保育所等変更(転園)申請については、「転園」欄に○がついた指数のみ適用します。

《優先順位(基準指数と調整指数の合計が同一の場合)》

順位	保護者の状況等
1	両親が不存在である場合又は死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁若しくは離婚調停中の別居により両親の一方が不存在である場合
2	過去の利用申込みにおいて希望した認可保育施設に入園内定した後に当該内定を辞退したことがない場合
3	期日までに児童が家庭において保育を受けることが困難な事由を証する書類が全て提出されている世帯
4	保護者が市内居住者である場合又は市内に転居予定である場合
5	保育の利用基準調整表による調整前の指数が高い場合
6	入園を希望する認可保育施設を兄弟姉妹(4月から入園を希望する場合は、卒園予定の児童を除く。)が利用している場合
7	利用申込みに係る当該児童の兄弟姉妹が障害を有する場合(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している場合に限る。)
8	利用申込みに係る当該児童の18歳未満の兄弟姉妹の数が多い場合
9	保育料の未納がない場合
10	利用を希望する認可保育施設の希望順位の高い世帯
11	保育料算定年度の市町村民税(特別区民税を含む。)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の合計額が低い場合

(注) 新規入園の利用申込み者と、認可保育所等変更(転園)の申込み者の基準指数と調整指数の合計が同一の場合は、上記の優先順位によらず、新規入園の利用申込み者を優先するものとする。

11. 認可保育施設入園時の注意事項

- 生後57日を迎える月に入園する場合、生後57日目が入園日となります。それ以外の月で入園する場合は、毎月1日が入園日となります。
- 入園当初は、お子さんが保育施設に慣れるための「慣らし保育」があります。
※期間は、10日～2週間くらいが目安ですが、保育施設の状況やお子さんの状況により異なります。保育時間を徐々に延ばしていくため、慣らし保育中は早めのお迎えが必要となります。復職時期などについて就労先とご相談ください。入園前に慣らし保育をすることはできません。
- 申込み時の状況により、入園後の注意事項が異なります。提出書類については期限内にご提出ください。
※申込み時と状況が異なることが判明した場合、退園となる場合があります。

申込み時の状況		注意事項
1	就労中	就労状況に変更が生じた場合は「就労証明書」等をご提出ください。
2	復職予定	入園月の翌月10日までに復職(同じ職場に労働契約上同じ労働条件で復帰すること)し、「就労証明書」をご提出ください。(P16 参照)
3	疾病	病気回復後に就労する場合は、求職期間内(2ヶ月以内)に就労を開始し、「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」をご提出ください。病気回復後、保育の必要事由がない場合は、退園となります。
4	介護・看護	介護・看護終了後に就労する場合は、求職期間内(2ヶ月以内)に就労を開始し、「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」をご提出ください。介護・看護の必要性がなくなり、その後、保育の必要事由がない場合は、退園となります。
5	求職・就労(就学)内定	2ヶ月以内に就労(就学)を開始することが必要です。 ・ <u>求職中で入園した場合</u> 入園後2ヶ月以内に就労を開始し、「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」をご提出ください。2ヶ月以内に就労が開始できない場合は退園となります。 ・ <u>就労(就学)内定で入園した場合</u> 申込み時と同じ条件(就労日数・時間)で就労(就学)を開始し、就労(就学)開始後に「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書(在学証明書及び時間割表)」をご提出ください。申込み時の状況と就労開始後の条件が異なる場合、退園となる場合があります。
6	就学	就学期間終了後に就労する場合は、求職期間内(2ヶ月以内)に就労を開始し、「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」をご提出ください。就学終了後、保育の必要事由がない場合は、退園となります。
7	出産	認可保育施設を利用できる期間は、出産予定月とその前後2ヶ月(最長5ヶ月間)以内です。出産予定月の後2ヶ月で退園となります。

12. 認可保育施設利用中の注意事項

【教育・保育給付認定内容又は家庭状況に変更があった場合】

保育施設利用中に、氏名、住所、就労状況、妊娠・出産、世帯状況、お子さんの健康状況などに変更があった場合、P20～22に記載する必要書類を速やかにこども施設入園課にご提出ください。

※保育の必要な事由(P4 参照)のいずれにも該当しなくなった場合や、必要書類の提出がない場合は、退園となります。

●退職した場合、「教育・保育給付認定変更申請書」にて、変更の手続きが必要となります。

「保育の必要な事由」が「就労」から「求職活動」に変更となります。

「保育必要量」は短時間になります。退職した翌日から2ヶ月間が求職期間となり、2ヶ月以内に就労を開始できない場合は退園となります。

就労開始後に「保育必要量」を「求職活動」から「就労」に変更の手続きをしてください。標準時間での保育が必要な場合は、「保育必要量」の変更をお願いいたします。

就労先の変更の有無にかかわらず、就労時間や通勤時間等の変更により保育の必要量を変更する必要がある場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」により「保育必要量」の変更手続きをしてください。

●次のお子さんを妊娠した場合、手続きが必要となります。(P21 参照)

●次のお子さんを出産し、育児休業を取得する場合、在園しているお子さんは育児休業対象児童の育児休業期間終了日の月末まで在園できます。この場合、「保育の必要な事由」は「育児休業」に変更となります。また「保育必要量」は短時間となります。標準時間の方は、「教育・保育給付認定変更申請書」により「保育必要量」の変更手続きをしてください。(P21 参照)

●出産により退職する場合、出産予定月の前後2ヶ月間は妊娠・出産要件での在園になりますが、引き続き在園を希望する場合は、その後2ヶ月の間に就労を開始し、「就労証明書」をご提出ください。

【欠席する場合】

2週間以上欠席をする場合は、「市川市保育所欠席届」の提出が必要です。

欠席期間は、**最長で2ヶ月間**(欠席した翌日から2ヶ月間)です。

※2ヶ月以上連絡がなく通園がなかった場合は、退園となります。

欠席期間中の利用者負担額(保育料)及び給食費(副食費)については、P32～33をご参照ください。

【休日保育】

お仕事の都合などにより、日曜日や休日にご家庭でお子さんの保育ができないとき、認可保育園でお子さんをお預かりします。

利用できる方	平日に認可保育施設へ通っていて、日曜・祝日においても、保護者の就労等により家庭での保育が困難なお子さん。
利用できる日	日曜日及び祝日 年末年始(12月29日～1月3日)の利用については施設へお問い合わせください。
利用料金	無料です。 別途実費については施設へお問い合わせください。
利用できる施設	市川キッズステーション 市川南1-10-1 ザ タワーズ ウェスト3階 TEL 047-322-8733
利用申込み	直接施設へお申込みください。(事前の登録・予約等が必要になります)

【延長保育】

延長保育制度は、保護者のニーズに合わせ、認可保育施設が通常の保育時間を超えてお子さんをお預かりする制度です。

【延長保育時間の例（公立保育園・平日の場合）】

	7:15	7:30	9:00		17:00	18:30	19:15
●保育短時間の場合	延長保育なし		保育短時間（8時間）			延長保育なし	
●標準時間の場合	延長保育	保育標準時間（11時間）					延長保育

※公立保育園の土曜日の保育短時間は9:00～12:00です。

※私立の保育施設の場合、保育短時間（8時間）の時間帯及び延長保育の時間帯は保育施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

利用できる方	※保育短時間認定(8時間)を受けている場合は、それを超えて延長保育を利用することはできません。8時間を超える利用が必要な場合は、原則として「市川市教育・保育給付認定変更申請書」等の書類を提出していただき、保育短時間から保育標準時間に変更する必要があります。
利用できる時間	保育施設を利用する目的のために必要な最も長い利用時間 例: 通勤時間(1時間)+就労時間(8時間)+通勤時間(1時間)=10時間 ※原則として、各園が定める延長保育利用申請書類に就労先が記入し証明した時間を限度とします。保育標準時間の認定を受けていても、11時間まで自由に利用できるわけではありません。
利用料金	延長保育料は、各園の最大開所時間の範囲までは現在のところ無料です。これを超えて利用する場合は、各園の規定により料金がかかる場合があります。 延長保育を夜遅くまで利用する場合などで、お子さんに補食(夜の食事等)の提供を求める場合には、各保育施設と相談の上、実費をお支払いいただきます。なお、補食の提供が可能か、料金については各保育施設にお問い合わせください。
利用申込み	各施設で申込みとなります。延長保育をご利用される場合は、利用開始前に各施設にお問い合わせください。



【翌年度の継続利用手続き】

認可保育施設を利用しているお子さんの保育が翌年度も必要な場合は、保育施設継続利用の手続きが必要となります。手続きにつきましては、12月頃に保育施設を通してお知らせいたします。

期間内に手続きをされない場合には、**継続通園の意思及び要件が確認できないため、年度末(3月末日)で通園期間が終了し退園**となりますのでご注意ください。

【市内の認可保育施設への転園申込み】

<転園の申込み>

- 転居などの事情で転園を申込み際には、「**市川市保育所等変更申込書**」及び P9～12 の③～⑤の必要書類を、転園希望月の申込み期間中に提出してください。
- 申込みにあたっては、新規利用申込みと同様、希望保育施設を見学してください。(P14 参照)
- 転園の申込みについても、新規の利用申込みの場合と同様に、「利用調整の結果通知」、「内定の場合」、「保留の場合」が適用されます。(P23 参照)
- 申込み時に希望していた他の保育施設への転園を申込み場合は、利用調整時に不利になります。
(例)入園申込み時に第1希望A保育園、第2希望B保育園を申込み、第2希望のB保育園に入園できたが入園後に第1希望であったA保育園への転園を希望した場合。
※兄弟が在園する保育施設への転園申込みの場合を除きます。

- 転園申込み者と新規申込み者の指数(基準指数と調整指数の合計)が同一となった場合、新規申込者を優先します。(P26 参照)

<転園内定後の注意事項>

- 転園が内定した場合、内定辞退をしても現在通園されている保育施設に通うことはできなくなります。転園申込みの必要がなくなったときは速やかに「**保育所等利用・変更申込取下届**」をご提出ください。
- 内定した保育施設で入園前に面接、入園当初に「慣らし保育」があります。(P27 参照)

【退園】

退職等により保育の必要な事由がなくなった場合や、市外への転出等により退園することが決まりましたら、「**市川市保育所退所届**」、「**市川市教育・保育給付認定取消届**」を速やかにご提出ください。スマートフォンまたはPCからもお手続きができます。(表紙の裏面参照)

※退園月の末日までに提出されない場合は、翌月の利用者負担額も負担していただきますので、ご注意ください。

※一度「市川市保育所退所届」を提出すると、取り消すことはできません。

※市外転出の場合でも、転出する月の末日までは通園することができます。

<市外転出後も市川市の認可保育施設の継続利用を希望する場合>

市外への転出後も、転出前に通園していた市川市の認可保育施設に継続して通園することを希望する場合は、「**市川市保育所退所届**」にその旨を記載してください。

また、転出先の市区町村に転入手続き後、その市区町村で継続利用の申込み手続きをする必要があります。(P19 参照)

※継続利用できるのは年度内に限ります。翌年度以降も継続利用を希望される場合は、改めて利用申込みが必要です(新規申込みとして利用調整を行います)。

ただし、市川市に父母のどちらかが在勤の場合、又は市川市に隣接する市区町村に在住する場合は、年度毎に継続利用の手続きを行うことにより、翌年度以降も継続して利用することができます。

13. 認可保育施設の利用者負担額(保育料)及び給食費(副食費)

【0歳児～2歳児クラスの利用者負担額(保育料)】

1. 利用者負担額の決定

利用者負担額(月額)は、世帯(父母)の市区町村民税所得割額の合計額により該当する階層区分と、教育保育給付認定された保育の必要量(標準時間/短時間)により決定します。具体的な金額については P34 の表をご参照ください。

※認可保育園(公立・私立)・認定こども園・地域型保育(家庭的保育・小規模保育)のいずれも同じです。

※父母の収入がいずれも100万円未満の場合、同居している祖父母等の市区町村民税所得割額により決定します。この場合、祖父母等の市区町村民税所得割額を確認するため、課税証明書のご提出をお願いすることがあります。

※私立保育施設では、別途園服等の諸費用や延長料金がかかることがあります。

(1) 市区町村民税所得割課税額

4月～8月の保育施設利用 ⇒前年度の市区町村民税によります

9月～3月の保育施設利用 ⇒当該年度の市区町村民税によります

※住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税控除等は適用されません。

※市区町村民税が未申告の場合、利用者負担額が最も高額となる階層区分(C24)になります。

※課税年度の1月1日に市川市に住民票がない場合は、市区町村民税課税証明書(その年の1月1日に住民票のあった市区町村で発行されます)を提出する必要があります。提出がない場合、利用者負担額が最も高額となる階層区分(C24)になります。ただし、現在市川市に住民票がある場合は、マイナンバーによる番号連携により住民票のあった市区町村への情報照会を行うことについての同意があれば、課税証明書の提出は不要となります。

※市区町村民税の修正や、世帯状況の変更(婚姻、離婚、祖父母との同居等)があった場合、修正又は変更について届け出があった月又は確認できた月の翌月から利用者負担額を変更します。

(2) 多子世帯への支援制度

認可保育施設に在園する第2子(市川市)

市川市内に住み、同一世帯のお子さんが2人以上いる場合、認可保育施設に在籍する第2子以降の利用者負担額は無料となります。

※利用者負担額の滞納がない世帯が対象です。

※令和5年10月分の利用者負担額からとなります。令和5年9月までの利用者負担額の支援制度についてはお問い合わせください。

(3)ひとり親世帯(母子世帯・父子世帯)・在宅障がい児(者)世帯への支援制度

年収約360万円未満相当のひとり親世帯・在宅障がい児(者)世帯

年収約360万円未満相当(市区町村民税所得割額が77,101円未満(C1階層～C7階層の一部))のひとり親世帯及び在宅障がい児(者)世帯の利用者負担額は、保護者と生計を一にする18歳未満のお子さんを対象に、年齢の高い順に数えて1番目のお子さんは下の表の金額、2番目以降のお子さんは無料となります。

階層区分	市町村民税所得割課税額	標準時間	短時間
C1	～ 16,200円 未満	3,790円	3,680円
C2	16,200円 ～ 32,400円 未満	4,280円	4,180円
C3	32,400円 ～ 48,600円 未満	4,760円	4,670円
C4	48,600円 ～ 54,600円 未満	5,100円	4,980円
C5	54,600円 ～ 60,600円 未満	5,850円	5,740円
C6	60,600円 ～ 72,700円 未満	6,750円	6,620円
C7の一部	72,700円 ～ 77,101円 未満	7,500円	7,350円

※「在宅障がい児(者)世帯」とは、お子さん又はその同居親族に障がいがあり、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のコピーを提出した世帯をいいます。

※「生計を一にする」とは必ずしも同居を要件とするものではなく、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合でも常に生活費、学資金、療育費等の送金が行われている場合もこれに含まれます。

(4)利用者負担額(保育料)の納付が困難になった場合の減免制度

納付義務者の失業や疾病により利用者負担額(保育料)の納付が困難になった場合は、過去3ヶ月の平均実収月額と生活保護法に基づく基準生活費の比較により減免制度が適用されることがあります。適用条件、申請手続等についてはお問い合わせください。

2. 利用者負担額(保育料)の支払

保育施設	支払先・支払方法
公立保育園・私立保育園	市川市に口座振替により支払う。
認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育・事業所内保育	各保育施設に、その施設が定める方法により支払う。

公立保育園及び私立保育園の利用者負担額(保育料)の納付は、口座振替でお願いします。口座振替の手続きは、入園月の「利用者負担額(保育料)納入通知書」に同封される「口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、口座を開設されている金融機関にお申込みください。支払先、支払方法、支払に関する注意事項などの詳細については、「利用者負担額(保育料)納入通知書」に同封される「利用者負担額(保育料)及び給食費(副食費)について」をご参照ください。

※利用者負担額は1ヶ月単位となっています。月途中の退園の場合でも1ヶ月分の利用者負担額(保育料)がかかります。

※欠席期間も利用者負担額(保育料)がかかります。

※納付期限を過ぎて利用者負担額(保育料)を納付した場合、延滞金が増加されます。また、滞納が続いた場合、納期限までに納付された方との公平性を保つため、法令に基づき、差押等の滞納処分を行います。

※必要に応じて、保育施設に利用者負担額(保育料)の収納・滞納情報の提供を行います。

【3歳児～5歳児クラスの給食費(副食費)】

1. 給食費(副食費)及び支払先・支払方法について

保育施設	給食費の金額	支払先・支払方法
公立保育園	月額 4,500 円	市川市に口座振替により支払う。
私立保育園・認定こども園	各保育施設が定める額	各保育施設に、その施設が定める方法により支払う。

※公立保育園に在園するお子さんが欠席する場合、期限までに「給食停止届」を提出し、月初から月末まで給食を停止する場合に限り、給食費(副食費)はかかりません。

※私立保育園、認定こども園のお子さんが欠席する場合の給食費(副食費)については、各施設にお問い合わせください。

2. 給食費(副食費)の免除・減額

(1)免除対象

①年収約360万円未満相当の世帯(下のいずれかに該当する世帯)

- ・市区町村民税所得割額が57,700円未満の世帯
- ・市区町村民税所得割額が57,700円以上77,101円未満のひとり親世帯又は在宅障がい児(者)世帯

②3人以上のお子さんが認可保育施設・幼稚園(特別支援学校幼稚部を含む)・認可外保育施設・児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設等を利用している世帯の第3子以降の給食費(副食費)は免除となります。

(2)減額対象

市川市内に住み、同一世帯で養育されている18歳未満のお子さんが3人以上いる世帯であって、市区町村民税所得割額が550,000円未満かつ利用者負担額の滞納がない世帯の第3子以降の給食費(副食費)は減額の対象となります。

※対象者には別途こども施設入園課よりご案内いたします。

【保育施設利用者負担額(月額)】

※0歳児～2歳児クラス

令和5年10月分からの利用者負担額となります。
令和5年9月までの利用者負担額についてはお問い合わせください。

(単位:円)

在籍児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間の利用者負担額(月額)			保育短時間の利用者負担額(月額)							
		第1子	第2子以降	国基準利用者負担額(参考)	第1子	第2子以降	国基準利用者負担額(参考)					
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯	0		0	0		0					
B	A階層を除く市区町村民税非課税世帯	0		0	0		0					
C	市区町村民税の所得割課税世帯	市区町村民税の所得割額		無料	30,000	無料						
		1	～ 16,200円 未満					7,800	7,500	19,300		
		2	16,200円 ～ 32,400円 未満					8,800	8,500			
		3	32,400円 ～ 48,600円 未満					9,800	9,500			
		4	48,600円 ～ 54,600円 未満					17,000	30,000	16,400	29,600	
		5	54,600円 ～ 60,600円 未満					19,500		18,900		
		6	60,600円 ～ 72,700円 未満					22,500		21,800		
		7	72,700円 ～ 84,800円 未満					25,000	24,200			
		8	84,800円 ～ 97,000円 未満					28,000	27,100			
		9	97,000円 ～ 121,000円 未満					33,000	44,500	32,000		43,900
		10	121,000円 ～ 145,000円 未満					38,000		36,800		
		11	145,000円 ～ 169,000円 未満					41,000		39,700		
		12	169,000円 ～ 185,000円 未満					47,000	61,000	46,000	60,100	
		13	185,000円 ～ 201,000円 未満					50,000		49,000		
		14	201,000円 ～ 217,000円 未満					51,000		49,900		
		15	217,000円 ～ 233,000円 未満					52,000	80,000	50,900		78,800
		16	233,000円 ～ 250,000円 未満					53,000		51,900		
		17	250,000円 ～ 267,000円 未満					54,000		52,900		
		18	267,000円 ～ 284,000円 未満					55,000	104,000	53,900	102,400	
		19	284,000円 ～ 301,000円 未満					56,000		54,800		
		20	301,000円 ～ 333,000円 未満					62,000		60,700		
		21	333,000円 ～ 365,000円 未満					63,000	104,000	62,000	102,400	
		22	365,000円 ～ 397,000円 未満					64,000		63,000		
		23	397,000円 ～ 550,000円 未満					68,000		66,800		
24	550,000円 以上	70,000		68,600								

※ この表中の「第2子」は、「第1子」の年齢を問いません。

※ ひとり親世帯及び在宅障がい児(者)世帯のうち一定の条件を満たす場合には、この表に記載された金額から減額される場合があります。(P31,32をご参照ください)

14. 簡易保育園

令和元年10月に始まった幼児教育・保育の無償化により、簡易保育園に入園しているお子さんの保育料については、子育てのための施設等利用給付の対象となるお子さんと、市川市が実施する補助金交付の対象となるお子さんに分かれることとなりました。

クラス年齢	市民税所得割課税額	補助金／子育てのための施設等利用給付	第2子以降の加算補助
0歳～2歳	課税世帯	市川市の補助金の交付が受けられます。 (所得割課税額により補助金額が異なります。)	世帯内の第2子以降のお子さんは、左欄の補助金または施設等利用給付に加算して市川市の補助金の交付が受けられます。
	非課税世帯	子育てのための施設等利用給付が受けられません。 (P41をご参照ください。)	
3歳～5歳	課税世帯		
	非課税世帯		

※いずれの制度も、それぞれに定められた要件を満たす必要があります。

【簡易保育園保育料補助金】

<事業の概要>

市川市では、認可外保育施設のうち一定の基準を満たす施設(以下「簡易保育園」という)に入園しているお子さんの保護者へ補助金を交付しています。

<対象となる認可外保育施設(簡易保育園)>

児童福祉法第59条の2による設置届を提出している施設のうち、開園時間が1日8時間以上であり、有資格者の保育従事者を1名以上配置している施設が対象になります。ただし、居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)、事業主等がその雇用者のために設置した保育施設、企業主導型保育事業制度に基づいて設置した保育施設は、対象になりません。

市川市内の簡易保育園の一覧については、P45をご参照ください。

<補助金対象者>

補助金の交付を受けるには、下記の要件を全て満たしていることが必要となります。

- ① 簡易保育園利用時に市川市に住民登録されていること。
- ② 保護者のいずれもが、就労等により月64時間以上お子さんを保育できない状況にあること。
- ③ 月極の保育料を園に納め、簡易保育園にお子さんを預けていること。(一時預かりは対象外です。)
- ④ 認可保育施設の保育料に未納が無いこと。

<補助の要件について>

保護者のいずれもが、下記の要件が必要となります。要件が変更となった場合、変更後の要件書類の提出が必要です。

要 件		提出書類等
就労	月 64 時間(実働時間)以上労働することを常態としていること。	<ul style="list-style-type: none"> ●就労証明書(働いている方一人につき一部) ※シフト勤務や、1 日当たりの就労時間が不規則な方は、シフト表の提出が必要となります。 ※個人事業主(自営)の場合は、就労証明書と併せて下記の書類が必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・開業 1 年未満の方 = 開業届の写し ・開業 1 年以上の方 = 直近の確定申告書写し ※雇用契約期間がある場合、更新の都度、就労証明書の提出が必要となります。 ※簡易保育園に通園する本人の育児休業を取得中に入園された場合、入園された翌月 10 日までに復職された方は、入園月から対象となります。その場合、復職後に証明された就労証明書の提出が併せて必要となります。
出産	<p>出産予定月をはさんで、前後 2 ヶ月ずつの合計 5 ヶ月間が対象。</p> <p>例: 6 月出産予定の場合</p> <p>4 月←5 月←6 月→7 月→8 月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●母子手帳のコピー(表紙及び分娩予定日記載ページ) ※出産後に申請される場合であっても、出産予定月によって補助金交付期間を決定するため、分娩予定日記載のページが必要です。
疾病障がい		●診断書(市指定用紙)又は障害者手帳のコピー
介護看護		<ul style="list-style-type: none"> ●介護・看護・付添状況申告書(市指定用紙) ●被介護者の診断書(市指定用紙)、介護保険被保険者証のコピー、障害者手帳のコピーのいずれか
災害復旧		●罹災証明書等
求職活動	2ヶ月間が対象。その後は、就労を開始した上で就労証明書の提出が必要です。	●求職活動申告書(市指定用紙)
就学	学校・職業訓練施設等に通学又は通所している場合、月の就学時間が 64 時間以上であること。	●在学証明書及び時間割(カリキュラム)
虐待や DV のおそれ		●関係機関からの証明書
育児休業	<p>上のお子さんを簡易保育園に預け、下のお子さんの育児休業を取得されている場合。</p> <p>※最大で下のお子さんの育児休業期間終了日の月末までが交付対象期間。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●就労証明書 (当初は月 64 時間の就労も確認するため、就労証明書を提出してください。その後、育児休業を延長された場合は、延長後の育児休業期間を記入した就労証明書を提出してください。) ※最大: 下のお子さんの育児休業期間終了日の月末まで対象であり、その後は復職していただくことが必要となります。)

<補助金額について>

★月の補助金額が保育料の月額を超えるとときは、当該保育料の月額までとなります。

※第2子以降の補助金加算もございます。詳しくは P38<第2子以降の補助金加算について>をご覧ください。

クラス年齢	市民税所得割額	補助金額
0歳～2歳 (市民税の所得割額課税世帯 ※1)	～48,600円未満	28,000円/月
	48,600円～97,000円未満	24,000円/月
	97,000円以上	21,000円/月
0歳～2歳(非課税世帯 ※1)	子育てのための施設等利用給付の対象になります。	
3歳～5歳	別途申請手続きが必要です。(P42をご参照ください)	

※1 4月～8月利用分は前年度の市民税、9月～3月分は当該年度の市民税で補助金額を決定します。
 父母の収入が一定額以下の場合、同居している祖父母等の市民税で補助金額を決定します。

<第2子以降の補助金加算について>※令和5年10月より開始

○世帯内の第一子等の年齢に関わらず、第2子以降の場合に、通常の補助金のほか、25,000円を限度に補助金を加算します。

(通常の補助金の要件も必要となります。)

子育てのための施設等利用給付の対象である3歳以上児(全世帯)、3歳未満児(非課税世帯)も第2子加算補助の対象となります。対象者は、簡易保育園保育料補助金の申請が必要です。

○世帯内の兄・姉及び第2子以降の児童に認可保育施設の保育料等に滞納がある場合は交付しません。

○通常の補助金額に加算して補助することにより、簡易保育園に支払っている保育料を超えないように、加算額を調整します。(加算額は25,000円が限度)

例1) 1歳児、月40,000円で簡易保育園に入園している第2子の加算補助金額は？

保育料:月40,000円－通常の補助金:21,000円＝19,000円:加算補助金額

例2) 4歳児、月40,000円で簡易保育園に入園している第2子の加算補助金額は？

保育料:月40,000円－子育てのための施設等利用給付金:37,000円＝3,000円:加算補助金額

※第2子以降の補助金加算は、令和5年10月より適用されます。令和5年9月までは、前年度同様、第3子以降の補助金加算となります。詳しくは、こども施設入園課までお問い合わせください。

<申請について(令和5年度)>

○申請書類等は、市川市役所こども施設入園課、行徳支所子育てナビ行徳

窓口及び市内各簡易保育園にあります。市公式Webサイトからもダウンロードできます。

市公式Webサイトトップページ > 入園・入学 > 保育園入園の手続き

> 簡易保育園をご利用される方へ

(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/chi03/1521000001.html>)



申請書類	
① 簡易保育園保育料補助金交付申請書(市指定)	世帯構成状況は、住民票の同別に限らず同居している場合は、ご家族全員をご記入ください。(お子さん一人につき一部)
② 通園証明書(市指定)	保育園に記入していただく書類です。(お子さん一人につき一部)

③ お子さんを保育できないことの証明 (保護者の方)	提出書類は、「補助の要件について」をご参照ください。 単身赴任(海外含む)等の場合も必要です。 《対象者》◆父 ◆母 ◆同居の内縁の妻・夫	
④ その他状況に応じて必要な書類	申請時の状況	提出書類
	ひとり親世帯、両親不存在	世帯状況申立書(市指定) 戸籍全部事項証明(離婚の場合は離婚後のもの、 離婚成立日と親権者が記載されているもの) (コピー可)
	ひとり親世帯(予定)	世帯状況申立書(市指定) 離婚調停のわかるもの(裁判所からの呼出し状等) (コピー可)
⑤ 住民税課税(非課税)証明書又は納税通知書 (該当する方のみ)	<p>《対象者》◆父 ◆母 ◆同居の内縁の夫・妻 ◆同居の祖父母(父母が住民税非課税の場合)</p> <p>○令和5年度の申請にあたり、下記 AB に該当する場合は、ご提出が必要です。</p> <p>[A] 令和5年4月～令和5年8月利用分を申請の場合 令和4年1月1日時点で他市区町村にお住いだった方 →令和4年度分の課税証明書等をご提出ください。</p> <p>[B] 令和5年9月～令和6年3月利用分を申請の場合 令和5年1月1日時点で他市区町村にお住まいだった方 →令和5年度分の課税証明書等をご提出ください。</p> <p>※【A】【B】どちらにも該当する場合、令和4年度分及び令和5年度分の課税証明書等が必要になります。</p>	
	保護者やお子さん、同居家族で外国籍の方	特別永住者証明書または在留カードのコピー (表裏) 資格外活動許可証のコピー

《記入上の注意事項》

- 保育園が市と請求手続きを行う関係で、申請書に委任者欄がございますので、必ずご記入ください。
- 申請書裏面の振込先口座は、記入漏れ等がないようにご記入ください。
- 第2子加算の対象となる方は、「簡易保育園保育料補助金交付申請書」裏面の最後の部分「第2子以後の保育料加算分について」の欄をご記入ください。
- ※状況を確認して、要件を満たしていない場合には、第2子以降の補助金は加算されません。

上記、必要書類を揃えて

市内の簡易保育園に入園されている方は、保育園にご提出ください。

市外の簡易保育園に入園されている方は、直接、市役所こども施設入園課、又は、行徳支所子育てナビ行徳・保育園入園受付窓口にご提出ください。

(ご郵送される場合は、〒272-8501 市川市八幡 1-1-1 こども施設入園課 事業管理グループ宛にお送りください。)

<請求手続きについて>

○内容

1. 補助金の請求に必要な「実績報告書兼交付請求書」を各保育園に記入依頼をします。
保育園よりお子様の保育料を納めていること、通園されていることの実績報告を受け請求手続きが完了となります。
2. 「実績報告書兼交付請求書」は3ヶ月に一回(四半期毎)、各保育園に依頼します。

<申請書提出期限及び振込月等について(令和4年度)>

四半期	対象月	提出期限	支払予定日
第1期	4月～6月	令和5年6月30日(必着)	令和5年9月下旬
第2期	7月～9月	令和5年9月29日(必着)	令和5年12月下旬
第3期	10月～12月	令和5年12月28日(必着)	令和6年3月下旬
第4期	1月～3月	令和6年3月29日(必着)	令和6年5月下旬

※申請書類は、通園を開始した時点で、できるだけ早めにご提出ください。

○振込み日等のお知らせは、各保育園に掲示いたします。

○交付金額については、市川市簡易保育園保育料補助金交付可否決定通知書によりお伝えいたします。

※申請手続きは、年度ごとに必要です。

年度終了後(令和6年3月29日より後)に前年分の申請をなされても、補助金の交付はできませんのでご注意ください。

<申請後に状況等が変わった場合について>

申請後に申請内容が変わった場合は、必要に応じて下記の書類の提出が必要となります。

項目	提出書類	
住所等が変わった場合	変更等承認申請書	
勤務先の変更	変更等承認申請書(前退職日を記載)	就労証明書(新しい勤務先)
雇用期間の更新をした場合	変更等承認申請書	就労証明書
退園したとき	変更等承認申請書(退園日を記載)	
振込先口座の変更	振込指定口座変更届	
簡易保育園を変更した場合	簡易保育園保育料補助金交付申請書 及び 新しい保育園の通園証明書	
要件の変更が生じた場合	変更等承認申請書 及び 変更後の要件書類	

★★ 次のような場合は、補助金の交付ができなくなります。★★

- ① 市川市外に転出したとき。
- ② 簡易保育園を退園したとき。
- ③ 仕事を辞めたなど、お子さんを保育できないと認められる状況ではなくなったとき。

※補助金交付後に保育を必要とする要件がないことが判明するなど、交付対象外となった場合は、交付した補助金は返還していただきますので、ご注意ください。

<Q&A>

Q 育児休業から復職するために簡易保育園に預けることとしましたが、いつから補助金の対象となりますか？

A 入園された月の翌月10日までに復職された場合、入園された月から交付対象となります。

そのため、復職日を確認する必要がありますので、復職日以降に証明された就労証明書をご提出ください。

例) 4月入園、5月10日に復職→4月から交付対象

4月入園、5月11日に復職→5月から交付対象

Q こどもが簡易保育園に通って補助金を受けておりますが、この度第2子を出産することになり、母は産前・産後休暇、育児休業を取ることになりました。育児休業中も第1子はそのまま簡易保育園に通わせようと思いますが、その間も補助金は出ますか？

A 下の子の産前・産後休暇、育児休業の期間(下の子の育児休業期間終了日の月末まで)も、上の子の補助金は交付します。(平成29年10月18日施行)

また、パートでお勤めの方などで、第2子出産にあたり一度仕事を辞めた場合には、出産予定日をはさんで前後2ヵ月ずつ合計5ヵ月間は出産要件で補助金の対象となりますが、それ以外の期間は、仕事をしているなど保育を必要とする要件を満たしてなければ対象となりません。

産前・産後合計5ヶ月間については母子手帳のコピーの提出、育児休業取得期間については、育休取得期間を記入した就労証明書の提出がそれぞれ必要となります。

Q こどもが簡易保育園に通って補助金を受けていますが、退職をしました。その後、再就職をするための求職期間中は、補助金が出ますか？

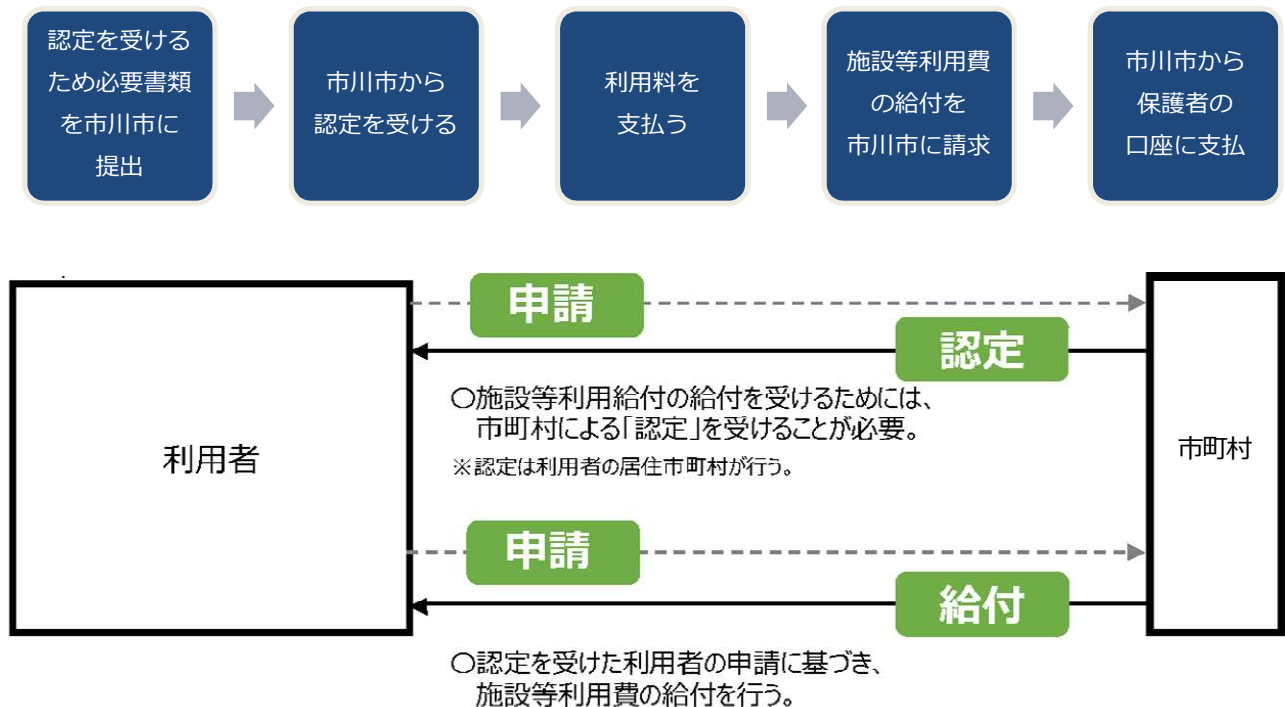
A 求職期間中は、2ヶ月間は補助金の対象となります。変更等承認申請書に前職退職日を記載し、求職活動申告書と併せてご提出ください。

その後、2ヶ月以内に就労を開始し、就労証明書を提出してください。

【子育てのための施設等利用給付】

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施され、認可外保育施設(簡易保育園)、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用料については、子育てのための施設等利用給付という新たな制度により一定額を上限に無償化の給付を受けることができます。

＜子育てのための施設等利用給付を受けるまでの流れ＞



＜対象施設＞

- ・児童福祉法第59条の2の規定による設置届を提出した認可外保育施設（企業主導型保育施設を除く）
- ・一時預かり事業
- ・病(後)児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

※所在地の市区町村の確認を受けた施設・事業が対象です。

市川市内の対象施設については市公式Webサイトをご確認ください。



＜対象者＞

以下の要件を、いずれも満たす方が対象となります。

- ① 上記の無償化対象施設に在園し、かつ市川市に住民登録のある3～5歳児(全世帯)又は0～2歳児(住民税非課税世帯)
- ② 共働き世帯の子どもなど保育の必要性の認定を受けた児童

※年齢は、クラス年齢(各年度4月1日時点の年齢)です。

※市川市外の認可外保育施設等に通われる場合も対象となります。

※市川市に住民登録がない場合は、住民登録のある市区町村の担当課へご確認ください。

<金額(上限)>

対象者	金額(上限)
3歳以上児(全世帯)	37,000円/月
3歳未満児(住民税非課税世帯)	42,000円/月

※実際にかかる保育料と無償化上限額とを比較し、低い方の額を支給します。

※対象となるのは利用料(保育料)です。通園送迎費、食材料費、行事費などは対象外となります。

<施設等利用給付認定を受けるための手続き>

施設等利用費の給付を受けるためには、事前に市川市から認定を受ける必要があります。

※さかのぼって認定することはできません。

○提出書類

- ①市川市子育てのための施設等利用給付認定申請書(様式第15号の5)
- ②保育の必要性を確認するための書類・・・【表A】参照
- ③その他状況に応じて必要な書類・・・【表B】参照

【表A】保育の必要性を確認するための書類

《対象者》◆父 ◆母 ◆同居の内縁の夫・妻

※世帯分離していても同一住所または同一建物、マンション等に住んでいる場合は同居とみなします。

※単身赴任(海外含む)の場合も、就労証明書が必要になります。

事由	必要書類	認定期間
就労 (月実働64時間以上)	就労証明書(市指定) ※自営の方は次の書類も必要です。 ・開業後1年以上の場合: 確定申告書のコピー ・開業後1年未満の場合: 開業届のコピー ※変則就労の場合、1か月分のシフト表(1日あたりの就労時間及び月の就労日数がわかるもの)の提出が必要となります。	左記の状態が継続すると見込まれる期間
妊娠・出産	母子手帳のコピー(表紙及び分娩予定日のページ)	出産予定月とその前後2ヶ月の計5ヶ月
保護者の疾病、障がい	診断書(市指定)又は障害者手帳のコピー(注1)	左記の状態が継続すると見込まれる期間
同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護 (月64時間以上)	介護・看護・付添状況申告書(市指定) 被介護者の診断書(市指定)(注1)、障害者手帳のコピー、介護保険被保険者証のコピー、障害者手帳のコピーのいずれか	左記の状態が継続すると見込まれる期間
災害復旧	罹災証明書等	災害復旧が完了すると見込まれる期間
求職活動、就労内定	求職活動申告書(市指定)(注2)	2ヶ月
就学(月64時間以上)	在学証明書、時間割表	卒業予定日又は終了予定日が属する月の月末まで
虐待やDVのおそれ	関係機関からの証明書	左記の状態が継続すると見込まれる期間
上の子を保育施設等に預け、下の子の育児休業を取得されている場合	就労証明書(市指定) ※ 育児休業期間が記入されているもの	育児休業期間終了日の月末まで

(注1) 診断書は医師による証明が必要です(整骨院等は不可)。(注2) 2ヶ月以内に就労を開始した上で、「就労証明書」の提出が必要です。

【表 B】その他状況に応じて必要な書類

申請時の状況	必要書類
ひとり親世帯、両親不存在	世帯状況申立書(市指定)、戸籍全部事項証明(離婚の場合は離婚後のもの、離婚成立日と親権者が記載されているもの)(コピー可)
ひとり親世帯(予定)	世帯状況申立書(市指定) 離婚調停のわかるもの(裁判所からの呼出し状等、コピー可)
保護者やお子さん、同居家族で外国籍の方	特別永住者証明書または在留カードのコピー(表裏) 資格外活動許可証のコピー
0・1・2歳児の住民税非課税世帯の児童に係る申請を行う場合であって、右記に該当する方 ※父及び母(若しくは同居の内縁の夫・妻)及び同居の祖父母の分について必要です。	住民税非課税証明書 ○令和5年度の申請にあたり、下記 AB に該当する場合は、ご提出が必要です [A] 令和5年4月～令和5年8月利用分を申請の場合 令和4年1月1日時点で他市区町村にお住いだった方 →令和4年度分の非課税証明書をご提出ください。 [B] 令和4年9月～令和5年3月利用分を申請の場合 令和5年1月1日時点で他市区町村にお住まいだった方 →令和5年度分の非課税証明書をご提出ください。 ※【A】【B】どちらにも該当する場合、令和4年度分及び令和5年度分の非課税証明書が必要になります。

○提出期限

対象施設を利用する前月の最終営業日まで(認定開始希望月の前月の最終営業日まで)に認定に必要な書類をこども施設入園課にご提出ください(必着)。

※認定を受ける前に施設を利用した分については無償化の対象になりませんのでご注意ください。

<認定に関する注意事項>

・給付認定後に家庭状況に変化があった場合は、変更手続きが必要となりますので、市川市こども施設入園課に必要な書類の提出をお願いいたします。

【例】

認定の有効期間、保育の必要な事由の変更の場合

- ・市川市施設等利用給付認定変更申請書
- ・保育の必要性を証明する書類(変更がある場合のみ/就労証明書など)
- ・その他状況に応じて必要な書類(変更がある場合のみ/ひとり親世帯の方などが対象)

住所、氏名の変更の場合

- ・市川市施設等利用給付認定申請事項変更届

退園、市外への転出等

- ・市川市施設等利用給付認定取消届

・在園したまま市外に転出した場合は、転出先の市区町村で無償化の対象となりますので、新たに住民登録された市区町村の担当課へ、無償化に必要な手続きをご確認ください。また、必ず利用施設に市外に転出したことをご知らせください。

・企業主導型保育事業を利用されている方は、無償化の対象外となります。

・就学前の障がい児の発達支援を利用する場合は、ともに無償化となります。

<施設等利用費を請求するための手続き>

認定を受けた利用者の請求に基づき、市川市から保護者へ施設等利用費を給付します。

○提出書類

- ①請求書(償還払・認可外保育施設等用)【様式第15号の17(その2)】
- ②【認可外保育施設、病後児保育事業を利用している場合】
- ・市川市特定子ども・子育て支援の提供に係る領収額証明書兼提供証明書
- 【一時預かり事業を利用している場合】
- ・納入通知書兼領収証書 及び 一時預かり事業利用明細票
(一時預かり事業利用明細票を発行していない園の場合は、「市川市特定子ども・子育て支援の提供に係る領収額証明書兼提供証明書」を提出してください。)
- 【ファミリー・サポート・センター事業を利用している場合】
- ・援助活動報告書

※②の書類は、施設が発行するものです。ただし、一時預かり事業を利用している方で市から納入通知書兼領収証書及び一時預かり事業明細書が送られてきた場合はそちらをご提出ください。

※請求書は、通園先の施設もしくは市川市公式 Web サイトから入手ください。

○令和5年度 提出期限、支払予定日

対象年月	提出期限	支払予定日
令和5年 4月～6月分	令和5年 7月21日(必着)	令和5年 9月下旬
令和5年 7月～9月分	令和5年 10月20日(必着)	令和5年 12月下旬
令和5年 10月～12月分	令和6年 1月19日(必着)	令和6年 3月下旬
令和6年 1月～3月分	令和6年 4月5日(必着)	令和6年 5月下旬

<現況届について>

認定を受けた方は、年に一度、「現況届」の提出が必要となります。現況届に必要な書類は別途ご案内します。

★市指定の書類については、市川市所定の様式があります。市川市公式 Web サイトよりダウンロードしてご利用いただくことが可能です。(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/chi03/1111000084.html>)

市公式 Web サイトトップページ > 入園・入学 > 幼児教育・保育の無償化の手続き > 子育てのための施設等利用給付(無償化)にかかる書類のダウンロード一覧

※「幼児教育・保育の無償化の手続き」のページへのアクセスはこちらから



【簡易保育園一覧表(市川市内)】

令和5年4月1日現在

最寄駅	証明書	園名	設置者	住所	電話
総武線 市川駅	★	リトルガーデン市川	(株)リトルガーデン	市川南4-2-20 サウスコートスカイ1階	710-8235
	★	KOALA KIDS	(株)KOALA KIDS	市川2-22-7 アセット市川2階	316-0414
総武線 本八幡駅	★	エンゼルハウス	竹内 真理子	南八幡1-22-5 花沢マンション1階	378-7555
	★	Milky Way International Preschool	C2C Galactic Academy(株)	南八幡4-5-17 清鳳ビル1階	312-6173
	★	バイリンガル幼児園 Kids Duo International ニッケコルトンプラザ市川	(株)ニッケライフ	鬼高1-1-1 ツムグテラス1・2F	0120-611-885
曾谷地区		Babies&Meme (休園中)	金田 八重子	曾谷3-12-22	375-8758
武蔵野線 市川大野駅	★	ひだまりおやこ園	(株)元氣	柏井町2-75-2	338-1706
東西線 妙典駅		Little gems International School 東京ベイ校	(株)みひらく	妙典4-3-31 グレースコート妙典1F	321-6151
東西線 行徳駅	★	ブルウミング幼保園	(有)ID・アーマン	行徳駅前3-1-16	399-0757
	★	キッズナーサリー市川行徳園	(株)メリーキッズ	末広1-18-13 SATOMI4番館108	398-8896
		みのりえん	高橋 薫	行徳駅前3-6-1 太洋マンション204	397-8458
東西線 南行徳駅	★	簡易保育園ベビーランド	仲村 三恵	相之川4-2-8-101	357-9939
	★	保育所キッズプラザ 南行徳駅前園	宮本 一之	南行徳1-9-15 卓ビル2階	307-8211
	★	ぴかキッズランド	安田 恵弘	相之川3-14-1 秋山マンション101	359-1848
	★	English School イマジンJapan 南行徳児童園	中村 聡之	南行徳2-12-7	356-6988
		かるがもンテッソーリ子どもの家	松澤 かず子	南行徳3-4-10 KMビル3階	395-3837

※ ★は認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設です。

※ 申込みについては各園にお問い合わせください。

15. 市川市企業主導型保育施設(地域枠あり)

企業主導型保育事業は、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育てとの両立に資することを目的として内閣府が推進している事業で、認可外保育施設に位置付けられます。

自社等の従業員が利用する『従業員枠』のみで運営することもできますが、地域の住民等が利用する『地域枠』を設けて運営することも可能で、この『地域枠』は市民の方も利用することができます。

※企業主導型保育施設は、市川市が実施する「簡易保育園保育料補助金」及び「子育てのための施設等 利用給付」の対象外です。

令和5年4月1日現在

園名	設置者	住所	電話
にじいろおうちえん	特定非営利活動法人 ダイバーシティ工房	市川1-12-23 メゾンドロワール2階	712-5022
そらのこどもたち	株式会社保育王	市川1-4-10 市川ビル8階	329-2351
オルカキッズ保育園	シャムーズ株式会社	市川南1-10-1 ザ・タワーズ・ウエスト215号室	318-3036
いせやナーサリー本八幡園	株式会社伊勢屋呉服店	平田3-11-20	711-4751
育脳保育園みらいっぽ	株式会社未来育	八幡3-8-19	050-3738-7894
ことり保育園 本八幡園	株式会社give&give	八幡3-3-2 グランドターミナルタワー本八幡J107	711-3831
コンパス幼保園 市川校	株式会社日本都市	行徳駅前1-22-13 サンガイアビル4階	321-6330
らいおんハート保育園	医療法人社団 緑友会	行徳駅前1-5-1 メゾンドサンク1F	704-8600
BARNKLÜBB ICHIKAWA保育園	株式会社ジョイサポ	二俣678-55 C棟1階	318-3332
いちかわ保育所	医療法人社団 寿光会	高谷3-1-20	329-6087

入園状況やお申し込み等、詳しくは各施設へ直接お問い合わせください。

16. 一時預かり

一時預かりとは、下記の様々な事由により、お子さんを家庭で保育することが困難になった場合に認可保育施設でお預かりする制度です。

【ご利用できる方】

- 1) 市川市に住民登録されているお子さん。
- 2) 7ヶ月以上かつ小学校就学前のお子さん。

注) 同居する人のいずれもが保育にあたれない、もしくは困難なことが条件です(リフレッシュを除く)。

注) 幼稚園や保育園に在園されているお子さんは原則としてご利用できません。

【利用できる時間】 9:00～17:00

【利用できる曜日】 月曜日～金曜日

【利用できる保育施設】

一時預かり実施保育施設一覧(P50)を参照ください。

より多くの保護者の方々にご利用いただくため、1ヶ月内(例:4月1日～4月30日)で複数の保育施設にまたがってご利用いただくことはできません。

※ご利用にあたり、保護者とお子さん同伴での『面接』が必要です。

【利用要件】

1. 一時的に保育が困難な場合（月15日が限度）

① 職業訓練・就労・就学・就労面接など

保護者の職業訓練や就労の面接、就学、就労等により断続的に家庭での保育が困難となる方
(例)○週に2～3日の就労 ○会社面接 ○ハローワーク面接等

② 緊急・一時的な場合

保護者の傷病、事故、出産、介護、看護、災害等社会的に止むを得ない理由により緊急・一時的に家庭での保育が困難となる方
(例)○出産のため1週間入院する ○祖母が入院したので付き添いが必要

③ 裁判員に選ばれた場合

『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』に定める裁判員候補者の呼び出し及び裁判員の出頭に応じる場合

④ その他

上記以外の理由によるもの

2. 育児中のリフレッシュの場合（月2日が限度）

月2回以内の用事

(例) ○育児の合間のリフレッシュ ○健康診断 ○単発の通院 ○その他

※申請をお受けしても、保育施設の状況によっては、ご希望する日数を利用できない場合もあります。予めご了承ください。

【利用料】

	年 齢	利 用 料 金	
利用料	3歳未満児クラス	300円/1時間	分単位の端数は、利用日毎に1時間に切り上げさせていただきます。
	3歳以上児クラス	200円/1時間	
昼食料	300円/1回		利用する方は前日までに、保育施設にお申込みください。

【利用料の支払方法】以下のどちらかをお選びください。

★納付書払い

利用月の翌月に納付書を郵送いたします。お手元に届きましたら支払期日までに指定金融機関の窓口でお支払いをお願いします。(コンビニエンスストア・郵便局・ATMではお取扱いできません。)

※指定金融機関を記載した一覧を、納付書に同封いたします。

※保育料無償化の請求等で領収証が必要な方は納付書払いをご選択ください。

★スマートフォンを利用したクレジットカード決済 (PayPay 含む)

利用月の翌月に、決済に必要なQRコードが記載された通知を郵送いたします。お手元に届きましたらQRコードを読み取り、期日までに決済をお願いいたします。(領収証の発行はできませんので、保育料無償化の請求等で領収証が必要な場合は納付書払いをお選びください。)

※利用料を滞納している場合、ご利用をお断りすることもありますので、必ず納付期限までにお支払いください。

【利用するための手続き】

各保育施設に直接ご連絡いただき、空き状況を確認のうえお申込みください。

※受付時間は、13時～17時です。

1. 利用申請

申請時に「一時預かり事業利用申請書」と下記必要書類をご提出ください。

○必要書類(お子さんと同居している方全員分が必要です)

①職業訓練・就労・就学・就労面接など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労による場合 …… 就労証明書 ・ 就学の場合 …… 在学証明書(学生証)と授業時間割 ・ 講座等を受講する場合 …… 受講証明書 <p>(※趣味の講座等は認めていません)</p>
②緊急・一時的な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病により通院の場合 …… 診断書または通院証明書等 ・ 出産する場合 …… 母子手帳の写し等 (表紙及び分娩予定日記載ページ) ・ 介護・看護の場合 …… 看護等を必要とする医師の証明書等
③裁判員制度に応じる場合	裁判員候補者の呼び出し、出頭に応じる場合 …… 裁判員制度に基づく呼出状
④その他	その他 …… 証明となる書類等
⑤リフレッシュの場合 (月2日限度)	必要ありません

2. 保育施設での面接

事前に保育施設でお子さんと一緒に面接を受けていただきます。

3. 利用開始

保育施設で指定の「利用明細票」に、利用日毎の開始・終了時刻を記入してください。

4. 利用終了

利用理由がなくなった場合は「一時預かり事業利用辞退届」を保育施設に提出してください。

(利用承認等通知書の下部が辞退届になっています。)

注)「辞退届」提出後、再度利用する場合や申請理由に変更があった場合は、同じ年度内でも新たに申請が必要になります。

【一時預かり実施保育施設】

	保育施設名	所在地	電 話	申し込み先
私立 保 育 施 設	国府台保育園	国府台2-9-13	372-3740	直接各保育施設へお申込みください。
	百合台保育園	曾谷3-11-1	374-0789	
	さくらんぼ保育園	市川南2-6-22	322-3334	
	かいづか保育園	下貝塚3-9-3	318-5766	
	市川キッズステーション	市川南1-10-1 3F	322-8733	
	市川大野ナーサリースクール	大野町3-1438-1	339-3331	
	広尾みらい保育園	広尾2-3-1	390-2772	
	ありのみ保育園	下貝塚1-3-23	374-8700	
	こうぜん保育園市川	南大野2-23-11	701-5920	
	市川どろんこ保育園	鬼越2-18-17	302-7333	
	柏井保育園	柏井町2-718-3	337-6541	
	すえひろ保育園	末広1-1-48	356-4152	
	風の谷こども園	北国分4-10-3	375-2700	

公 立 保 育 園	保育園名	所在地	電 話	申し込み先
	平 田 保育園	平田1-20-16	324-1360★	直接各保育園へお申込みください。 受付時間は 13～17時です。
	行 徳 保育園	行徳駅前4-22-17	395-4870★	
	鬼 高 保育園	鬼高1-11-20	378-8223★	
	塩 焼 第 2 保育園	塩焼3-11-15	395-5430★	
	新 田 第 2 保育園	新田2-1-24	379-1915★	

★印は一時預かり専用ダイヤルです。

●上記の保育施設のほか、施設独自に一時預かりを実施している保育施設もあります。
利用要件・料金・時間等については直接、下記までお問い合わせください。

・南八幡さくら保育園 ・ ・ ・ 南八幡3-9-1 電話 314-4190

・K's garden 真間駅前保育園 ・ ・ ・ 真間1-12-4 電話 704-9966

【利用内容等のお問い合わせ】

市川市 こども部 こども施設入園課 運営費グループ 電話 711-1791 (直通)

【お申込みのお問い合わせ】

空き等のご確認、お申込みは直接保育施設へお願いします。

17. いちかわ保育ルーム

いちかわ保育ルームとは保護者のパートタイム就労などの短時間就労等により、お子さんを家庭で保育することが困難になった場合に下記の公立の施設でお預かりする制度です。

【ご利用できる方】

- 1) 市川市に住民登録されているお子さん。（出産または介護のため本市に居住している場合は除く）
- 2) 利用年度の4月2日現在で1歳児クラスまたは2歳児クラスのお子さん。
- 3) 認可保育園利用申込み者と同様となります。但し、就労の場合には、いずれか一方の保護者の就労時間が、月64時間以上120時間未満であること。

※同居する人のいずれもが保育にあたれない、もしくは困難なことが条件です。

※簡易保育園に在園されているお子さんのご利用いただけません。

【利用できる時間】 9:00～17:00（延長保育はありません）

【利用できる曜日】 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

【利用施設】

施設名	所在地	電話番号
いちかわ保育ルーム市川	市川2-33-6（市川こども館内）	322-2233
いちかわ保育ルーム百合台	曾谷6-10-1（百合台幼稚園内）	373-9007

複数の保育ルーム及び保育施設にまたがってご利用いただくことはできません。

【定員】 各施設 15名（1、2歳児 各7名程度）

【利用料】 250円／1時間

利用料は一律負担となります。

分単位の端数は、利用日毎に1時間に切り上げさせていただきます。

【利用料の支払方法】

利用月の翌月に納付書を発行・送付しますので、指定金融機関の窓口でお支払いをお願いします。
指定金融機関を記載した一覧を、納付書に同封します。

【利用するための手続き】

「いちかわ保育ルーム事業利用申込書」、「就労証明書」等の保育の必要性を確認する書類を受付窓口にご提出ください。

【受付期間及び入所決定までの流れ】

原則として認可保育施設と同様となります。

【選考方法】

保育ルーム別、年齢別に抽選して内定者を決定します。内定者の方は保育ルームと面接して頂き、その結果により利用者を決定します。

【注意事項】

- ・利用料に昼食料は含まれておりません。昼食、おやつ等は各自ご持参ください。
- ・延長保育はありません。
- ・いちかわ保育ルームをご利用することで2歳児クラス終了後の認可保育施設等への入所を保障することはできません。
- ・2歳児クラス終了後に認可保育施設等のご利用を希望される場合、新たに申込みが必要になります。
- ・個別に配慮が必要となる児童は、面接や診断書の内容によりご利用できない場合があります。
- ・いちかわ保育ルーム利用料を滞納した場合は、ご利用ができなくなります。

【お問い合わせ】

- ・申込みに関すること

市川市 こども部 こども施設入園課 電話 711-1785

- ・運営に関すること

市川市 こども部 こども施設運営支援課 電話 711-1792

18. その他の子育て支援サービス

【病児・病後児保育】

風邪をひいて、まだ保育園に行かせるのがちょっと心配。仕事や家庭の都合で子どもの看病ができないという方のために、病気中の子ども及び病気回復期の子どもを保育施設でお預かりします。

詳しくは下記までお問い合わせください。

病児保育室	住 所	電話番号
イーズ病児・病後児保育室	市川市南八幡3-14-17-102室	702-8806

病後児保育室	住 所	電話番号
認定こども園 風の谷こども園 病後児保育室「おひさま」	市川市北国分4-10-3	375-2700
あじさい保育園 病後児保育室「にじぐみ」	市川市妙典5-12-16 あじさい保育園3階	359-8231
市川南保育園 病後児保育室「ひまわり」	市川市市川南4-1-15	325-2828
イーズ病児・病後児保育室	市川市南八幡3-14-17-102室	702-8806

【ファミリー・サポート・センター】

仕事の都合で保育園などの送迎ができないとき、病院へ行くときの育児サポートなどを行います。

いちかわファミリー・サポート・センターでは、子育てのお手伝いをしたい「協力会員」と、子育ての手助けをしてほしい「依頼会員」、そして手助けをしてもらおうが時には助けも可能な「両方会員」で組織し、地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動をしています。

◎ファミリー・サポート・センター 利用時間：火曜日～土曜日 9:00～17:00

センター	住 所	電話番号
本部	大洲1-18-1 (急病診療・ふれあいセンター2階)	377-5503
妙典支部	妙典6-2-45 (妙典保育園2階)	701-2321

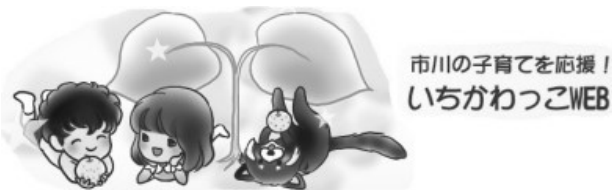
【いちかわっこWEB】

市川市のいろいろな子育て情報を入手しましょう。「知りたい」、「相談したい」、「友達・仲間を作りたい」等の項目から検索が可能で、子どもの年齢や目的別・エリア別などの情報にアクセスすることができます。

「こども館」、「地域子育て支援センター」、「親子つどいの広場」など、市の子育て応援施設だけでなく、民間の団体による子育てイベントなどのお知らせも盛りだくさんです。どうぞ検索してみてください。

子育て情報をお届けするメールマガジン、

「いちかわっこメール」も上記サイトよりご登録いただけます。週1回、地区ごとのイベント情報と、月1回程度、子育てワンポイントアドバイスなどが配信されますので、ぜひご登録ください。





よい保育施設の選び方 10 か条

1 まずは情報収集を

- ・市区町村の保育担当課で、情報の収集や相談をしましょう

2 事前に見学を

- ・決める前に必ず施設を見学しましょう

3 見た目だけで決めないで

- ・キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう

4 部屋の中まで入って見て

- ・見学のときは、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう

5 子どもたちの様子を見て

- ・子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう

6 保育する人の様子を見て

- ・保育する人の数が十分か、聞いてみましょう
- ・保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう
- ・保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう
- ・保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう

7 施設の様子を見て

- ・赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう
- ・遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう
- ・陽あたりや風とおしがいかが、また、清潔か、見てみましょう
- ・災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう

8 保育の方針を聞いて

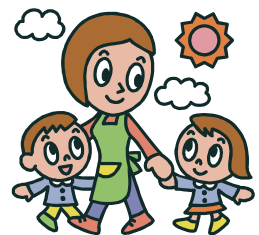
- ・園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう
- ・どんな給食が出されているか、聞いてみましょう
- ・連絡帳などでの家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう

9 預けはじめてからもチェックを

- ・預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう

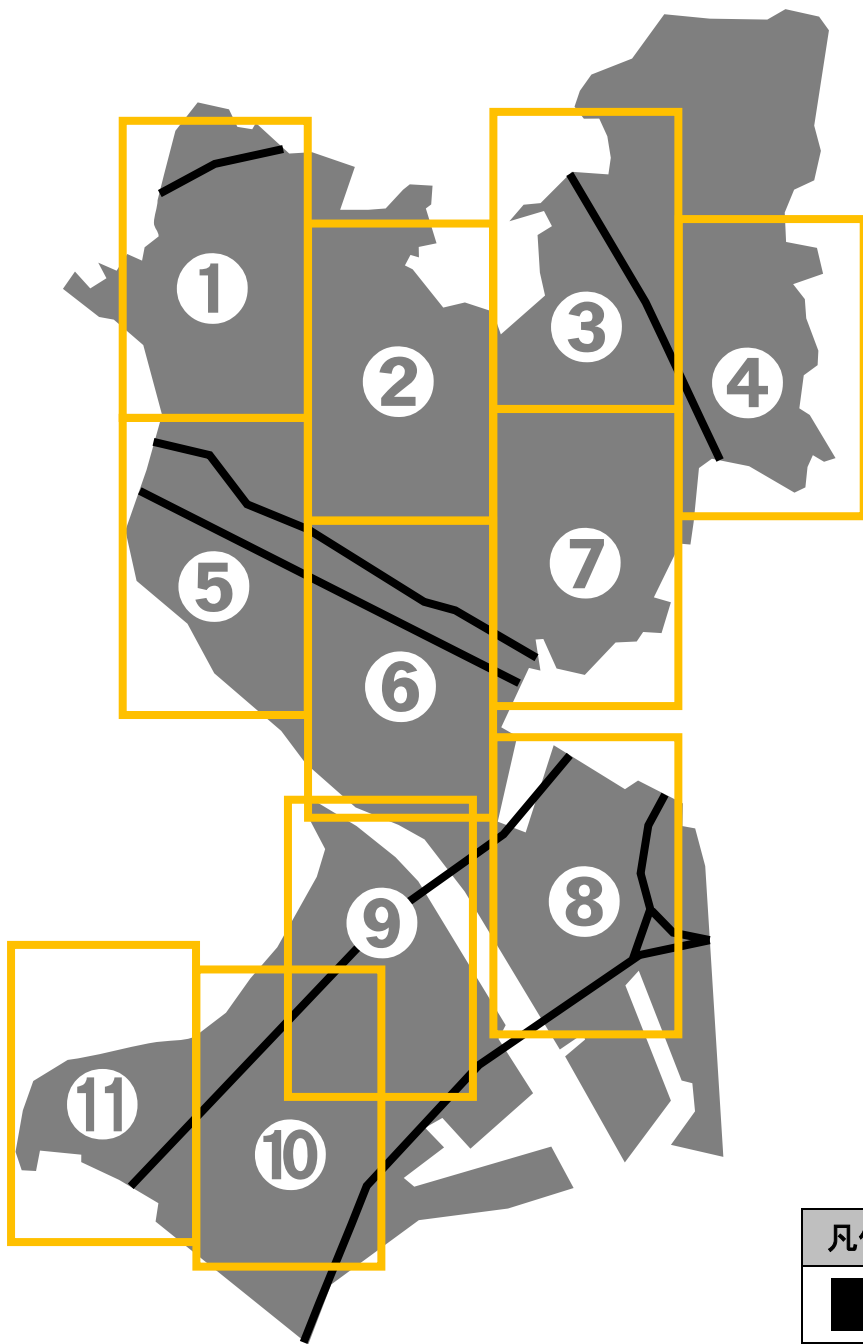
10 不満や疑問は率直に

- ・不満や疑問があったら、すぐ相談してみましょう、誠実に対応してくれるでしょうか



※上記「よい保育施設の選び方 10 か条」は、認可外保育施設の運営や設備などが施設によって相当違うことから、よりよい保育施設を選ぶときのチェックポイントとして、平成 12 年 12 月に厚生省(当時)が取りまとめたものです。

認可保育施設マップ

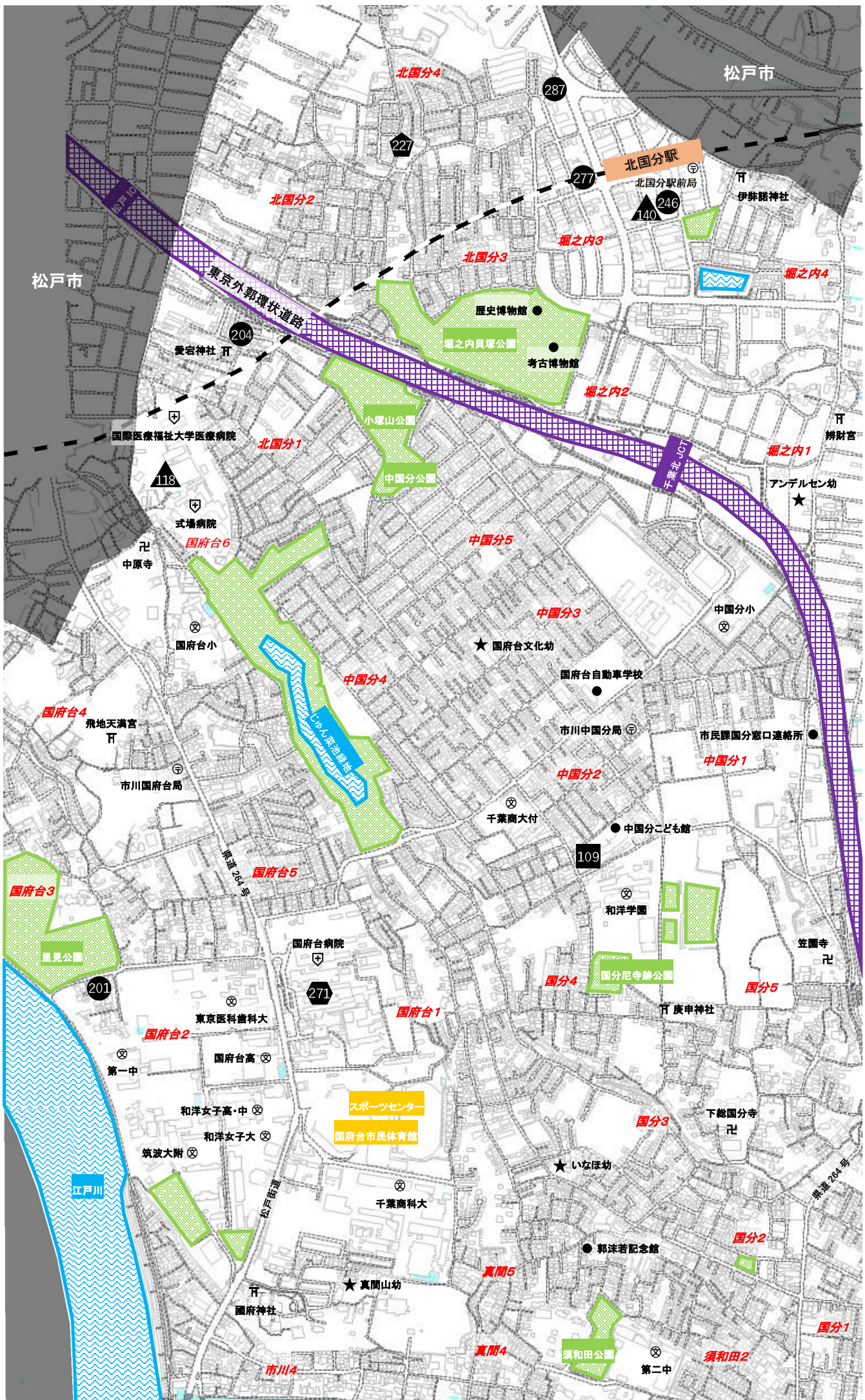


- ① 【国分・国府台周辺】
- ② 【曾谷・菅野周辺】
- ③ 【大野周辺】
- ④ 【柏井周辺】
- ⑤ 【市川・大洲周辺】
- ⑥ 【八幡・南八幡周辺】
- ⑦ 【本北方・若宮周辺】
- ⑧ 【原木周辺】
- ⑨ 【妙典・塩焼周辺】
- ⑩ 【行徳・福栄周辺】
- ⑪ 【南行徳・新井周辺】

凡例	種類	施設数
■	公立	20 園
●	私立	129 園
◆	認定こども園	10 園
▲	小規模	53 園
◆	事業所内保育	1 園
	家庭的保育	2 園
		計 215 園



いち案内
 (認可保育施設マップ) は
 ここからアクセス



①【国分・国府台周辺】

●・・・公立

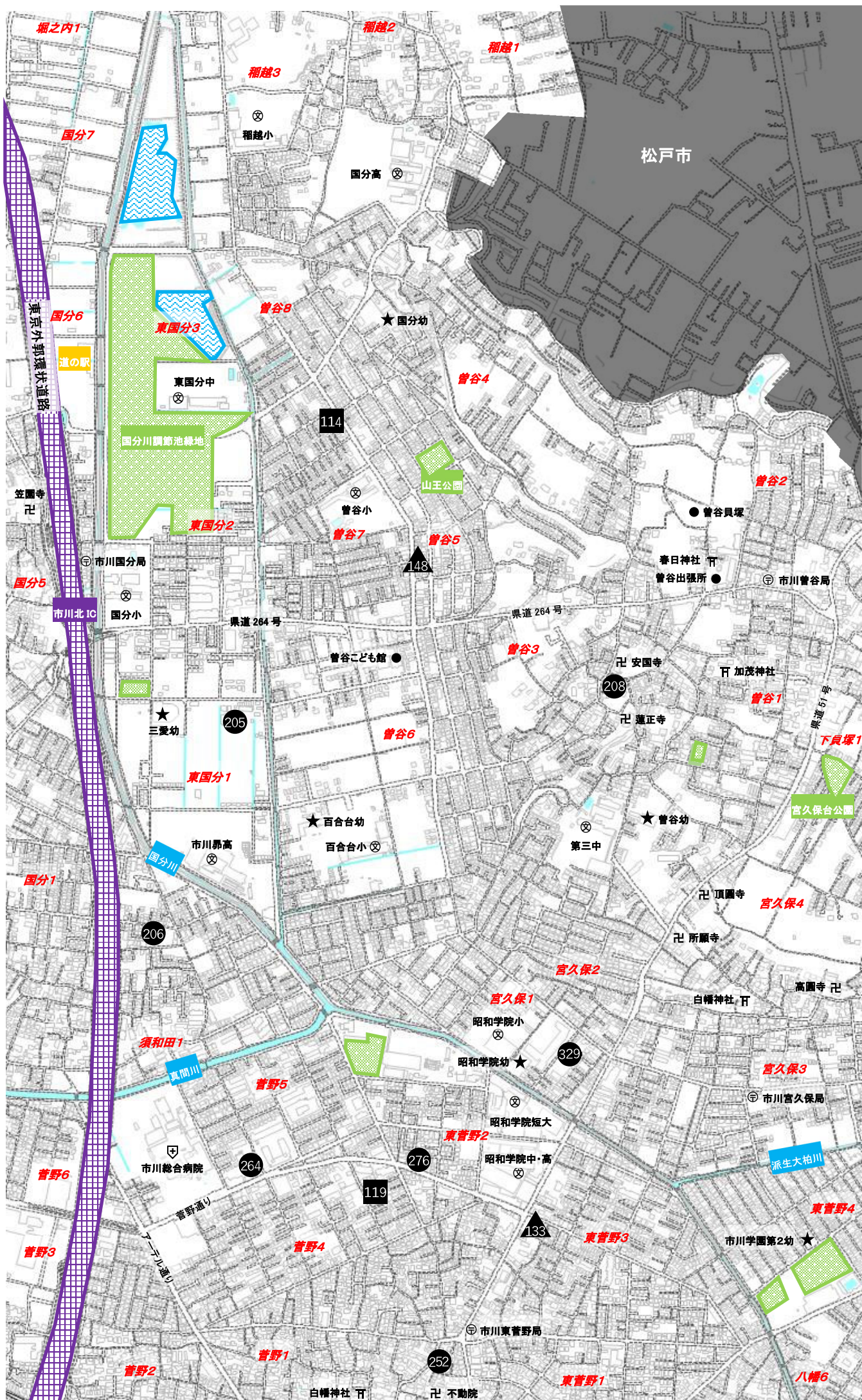
●・・・私立

◆・・・認定こども園

▲・・・小規模

◆・・・事業所内保育

	保育施設名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		保育短時間	備考
						平日	土曜日		
109	中国分保育園	中国分2-13-1	372-7947	6ヶ月以上	120	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	令和7年または8年民営化または統廃合予定です。
201	国府台保育園	国府台2-9-13	372-3740	57日以上	120	7:00～20:00	7:00～18:00	9:00～17:00	
204	さかえ保育園	北国分1-14-26	373-0149	57日以上	60	7:15～19:15	7:15～17:15	9:00～17:00	
246	北国分駅前しゃりっこ保育園	堀之内3-18-25 1F2F	712-1682	2歳児クラス以上	40	7:15～19:15	7:15～18:15	9:00～17:00	
277	北国分駅前第二しゃりっこ保育園	堀之内3-26-31	712-1616	3ヶ月以上	40	7:15～19:15	7:15～18:15	9:00～17:00	
287	AIAI NURSERY 北国分	堀之内3-30-12-101	711-7335	6ヶ月以上	30	7:30～19:30	7:30～19:30	9:00～17:00	
227	認定こども園風の谷こども園	北国分4-10-3	375-2700	57日以上	69	7:15～19:15	7:15～17:15	9:00～17:00	
118	ぼんておうちえん	国府台6-1-22	375-2511	57日～2歳児クラス	19	7:30～19:30	7:30～18:30	9:00～17:00	連携施設: 矢切幼稚園
140	しゃりっこキッズ保育園	堀之内3-18-25 2F	712-1681	3ヶ月～1歳児クラス	16	7:15～19:15	7:15～18:15	9:00～17:00	連携施設: 北国分駅前しゃりっこ保育園
271	つくしんぼ保育所	国府台1-7-1(国府台病院内)	375-4742 (内線3769)	57日～2歳児クラス	12	7:45～19:00	7:45～17:45	8:30～16:30	
	家庭的保育室 りんご	国府台6丁目	本庄※	6ヶ月～2歳児クラス	5	8:00～18:00	休園	9:00～17:00	見学必須、※電話番号はこども施設入園課へ確認 令和7年3月31日閉室予定



堀之内1

稲越2

稲越1

稲越3

稲越小

国分高

松戸市

国分7

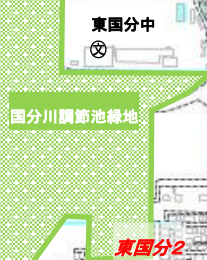


東国分3

曾谷8

★国分幼

曾谷4



東国分中

114

山王公園

曾谷2

笠園寺 祀

曾谷小

●曾谷貝塚

国分6

道の駅

市川国分局

曾谷小

春日神社 下

曾谷出張所 ●

市川曾谷局

国分5

市川北 IC

国分小

県道 264 号

曾谷こども館 ●

曾谷3

安国寺 祀

下加茂神社

曾谷1

下貝塚1

宮久保公園

★三愛幼

205

東国分1

★百合台幼

百合台小

第三中

★曾谷幼

頂園寺 祀

宮久保4

国分1

市川高

国分川

市川高

208

蓮正寺 祀

所願寺 祀

宮久保2

白幡神社 下

高園寺 祀

206

須和田1

真間川

菅野5

昭学院小

昭学院幼 ★

329

宮久保3

市川宮久保局

市川総合病院

264

菅野通り

276

東菅野2

昭学院短大

昭学院中・高

派生大柏川

東菅野4

菅野6

菅野2

菅野4

菅野1

119

東菅野3

133

市川学園第2幼 ★

東菅野4

菅野2

菅野1

252

東菅野1

白幡神社 下

不動院 祀

八幡6

②【曾谷・菅野周辺】

■・・・公立

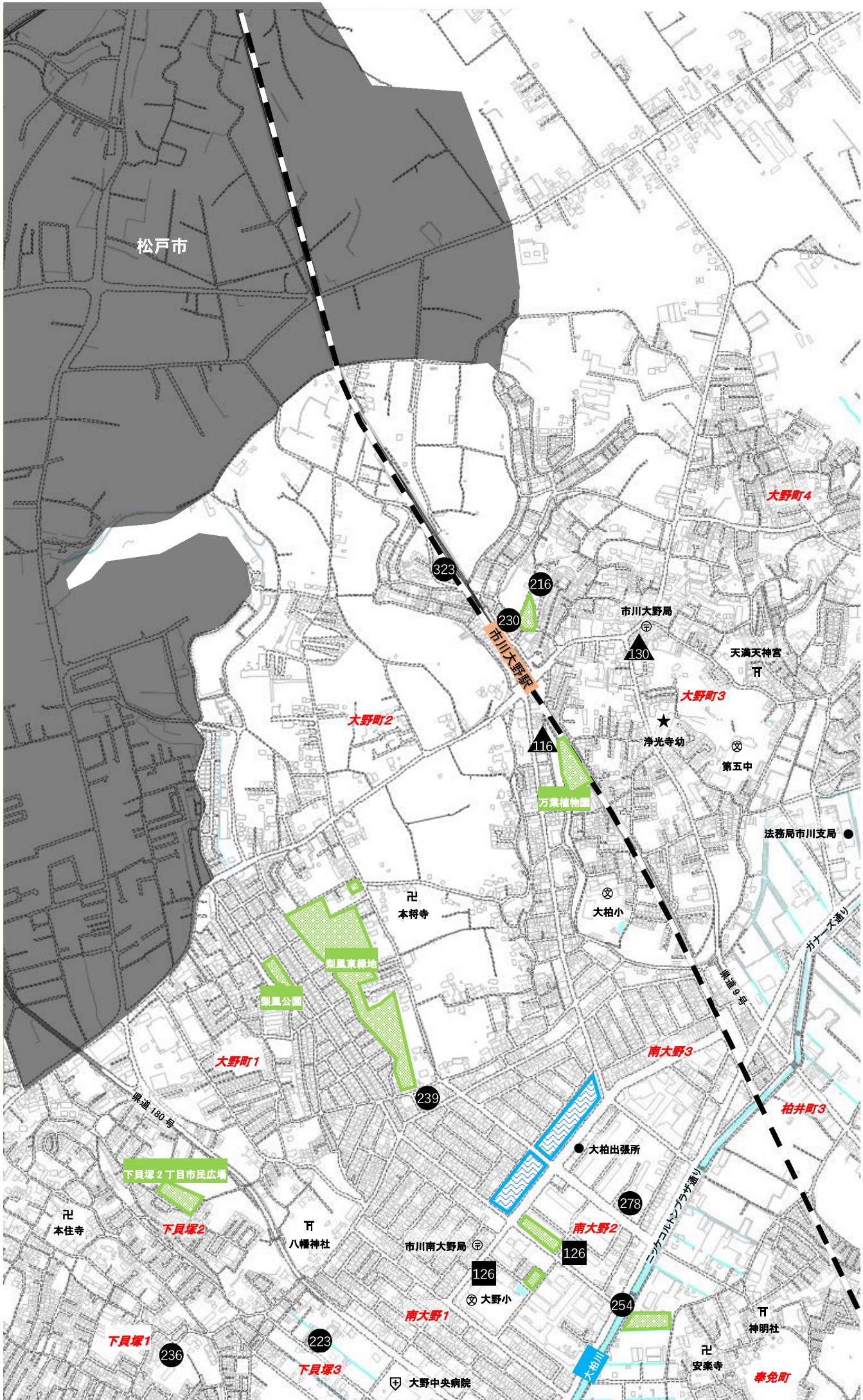
●・・・私立

◆・・・認定こども園

▲・・・小規模

◆・・・事業所内保育

	保育施設名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		保育短時間	備考
						平日	土曜日		
114	曾谷保育園	曾谷7-28-15	373-5530	6ヶ月以上	120	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
119	菅野保育園	菅野4-12-16	326-4452	6ヶ月以上	120	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
205	つくし保育園	東国分1-21-22	373-1659	57日以上	90	7:00～19:00	7:00～18:30	8:30～16:30	
206	まきば保育園	須和田1-29-15	372-6012	6ヶ月以上	70	7:00～19:00	7:30～17:00	9:00～17:00	
208	百合台保育園	曾谷3-11-1	374-0789	57日以上	100	7:15～19:15	7:15～17:30	8:30～16:30	
252	キャリアー保育園本八幡	東菅野1-18-8 2F	712-5505	57日以上	45	7:00～19:30	7:00～17:00	9:00～17:00	見学必須
264	市川かえで保育園	菅野5-10-1 1F	322-7088	57日以上	20	7:30～19:30	7:30～18:30	9:00～17:00	
276	ミルクィーホーム東菅野園	東菅野2-19-2	323-7755	6ヶ月以上	60	7:15～20:15	7:15～20:15	8:45～16:45	
329	ミラッツ市川宮久保保育園	宮久保1-10-9	710-0691	57日以上	60	7:00～19:00	7:00～19:00	8:30～16:30	
▲133	童夢ガーデン本八幡	東菅野3-18-10 1F	374-3313	57日～2歳児クラス	15	7:00～20:00	7:00～19:00	8:00～16:00	連携施設:リトルガーデンインターナショナル市川認可保育園
▲148	みらいそや保育園	曾谷5-5-3	701-5421	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	連携施設:未定



松戸市

大野町4

大野町2

大野町3

大野町1

南大野3

柏井町3

下貝塚2丁目市民広場

下貝塚2

下貝塚1

下貝塚3

南大野2

南大野1

奉免町

大野中央病院

市川大野局

天満天神宮

浄光寺幼

第五中

法務局市川支局

本住寺

梨風寛緑地

梨風公園

大柏小

大柏出張所

市川南大野局

大野小

神明社

安養寺

国道160号

国道9号

ニッポウエクスプレス

大柏川

カネノス通り

③【大野周辺】

■・・・公立

●・・・私立

◆・・・認定こども園

▲・・・小規模

◆・・・事業所内保育

	保育施設名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		保育短時間	備考
						平日	土曜日		
126	大野保育園	南大野2-4-5	337-4551	1歳児クラス以上	150	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	0歳児クラスは分園、1歳児クラスからは本園での保育となります。
126	大野保育園分園	南大野1-42-1	303-8231	6ヶ月以上		7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
216	花の子保育園	大野町3-1668-1	337-4188	57日以上	60	7:00～19:00	7:00～17:30	9:00～17:00	
230	市川大野ナーサリースクール	大野町3-1438-1	339-3331	57日以上	90	7:00～20:00	7:00～18:00	9:00～17:00	
223	かいづか保育園	下貝塚3-9-3	318-5766	57日以上	60	7:00～19:00	8:30～17:00	8:30～16:30	見学必須
236	ありのみ保育園	下貝塚1-3-23	374-8700	57日以上	90	7:00～19:30	7:00～17:30	9:00～17:00	
239	こうぜん保育園市川	南大野2-23-11	701-5920	57日以上	90	7:00～20:00	7:00～17:30	8:30～16:30	
254	そらまめ保育園市川大野	奉免町116-2	337-2822	57日以上	91	7:00～20:00	7:00～20:00	9:00～17:00	
278	京進のほいくえんHOPPA南大野	南大野2-3-1 3F	382-5543	57日以上	50	7:00～20:00	7:30～18:30	8:30～16:30	見学必須
323	memorytree市川保育園	大野町3-1507-1	339-3039	57日以上	60	7:30～19:30	7:30～19:30	8:30～16:30	
116	保育園エンゼルハウス市川大野園	大野町2-216 1F	339-7721	6ヶ月～2歳児クラス	16	7:15～19:30	8:00～19:00	8:30～16:30	連携施設:そらまめ保育園市川大野
130	小規模保育園hikari	大野町3-1811-13	710-0022	1歳児クラス～2歳児クラス	19	7:30～18:30	休園	8:00～16:00	連携施設:浄光寺幼稚園
	あつた 家庭的保育	下貝塚3丁目	吾田※	6ヶ月～2歳児クラス	5	7:30～18:30	休園	9:00～17:00	見学必須、※電話番号はこども施設入園課に確認

豊園管理事務所 ●

鎌ヶ谷市

法蓮寺 祀
圓行院 祀

⊗ 県立市川大野高等学園

カナーズ通り

● 法務局市川支局
● 北消防局

大柏川

タムスいちかわリハビリテーション病院

水神社 祀

天満宮 祀

● 柏井こども館

子安大神社 祀

● いちかわ市民キャンプ場

馬頭観世音堂 祀

213

地藏院 祀

船橋市

柏井小 ⊗

地山貝塚公園

今島田公園

北方広場

唱行寺 祀
馬頭観世音堂 祀

胸形神社 祀



④【柏井周辺】

■・・・公立

●・・・私立

◆・・・認定こども園

▲・・・小規模

●・・・事業所内保育

	保育施設名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		保育短時間	備考
						平日	土曜日		
213	柏井保育園	柏井町2-718-3	337-6541	57日以上	90	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	



江戸川区

⑤【市川・大洲周辺】

●...公立

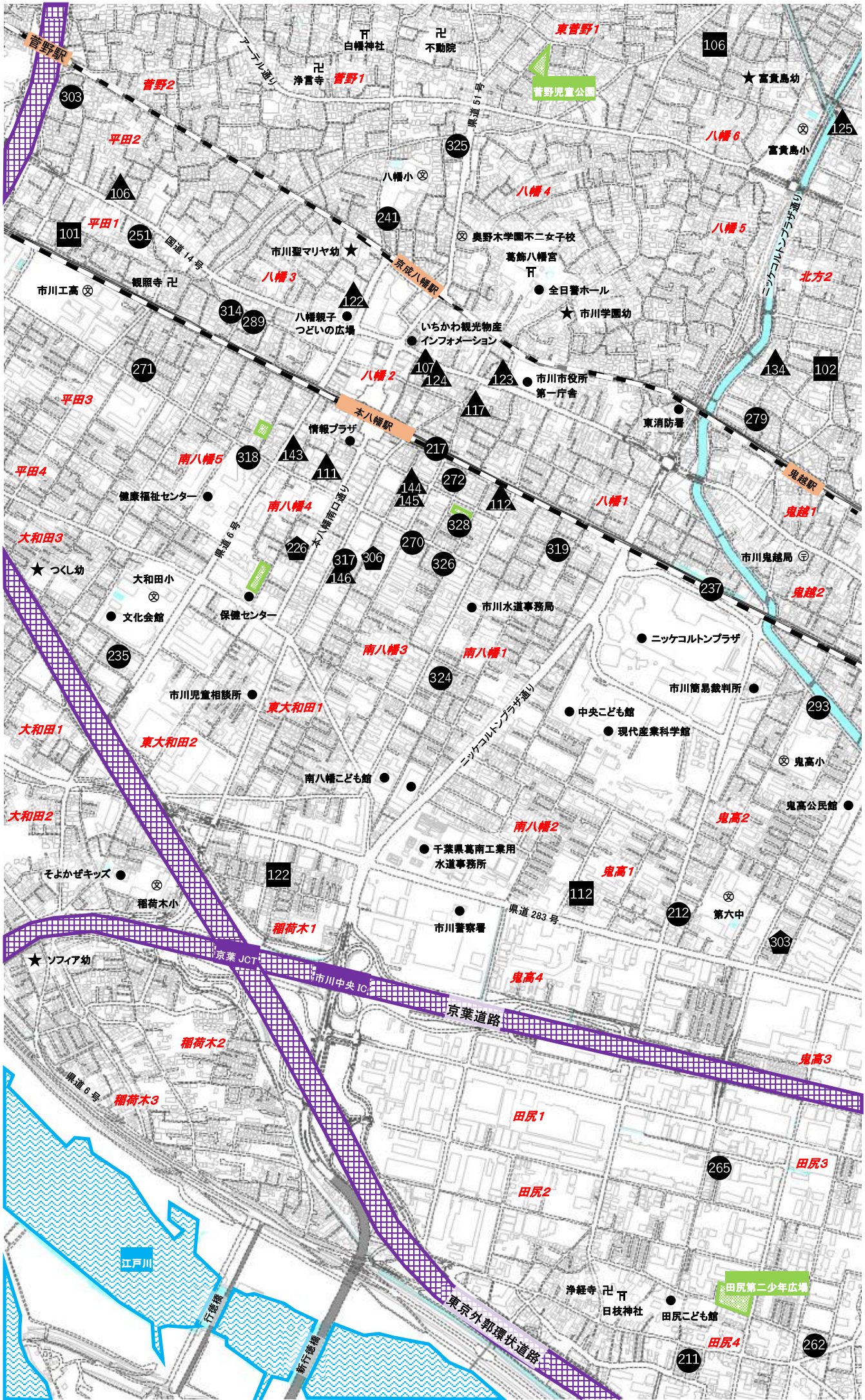
●...私立

▲...認定こども園

▲...小規模

▲...事業所内保育

	保育施設名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		保育短時間	備考
						平日	土曜日		
105	大洲保育園	大洲2-3-8	378-3331	6ヶ月以上	100	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	令和7年または8年民営化または統廃合予定です。
110	大和田保育園	大和田4-4-1	377-1700	6ヶ月以上	120	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	令和7年民営化予定です。
111	新田保育園	新田3-21-1	370-4557	6ヶ月以上	120	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
123	新田第2保育園	新田2-1-24	376-9036	6ヶ月以上	120	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
103	市川保育園	市川2-24-12	322-3363	57日以上	120	7:00～20:00	7:00～17:30	9:00～17:00	
115	市川南保育園	市川南4-1-15	324-1155	57日以上	130	7:00～20:00	7:00～17:30	9:00～17:00	
221	さくらんぼ保育園	市川南2-6-22	322-3334	57日以上	95	7:00～20:00	7:00～17:00	8:00～16:00	見学必須
229	市川キッズステーション	市川南1-10-1 3F	322-8733	57日～3歳児クラス	44	7:00～21:00	7:00～20:00	9:00～17:00	
238	小学館アカデミーいちかわ南保育園	市川南3-13-12	325-8030	57日以上	69	7:00～20:00	7:00～18:00	9:00～17:00	
248	Milky Way International Nursery School 市川校	新田5-6-23 1F	318-9222	57日以上	36	7:00～19:00	8:00～18:00	9:00～17:00	
249	K's garden 真間駅前保育園	真間1-12-4 1F	704-9966	2歳児クラス以上	40	7:30～20:00	8:00～17:00	9:00～17:00	
253	聖和保育園	新田5-4-2	316-2578	3ヶ月以上	44	7:30～19:30	7:30～17:30	8:30～16:30	
263	トルガーデンインターナショナル市川認可保育園	市川南4-2-19	383-9511	6ヶ月以上	81	7:00～21:00	7:00～19:00	8:00～16:00	童夢ガーデン市川より名称変更
275	そらまめ保育園市川駅前	市川南1-9-29	712-8871	57日以上	147	7:00～21:00	7:00～21:00	9:00～17:00	
280	新田チャイルド保育園	新田2-15-8	318-3930	6ヶ月以上	81	7:30～19:00	7:30～19:00	8:30～16:30	
281	Milky Way International Nursery School 市川新田校	新田5-9-8	329-2584	57日以上	69	7:00～19:00	8:00～18:00	9:00～17:00	
282	ししの子保育園市川	大和田2-22-28	374-3177	57日以上	81	7:30～20:00	7:30～18:30	8:30～16:30	
288	AIAI NURSERY 菅野六丁目	菅野6-19-13	325-9098	6ヶ月以上	60	7:30～19:30	7:30～19:30	9:00～17:00	
290	市川なないろ保育園	新田3-15-5	377-3477	3ヶ月以上	62	7:00～20:00	7:00～20:00	9:00～17:00	
291	デイジー保育園・市川市大和田	大和田4-8-7	321-6310	57日以上	60	7:30～19:00	7:30～19:00	8:30～16:30	
292	ソラストいちかわ保育園	大洲1-12-3	370-0770	57日以上	60	7:00～20:00	7:00～20:00	9:00～17:00	
305	Milky Way International Nursery School 市川南校	市川南3-5-13-101	704-9831	57日以上	90	7:00～19:00	7:30～18:30	9:00～17:00	
306	スクルドエンジェル保育園市川新田園	新田1-24-17	318-3111	57日以上	70	7:00～20:00	7:00～20:00	8:30～16:30	
315	まなびの森保育園市川	大洲4-18-4	712-5871	57日以上	60	7:00～20:00	7:00～20:00	8:30～16:30	
307	幼保連携型認定こども園須和田幼稚園	須和田1-20-3	371-5457	3歳児クラス以上	49	7:30～18:30	7:30～17:30	9:00～17:00	見学必須
▲105	いろはな保育園市川南	市川南1-9-30 1F	318-2503	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～19:30	7:30～19:30	8:30～16:30	見学必須、連携施設:自然幼稚園
▲109	Little K's 真間駅前保育園	市川1-26-11 1F	321-6066	6ヶ月～1歳児クラス	12	7:30～20:00	7:30～18:30	9:00～17:00	連携施設:K's garden真間駅前保育園
▲110	小規模保育所トルすわだ	須和田1-22-4	712-0211	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～18:30	7:30～17:30	9:00～17:00	連携施設:須和田幼稚園
▲119	市川みんと保育園	市川1-5-12 1F	711-3360	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	連携施設:未定
▲120	そらいろおうちえん	市川1-12-23-101	712-5022	6ヶ月～2歳児クラス	15	7:00～20:00	9:00～18:00	9:00～17:00	連携施設:未定
▲121	トライキッズ保育園	真間2-13-8 1F	323-6403	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～19:00	7:30～19:00	8:00～16:00	連携施設:未定
▲127	きらら保育園市川南	市川南1-1-1-216	704-8547	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:00～19:00	7:00～19:00	8:30～16:30	連携施設:未定
▲129	保育&スクールWhizz Kids市川駅前園	市川南1-8-29 1F	326-1506	12ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～19:00	7:30～19:00	9:00～17:00	連携施設:未定
▲135	&KIDSいろのはほまいくえん	市川1-13-32	321-6946	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	連携施設:未定
▲141	育脳保育園みらいっぼ市川南	市川南3-3-10	314-8015	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:15～20:00	7:30～18:30	8:30～16:30	連携施設:未定
▲142	市川さんさん保育園	新田2-31-25 1F	712-7520	1歳児～2歳児クラス	16	7:30～19:30	7:30～19:30	8:30～16:30	連携施設:そらまめ保育園市川駅前, Milky Way International Nursery School 市川南校
▲149	市川南はっぴー保育園	市川南1-2-7	323-0881	1歳児～2歳児クラス	16	7:30～19:00	7:30～19:00	8:00～16:00	連携施設:未定
▲150	MIRATZ市川保育園	市川1-4-17 3階	307-9160	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:00～19:00	7:00～18:30	9:30～17:30	連携施設:自然幼稚園
▲151	ムースナーサリー	市川3-27-16 1階	319-8201	57日～2歳児クラス	15	7:30～19:30	7:30～19:00	9:00～17:00	連携施設:真間山幼稚園



⑥【八幡・南八幡周辺】

●...公立

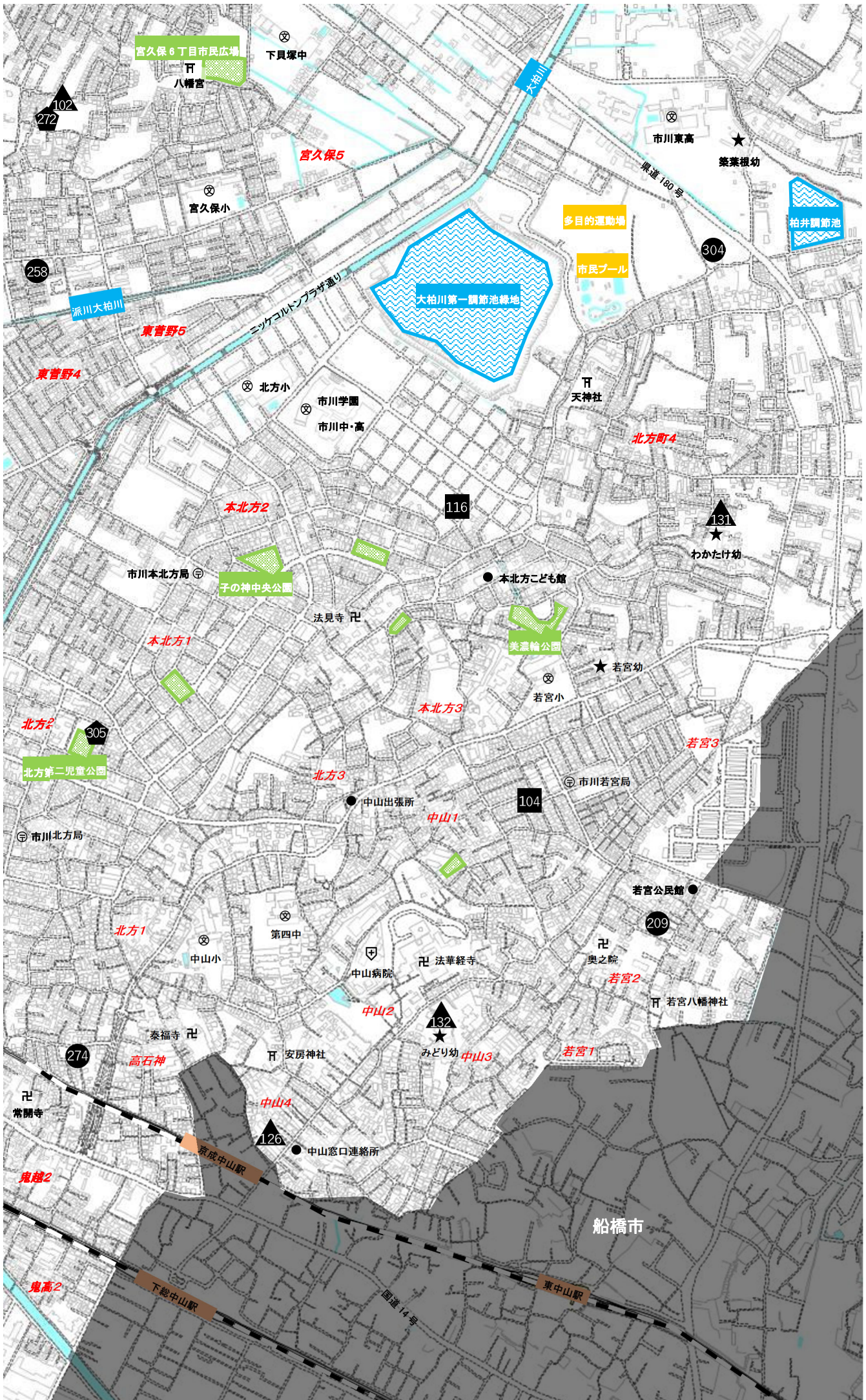
●...私立

◆...認定こども園

▲...小規模

●...事業所内保育

	保育施設名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		保育短時間	備考
						平日	土曜日		
101	平田保育園	平田1-20-16	324-1311	57日以上	126	7:15~19:15	7:15~17:30	9:00~17:00	
102	北方保育園	北方1-12-1	334-6616	6ヶ月以上	85	7:15~19:15	7:15~17:30	9:00~17:00	令和6年民営化・北方児童公園へ移転予定です。
106	富貴島保育園	八幡6-14-19	336-1144	6ヶ月以上	90	7:15~19:15	7:15~17:30	9:00~17:00	令和7年または8年民営化または統廃合予定です。
112	鬼高保育園	鬼高1-11-20	378-8186	6ヶ月以上	120	7:15~19:15	7:15~17:30	9:00~17:00	
122	稲荷木保育園	稲荷木1-26-16	377-5070	6ヶ月以上	100	7:15~19:15	7:15~17:30	9:00~17:00	
211	原木保育園	田尻5-15-9	379-5413	57日以上	90	7:00~19:00	7:00~16:30	8:30~16:30	見学必須
212	杉の木保育園	鬼高3-18-17	377-5933	57日以上	60	7:00~19:00	7:00~17:30	9:00~17:00	見学必須
217	明德本八幡駅保育園	八幡2-11-2	318-0110	57日以上	60	7:00~20:00	7:00~19:00	9:00~17:00	
235	アスク本八幡保育園	大和田1-5-2	300-8737	57日以上	60	7:00~20:00	7:00~17:30	9:00~17:00	短時間の保育時間については保育園にお問合せください。
237	市川どろんこ保育園	鬼越2-18-17	302-7333	57日以上	120	7:00~20:00	7:00~20:00	8:30~16:30	
241	保育ルームフェリーチェ京成八幡園	八幡3-25-12	322-0727	57日~3歳児クラス	39	7:00~20:00	7:00~20:00	9:00~17:00	
251	メリーポピンズ市川ルーム	平田1-14-23	712-6231	57日以上	60	7:00~20:00	7:00~20:00	8:30~16:30	
262	認可保育園トドラースリング	田尻4-16-7 1F	702-9688	2歳児クラス以上	40	7:00~20:00	7:00~20:00	8:30~16:30	見学必須
265	原木中山こどもの木保育園	田尻3-6-36	379-5021	6ヶ月以上	63	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30	見学必須
270	ミルクィーホーム本八幡みなみ園	南八幡3-12-21 1F	378-7078	3歳児クラス以上	27	7:00~20:30	7:00~20:30	9:00~17:00	
271	八幡南保育園	平田3-4-14	311-4010	57日以上	60	7:00~19:00	7:00~16:30	8:30~16:30	見学必須
272	いろはな保育園本八幡	南八幡3-3-6	712-6730	3歳児クラス以上	20	7:30~19:30	7:30~19:30	8:30~16:30	
279	ぼっかぼっかにつけ保育園北方	北方1-8-2	711-3711	3ヶ月以上	68	7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	
289	AIAI NURSERY 本八幡	八幡3-9-21	321-4770	6ヶ月以上	50	7:30~19:30	7:30~19:30	9:00~17:00	
293	ペアキッズ保育園	鬼高2-13-16	702-8712	57日以上	60	7:30~20:00	7:30~18:30	9:00~17:00	
303	AIAI NURSERY 菅野駅前	平田2-11-16	312-6515	6ヶ月以上	60	7:30~19:30	7:30~19:30	9:00~17:00	
314	八幡チャイルド保育園	八幡3-10-20	712-8123	1歳児クラス以上	72	7:30~19:00	7:30~19:00	8:30~16:30	
317	スクルドエンジェル保育園本八幡園	南八幡3-14-17 2F	711-3030	3歳児クラス以上	63	7:00~20:00	7:00~20:00	9:00~17:00	
318	Nest本八幡保育園	南八幡5-11-11 1F	376-8180	6ヶ月以上	70	7:00~20:00	7:30~18:30	9:00~17:00	
319	まなびの森保育園本八幡	南八幡1-3-1	316-2570	57日以上	80	7:00~20:00	7:00~20:00	8:30~16:30	
324	ヴィラまなびの森保育園本八幡	南八幡1-19-18	711-0075	57日以上	60	7:00~20:00	7:00~20:00	8:30~16:30	
325	かえで保育園本八幡	八幡3-29-16	326-5122	57日以上	60	7:30~19:30	7:30~19:30	8:30~16:30	
326	市川本八幡雲母保育園	南八幡3-12-9	370-3811	57日以上	60	7:30~20:00	7:30~18:30	8:30~16:30	
328	南八幡さくら保育園	南八幡3-9-1	314-4190	57日以上	129	7:00~20:00	7:00~18:15	9:00~17:00	
226	e-こども園	南八幡4-14-4 1F	300-8850	57日以上	90	7:00~19:00	7:00~19:00	9:00~17:00	
303	幼保連携型認定こども園 鬼高幼稚園	鬼高3-14-18	370-6583	1歳児クラス以上	84	7:30~18:30	7:30~18:30	8:30~16:30	見学必須
306	白菊幼稚園	南八幡3-15-1	378-2160	3歳児クラス以上	30	7:30~18:30	休園	8:00~16:00	見学必須
106	ナーサリーゆめの木平田	平田2-5-4	711-2925	6ヶ月~2歳児クラス	19	7:00~20:00	7:30~18:30	8:00~16:00	見学必須、連携施設:未定
107	ミルクィーホーム本八幡きた園	八幡2-6-18-202	333-7062	12ヶ月~2歳児クラス	19	7:30~19:00	7:30~19:00	9:00~17:00	連携施設:ミルクィーホーム本八幡みなみ園
111	保育ルームキューティーマ市川	南八幡4-6-14-101	727-3879	57日~2歳児クラス	16	7:30~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30	連携施設:スクルドエンジェル保育園本八幡園
112	いろはな保育園本八幡東	南八幡3-1-6 1F	316-1652	6ヶ月~2歳児クラス	18	7:30~19:30	7:30~19:30	8:30~16:30	連携施設:いろはな保育園本八幡
117	いろはな保育園本八幡北	八幡2-8-10 1F	314-1708	6ヶ月~2歳児クラス	19	7:30~19:30	7:30~19:30	8:30~16:30	見学必須、連携施設:白菊幼稚園
122	Little K'sアスク本八幡保育園	八幡3-4-1 1F	712-5866	6ヶ月~2歳児クラス	19	7:30~20:00	7:30~18:30	9:00~17:00	見学必須、連携施設:未定
123	こえだ保育園	八幡2-1-14	713-8995	6ヶ月~2歳児クラス	15	7:30~19:00	7:30~18:30	9:00~17:00	連携施設:スクルドエンジェル保育園本八幡園
124	ル・アンジェ本八幡保育園	八幡2-7-13 1F	383-9650	57日~2歳児クラス	15	7:30~19:30	7:30~18:30	8:30~16:30	連携施設:未定
125	森のこどもえん	北方2-37-4	314-1758	57日~2歳児クラス	19	7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	連携施設:未定
134	ぼっかぼっかにつけな一さりー	北方1-3-7	316-1130	3ヶ月~2歳児クラス	18	7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	連携施設:ぼっかぼっかにつけ保育園北方
143	Kids Resort MOTOYAWATA	南八幡4-4-17	711-1871	57日~2歳児クラス	19	7:00~20:00	7:30~18:30	9:00~17:00	連携施設:未定
144	本八幡はっぴー保育園	南八幡3-7-1 2F	393-0881	6ヶ月~2歳児クラス	19	7:30~19:00	7:30~19:00	8:00~16:00	連携施設:未定
145	サンライズキッズ保育園市川園	南八幡3-7-19 2F	050-5807-2379	3ヶ月~2歳児クラス	19	7:00~19:30	7:00~19:30	8:00~16:00	連携施設:未定
146	保育ルームキューティーマイ	南八幡3-14-17 3F-B	712-8555	57日~2歳児クラス	19	7:30~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30	連携施設:スクルドエンジェル保育園本八幡園



⑦【本北方・若宮周辺】

■・・・公立

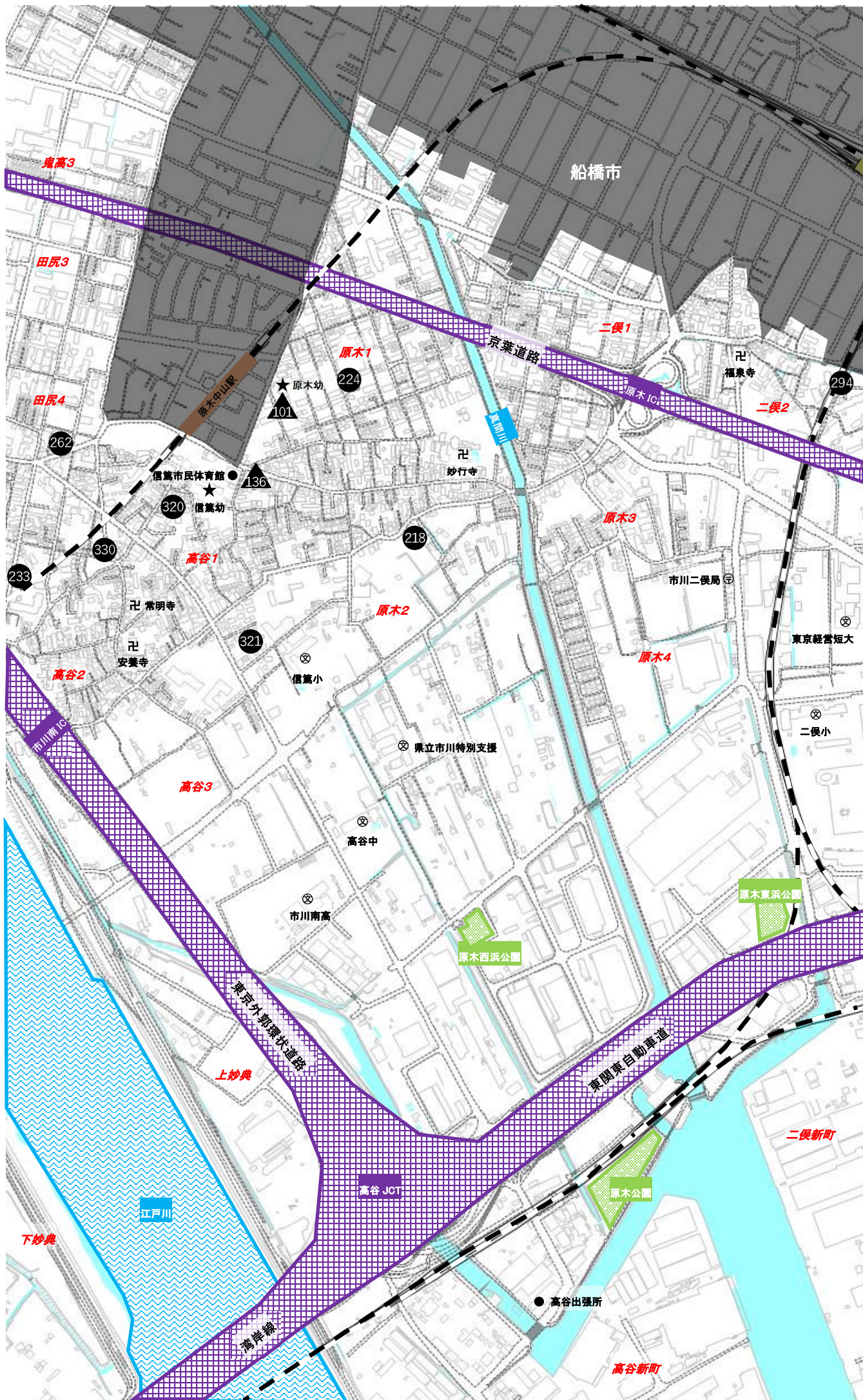
●・・・私立

◆・・・認定こども園

▲・・・小規模

◼・・・事業所内保育

	保育施設名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		保育短時間	備考
						平日	土曜日		
104	若宮保育園	若宮3-7-6	334-2115	1歳児クラス以上	60	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	令和7年または8年民営化または統廃合予定です。
116	本北方保育園	本北方2-40-23	338-5982	6ヶ月以上	130	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
209	ときわ保育園	若宮2-19-13	332-3030	57日以上	60	7:15～19:15	7:45～16:00	8:30～16:30	
258	みやくぼ保育園	宮久保3-17-10	374-1510	6ヶ月以上	110	7:00～19:30	7:00～17:30	9:00～17:00	
274	K's garden鬼越保育園	高石神10-1	369-6366	6ヶ月以上	70	7:30～20:00	7:30～18:30	9:00～17:00	
304	市川梨の花保育園	北方町4-2215-1	711-5210	57日以上	90	7:00～20:00	7:00～18:00	9:00～17:00	
305	幼保連携型認定こども園 アイリス幼稚園	北方2-29-9	335-5530	1歳児クラス以上	60	7:30～18:30	7:30～18:30	9:00～17:00	見学必須
272	宮久保幼稚園	宮久保6-7-2	371-7320	3歳児クラス以上	30	7:30～18:30	休園	9:00～17:00	見学必須
102	宮久保幼稚園O12	宮久保6-7-2	372-8666	10ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～18:30	休園	9:00～17:00	見学必須、連携施設:宮久保幼稚園
126	はっぴー市川園	中山4-7-13	336-0881	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～19:00	7:30～19:00	8:00～16:00	連携施設:未定
131	wakatakeわんぱくgarden	北方町4-1800-31	702-3803	1歳児クラス～2歳児クラス	19	7:30～18:30	休園	9:00～17:00	連携施設:わかたけ幼稚園
132	みどりキッズガーデン	中山3-10-4	334-1224	10ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～18:00	休園	8:00～16:00	見学必須、連携施設:みどり幼稚園



⑧【原木周辺】

■・・・公立

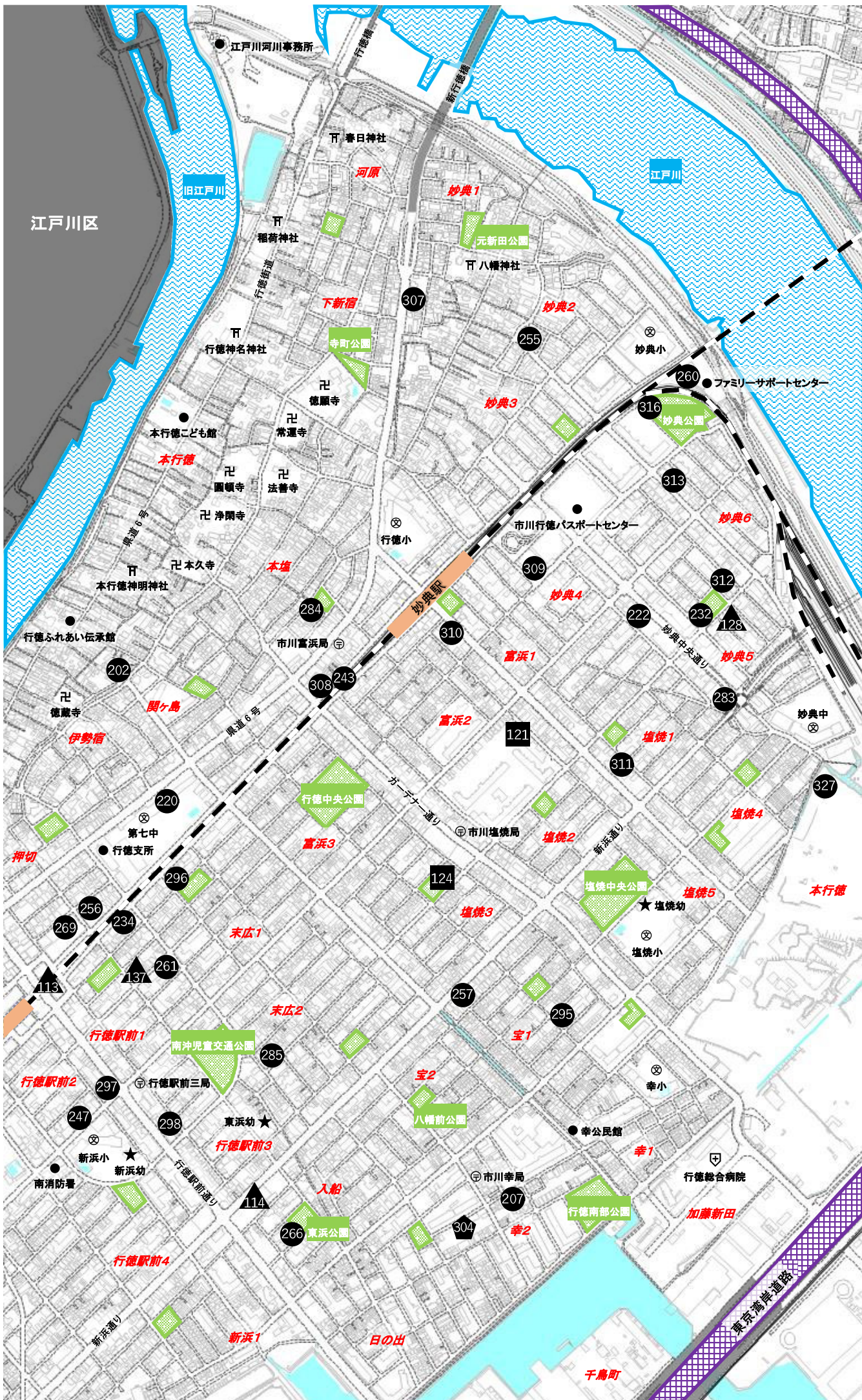
●・・・私立

◆・・・認定こども園

▲・・・小規模

◆・・・事業所内保育

	保育施設名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		保育短時間	備考
						平日	土曜日		
218	わたぐも保育園	原木2-10-13	329-6006	57日以上	60	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	見学必須
224	うみかぜ保育園	原木1-15-24	328-2562	57日以上	60	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	見学必須
233	キッド・ステイ原木中山保育園	高谷2-2-16	711-1180	57日以上	120	6:45～21:00	6:45～18:30	9:00～17:00	
262	認可保育園トドラスリング	田尻4-16-7 1F	702-9688	2歳児クラス以上	40	7:00～20:00	7:00～20:00	8:30～16:30	見学必須
294	たかし保育園市川二俣	二俣2-11-6	702-5101	6ヶ月以上	40	7:00～20:00	7:00～19:00	8:30～16:30	
320	きららの杜保育園原木中山	高谷1-10-4	314-1463	57日以上	60	7:30～20:00	7:30～18:30	8:30～16:30	
321	かえで保育園原木中山	原木2-13-25	328-2900	6ヶ月以上	70	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	
330	市川原木中山雲母保育園	高谷2-5-5	328-0011	57日以上	40	7:30～20:00	7:30～20:00	8:30～16:30	
▲101	原木スマイルナーサリー	原木1-8-1	323-6181	10ヶ月～2歳児クラス	19	8:00～18:00	8:00～18:00	8:30～16:30	連携施設:原木幼稚園
▲136	小規模保育園ミニミー	原木2-1-1	328-6111	3ヶ月～1歳児クラス	19	7:00～20:00	7:30～18:30	8:30～16:30	見学必須、連携施設:認可保育園トドラスリング



江戸川区

江戸川河川事務所

春日神社

河原

妙典1

江戸川

稲荷神社

元新田公園

八幡神社

下新宿

妙典2

行徳神名神社

寺町公園

妙典3

妙典小

ファミリーサポートセンター

徳順寺

常運寺

316 妙典公園

本行徳こども館

圓頓寺

法善寺

浄閑寺

市川行徳バスポートセンター

妙典6

本久寺

本行徳神明神社

行徳小

309

妙典4

東道6号

行徳ふれあい伝承館

徳蔵寺

伊勢宿

市川富浜局

富浜1

妙典5

徳蔵寺

関ヶ島

308

243

妙徳駅

310

妙典中央通り

第七中

行徳支所

220

296

富浜3

121

塩焼1

222

232

128

押切

末広1

202

256

234

261

124

塩焼2

283

妙典中

行徳駅前1

行徳駅前2

247

297

298

114

末広2

257

宝1

塩焼3

327

行徳駅前3

行徳駅前4

東浜幼

新浜小

南消防署

266 真浜公園

124

塩焼4

塩焼5

塩焼幼

塩焼小

新浜通り

新浜1

日の出

千鳥町

東京湾岸道路

行徳南部公園

幸小

幸1

市川幸局

207

304

幸2

行徳総合病院

加藤新田

⑨【妙典・塩焼周辺】

●...公立

●...私立

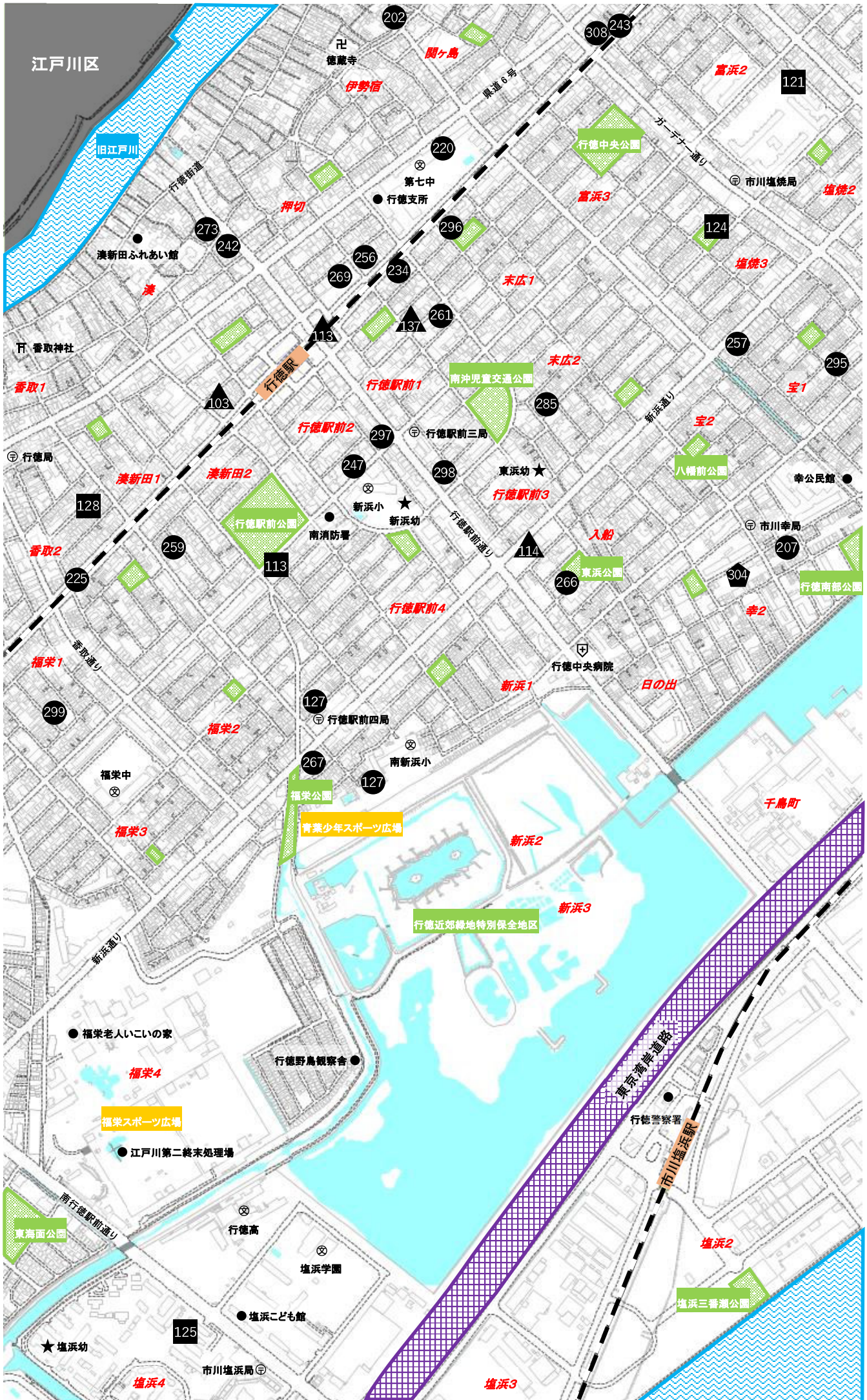
▲...認定こども園

▲...小規模

▲...事業所内保育

	保育施設名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		保育短時間	備考
						平日	土曜日		
121	塩焼保育園	塩焼2-2-5	396-0169	6ヶ月以上	150	7:15~19:15	7:15~17:30	9:00~17:00	
124	塩焼第2保育園	塩焼3-11-15	395-5176	6ヶ月以上	131	7:15~19:15	7:15~17:30	9:00~17:00	
127	行徳第二保育園	行徳駅前4-26-10	397-6671	6ヶ月以上	160	7:00~20:00	7:00~17:30	9:00~17:00	
127	行徳第二保育園分園	新浜1-26-1	701-5243	57日~2歳児クラス		7:00~19:30	7:00~17:30	9:00~17:00	
202	行徳あけぼの保育園	関ヶ島7-3	357-2283	57日以上	150	7:00~19:00	7:00~18:00	8:15~16:15	
207	愛泉保育園	幸2-8-17	396-2222	57日以上	190	7:15~19:15	7:15~17:30	9:00~17:00	見学必須
220	すえひろ保育園	末広1-1-48	356-4152	57日以上	60	7:00~19:00	7:00~18:00	9:00~17:00	
222	じゃんぐる保育園	妙典4-10-4-102	397-1940	57日以上	42	7:00~20:00	7:30~17:00	9:00~17:00	
232	あじさい保育園	妙典5-12-16	359-8231	57日以上	100	7:00~20:00	7:00~20:00	9:00~17:00	
234	アスク行徳保育園	行徳駅前1-5-14	701-1117	57日以上	60	7:00~20:00	7:00~17:30	9:00~17:00	
243	キッド・ステイ妙典保育園	富浜2-5-28	701-1188	57日以上	110	6:45~21:00	6:45~19:45	9:00~17:00	
247	ひまわりキッズ保育園	行徳駅前2-9-6	359-9101	6ヶ月以上	60	7:00~19:00	7:00~16:30	8:30~16:30	
255	ゆう保育園	妙典2-4-12	704-8347	57日以上	36	7:00~20:00	7:30~18:30	9:00~17:00	
256	若葉インターナショナル幼稚園行徳園	行徳駅前1-3-14	359-7700	57日以上	60	7:00~20:00	7:30~18:00	9:00~17:00	
257	すみれキッズアカデミー	宝1-10-21	359-4972	57日以上	64	7:15~19:15	7:15~17:30	8:15~16:15	
260	妙典保育園	妙典6-2-45	701-2311	57日以上	90	7:00~19:00	7:00~17:30	9:00~17:00	見学必須
261	さくらキッズ保育園	行徳駅前1-8-17 1F	711-2922	6ヶ月以上	69	7:30~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30	
266	ちやいれつく入船保育園	入船10-3	711-0241	57日以上	60	7:00~20:00	7:00~20:00	8:00~16:00	
269	らいおんハート行徳駅前保育園	行徳駅前1-19-19 2F	383-9120	3ヶ月以上	40	7:30~19:30	7:30~18:30	8:30~16:30	
283	市川妙典雲母保育園	妙典4-16-16-102	356-5321	57日以上	60	7:00~20:00	7:00~20:00	8:30~16:30	
284	京進のほいくえんHOPPA妙典駅	本塩15-16	704-9580	57日以上	40	7:00~20:00	7:30~18:30	8:30~16:30	見学必須
285	ちやいれつく末広保育園	末広2-16-11	318-3820	57日以上	60	7:00~20:00	7:00~18:30	8:00~16:00	
295	Milky Way International Nursery School 行徳校	宝1-4-13	711-2136	57日以上	69	7:00~19:00	8:00~18:00	9:00~17:00	
296	京進のほいくえんHOPPA末広	末広1-3-10	303-3081	57日以上	50	7:00~20:00	7:30~18:30	8:30~16:30	見学必須
297	第2行徳ゆめの木保育園	行徳駅前2-8-9 2F	323-6323	6ヶ月以上	36	7:00~20:00	7:00~20:00	8:00~16:00	
298	まなびの森保育園行徳	行徳駅前3-7-9	711-1065	57日以上	60	7:00~20:00	7:00~20:00	8:30~16:30	
307	AIAI NURSERY 妙典一丁目	妙典1-8-19	711-4305	6ヶ月以上	60	7:30~19:30	7:30~19:30	9:00~17:00	
308	市川富浜雲母保育園	富浜2-3-18	356-0775	57日以上	60	7:00~20:00	7:00~20:00	8:30~16:30	
309	ポピンズナーサリースクール妙典	妙典4-4-27 2F	711-3381	57日以上	90	7:30~20:30	7:30~20:30	9:00~17:00	
310	アルタキッズ妙典園	富浜2-7-2	307-9927	6ヶ月以上	75	7:30~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30	
311	かえで保育園妙典	塩焼1-14-8	356-5525	6ヶ月以上	60	7:30~19:30	7:30~18:30	8:30~16:30	
312	AIAI NURSERY 妙典五丁目	妙典5-9-11	316-1962	6ヶ月以上	60	7:30~19:30	7:30~19:30	9:00~17:00	
313	AIAI NURSERY 妙典六丁目	妙典6-5-23	316-1930	6ヶ月以上	60	7:30~19:30	7:30~19:30	9:00~17:00	
316	まなびの森保育園妙典	妙典6-1-13	303-3131	57日以上	60	7:00~20:00	7:00~20:00	8:30~16:30	
327	セレン保育園	本行徳1266番2	316-1703	57日以上	90	7:00~19:00	7:00~19:00	9:00~17:00	
304	認定こども園 COCOWA学園	幸2-12-22	711-0641	3歳児クラス以上	15	7:30~18:00	休園	9:00~17:00	見学必須
▲113	にじのき保育園	行徳駅前1-24-1	307-3622	57日~2歳児クラス	17	7:15~19:15	7:15~19:15	9:00~17:00	連携施設:未定
▲114	ル・アンジェ行徳保育園	入船12-21	314-1773	57日~2歳児クラス	19	7:30~19:30	7:30~18:30	8:30~16:30	連携施設:未定
▲128	妙典えがお保育園	妙典5-16-25	712-5620	6ヶ月~2歳児クラス	19	7:00~20:00	7:30~18:30	9:00~17:00	連携施設:未定
▲137	すくすく行徳ほいくえん	行徳駅前1-7-9 1F	705-0682	3ヶ月~2歳児クラス	16	7:30~19:00	7:30~18:30	9:00~17:00	連携施設:未定

江戸川区



⑩【行徳・福栄周辺】

●...公立

●...私立

◆...認定こども園

▲...小規模

◆...事業所内保育

	保育施設名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		保育短時間	備考
						平日	土曜日		
113	行徳保育園	行徳駅前4-22-17	395-4843	6ヶ月以上	159	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
121	塩焼保育園	塩焼2-2-5	396-0169	6ヶ月以上	150	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
124	塩焼第2保育園	塩焼3-11-15	395-5176	6ヶ月以上	131	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
125	塩浜保育園	塩浜4-2-10-101	397-2628	6ヶ月以上	120	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
128	香取保育園	香取2-6-25	357-4191	57日以上	70	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
127	行徳第二保育園	行徳駅前4-26-10	397-6671	6ヶ月以上	160	7:00～20:00	7:00～17:30	9:00～17:00	
127	行徳第二保育園分園	新浜1-26-1	701-5243	57日～2歳児クラス		7:00～19:30	7:00～17:30	9:00～17:00	
202	行徳あけぼの保育園	関ヶ島7-3	357-2283	57日以上	150	7:00～19:00	7:00～18:00	8:15～16:15	
207	愛泉保育園	幸2-8-17	396-2222	57日以上	190	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	見学必須
220	すえひろ保育園	末広1-1-48	356-4152	57日以上	60	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	
225	キッド・ステイ南行徳保育園	香取2-19-10	390-1188	57日以上	120	6:45～21:00	6:45～18:30	9:00～17:00	
234	アスク行徳保育園	行徳駅前1-5-14	701-1117	57日以上	60	7:00～20:00	7:00～17:30	9:00～17:00	
242	保育ルームフェリーチェ行徳園	湊3-1 1F	398-7130	57日～2歳児クラス	30	7:00～20:00	7:00～20:00	9:00～17:00	
243	キッド・ステイ妙典保育園	富浜2-5-28	701-1188	57日以上	110	6:45～21:00	6:45～19:45	9:00～17:00	
247	ひまわりキッズ保育園	行徳駅前2-9-6	359-9101	6ヶ月以上	60	7:00～19:00	7:00～16:30	8:30～16:30	
256	若葉インターナショナル幼保園行徳園	行徳駅前1-3-14	359-7700	57日以上	60	7:00～20:00	7:30～18:00	9:00～17:00	
257	すみれキッズアカデミー	宝1-10-21	359-4972	57日以上	64	7:15～19:15	7:15～17:30	8:15～16:15	
259	湊新田保育園	湊新田2-8-3	307-3532	57日以上	60	7:00～19:00	7:00～16:30	8:30～16:30	
261	さくらキッズ保育園	行徳駅前1-8-17 1F	711-2922	6ヶ月以上	69	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	
266	ちやいれっく入船保育園	入船10-3	711-0241	57日以上	60	7:00～20:00	7:00～20:00	8:00～16:00	
267	京進のほいくえんHOPPA新浜	新浜1-23-13 1F	702-9671	57日以上	40	7:00～20:00	7:30～18:30	8:30～16:30	見学必須
269	らいおんハート行徳駅前保育園	行徳駅前1-19-19 2F	383-9120	3ヶ月以上	40	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	
273	行徳ゆめの木保育園	湊2-9	318-2229	6ヶ月以上	46	7:00～20:00	7:00～20:00	8:00～16:00	
285	ちやいれっく末広保育園	末広2-16-11	318-3820	57日以上	60	7:00～20:00	7:00～18:30	8:00～16:00	
295	Milky Way International Nursery School 行徳校	宝1-4-13	711-2136	57日以上	69	7:00～19:00	8:00～18:00	9:00～17:00	
296	京進のほいくえんHOPPA末広	末広1-3-10	303-3081	57日以上	50	7:00～20:00	7:30～18:30	8:30～16:30	見学必須
297	第2行徳ゆめの木保育園	行徳駅前2-8-9 2F	323-6323	6ヶ月以上	36	7:00～20:00	7:00～20:00	8:00～16:00	
298	まなびの森保育園行徳	行徳駅前3-7-9	711-1065	57日以上	60	7:00～20:00	7:00～20:00	8:30～16:30	
299	K's garden 行徳保育園	福栄1-15-16	383-9666	6ヶ月以上	70	7:30～20:00	7:30～18:30	9:00～17:00	
308	市川富浜雲母保育園	富浜2-3-18	356-0775	57日以上	60	7:00～20:00	7:00～20:00	8:30～16:30	
304	認定こども園 COCOWA学園	幸2-12-22	711-0641	3歳児クラス以上	15	7:30～18:00	休園	9:00～17:00	見学必須
▲103	ひなた保育園 行徳駅前ルーム	行徳駅前2-23-14 1F	311-4848	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:00～19:00	7:00～19:00	8:00～16:00	連携施設:未定
▲113	にじのき保育園	行徳駅前1-24-1	307-3622	57日～2歳児クラス	17	7:15～19:15	7:15～19:15	9:00～17:00	連携施設:未定
▲114	ル・アンジェ行徳保育園	入船12-21	314-1773	57日～2歳児クラス	19	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	連携施設:未定
▲137	すくすく行徳ほいくえん	行徳駅前1-7-9 1F	705-0682	3ヶ月～2歳児クラス	16	7:30～19:00	7:30～18:30	9:00～17:00	連携施設:未定

江戸川区



⑪【南行徳・新井周辺】

●...公立

●...私立

◆...認定こども園

▲...小規模

◆...事業所内保育

	保育施設名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		保育短時間	備考
						平日	土曜日		
120	かけまま保育園	欠真間2-25-8	359-0378	6ヶ月以上	110	7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	
203	新井保育園	新井2-1-21	357-3211	57日以上	140	7:00~19:30	7:15~17:00	8:30~16:30	
210	仁保育園	南行徳1-10-5	396-1241	57日以上	150	7:15~19:15	7:15~19:15	9:00~17:00	
219	アップルナースリー保育園	相之川4-3-1 1F	359-0635	57日以上	44	7:00~20:00	7:00~20:00	9:00~17:00	
228	太陽の子保育園	相之川3-10-15	357-0478	57日以上	60	7:00~20:00	7:00~16:00	9:00~17:00	
231	広尾みらい保育園	広尾2-3-1	390-2772	57日以上	90	7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	見学必須
240	グローバルキッズ南行徳園	欠真間1-4-7	395-5777	57日以上	90	7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	
244	つばさ保育園	南行徳3-12-12	396-2980	57日以上	69	7:00~20:00	7:00~17:30	9:00~17:00	見学必須
245	保育ルームフェリーチェ南行徳園	南行徳1-12-2 1F	396-0044	57日~2歳児クラス	30	7:00~20:00	7:00~20:00	9:00~17:00	
268	京進のほいくえんHOPPA南行徳駅前	新井3-4-1	307-9171	57日以上	50	7:00~20:00	7:30~18:30	8:30~16:30	見学必須
286	ぶれあ保育園・南行徳	南行徳1-19-5 2F	317-6853	6ヶ月以上	60	7:30~20:00	7:30~20:00	8:30~16:30	見学必須
300	みなみぎょうとく ゆずのき保育園	相之川3-1-9 1F	711-4170	4ヶ月以上	90	7:00~20:00	7:00~20:00	8:00~16:00	
301	スクルドエンジェル保育園南行徳園	新井3-17-13	312-6862	57日以上	70	7:00~20:00	7:00~20:00	8:30~16:30	
322	きららの杜保育園南行徳	相之川4-10-2	369-6877	1歳児クラス以上	70	7:30~20:00	7:30~18:30	8:30~16:30	
331	ル・アンジェ南行徳保育園	新井3-5-1 1F	711-0100	3歳児クラス以上	50	7:30~19:30	7:30~18:30	9:00~17:00	
302	いずみ認定こども園	南行徳2-5-1	397-2211	3歳児クラス以上	30	8:00~18:00	休園	8:00~16:00	見学必須
314	延命寺学園	新井1-9-2	357-1527	3歳児クラス以上	15	8:00~19:00	休園	8:00~16:00	見学必須
108	南行徳えがお保育園	南行徳1-19-22 2F	711-3971	57日~2歳児クラス	19	7:00~20:00	7:30~18:30	9:00~17:00	連携施設:未定
115	ねっこ保育園	相之川4-10-8 1F	307-9996	57日~2歳児クラス	15	7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	連携施設:きららの杜保育園南行徳
138	incipit保育園	南行徳1-12-7-101	314-1183	57日~2歳児クラス	19	7:30~19:30	7:30~19:30	9:00~17:00	連携施設:未定
139	ゆずのき保育いちかわぎょうとく園	南行徳1-20-13 2F	314-8192	4ヶ月~2歳児クラス	19	7:00~20:00	7:00~20:00	8:00~16:00	連携施設:みなみぎょうとくゆずのき保育園
147	南行徳せいわ保育園	南行徳1-6-12 1-105	316-1165	1歳児~2歳児クラス	15	7:15~19:15	7:15~18:15	8:15~16:15	連携施設:未定
152	南行徳トライキッズ保育園	相之川4-13-18 1F	712-5655	6ヶ月~2歳児クラス	19	7:30~19:00	7:30~19:00	8:00~16:00	連携施設:未定
153	南行徳サンフラワー保育園	南行徳1-21-6 1F	314-8448	57日~2歳児クラス	19	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30	連携施設:未定
154	ル・アンジェ南行徳小規模保育園	新井3-5-1 1F	303-3500	57日~2歳児クラス	19	7:30~19:30	7:30~18:30	9:00~17:00	連携施設:ル・アンジェ南行徳保育園